

平成29年度実施施策に係る事前分析表

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-①)

別紙1

施策名	担当部局名	政策体系上の位置付け	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
目標1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり	地球環境局 研究調査室 低炭素社会推進室 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 フロン対策室 国民生活対策室	木村正伸 松澤裕一 鈴川智一 馬場康弘 増田直文	
地球温暖化対策計画に基づき、中期削減目標に向けて対策・施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、長期的・戦略的な取組を進める。			
達成すべき目標	2030年度の温室効果ガス排出を2013年度比26%削減(2005年度比25.4%削減)の水準にするとともに、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。	目標設定の考え方・根拠	<p>・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号) ・フロン類の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号) ・第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定) ・日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日に国連に提出) ・経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定) ・地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定) ・地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定) ・未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)</p>
測定指標	基準値 [基準年度]	目標値 [目標年度]	年度ごとの目標値 [年度ごとの実績値]
	25年度	26年度	27年度
1 温室効果ガス総排出量 (CO2換算トン)	14億800万 (13億9,700 万)	25年度 (17年度) 10億7,900 万	25年度 — — — — — — — —
2 エネルギー起源二酸化炭 素の排出量(CO2換算 トン)	12億3,500 万 (12億1,900 万)	25年度 (17年度) 9億2,700万	25年度 — — — — — — — —
		42年度 — — — — — — — —	42年度 — — — — — — — —
			30年度 — — — — — — — —
			31年度 — — — — — — — —
			測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日に国連に提出)において、2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013年度比26%減(2005年度比25.4%減)とするとして、地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)においても、同目標を我が国の中期目標と位置付け、施策の推進を図っているため、地球温暖化対策計画において、我が国の長期的な目標として、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしているため。 また、地球温暖化対策計画において、我が国の中期目標と位置付け、施策の推進を図っているため。 また、地球温暖化対策計画において、我が国の長期的な目標として、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしているため。

(2) パリ協定等を受けた長期的温室効果ガス削減対策研究事業
(平成26年度)

113
(92)

115
(94)

76
(69)

1.2

0002

<達成手段の概要>
パリ協定では、すべての国が長期の温室効果ガス低排出戦略の作成に努めるべきと規定されている。これを踏まえ、私・社をはじめとした他国の事例研究や、研究者間のネットワーク会合を通じて得た科学的知見の共有を図ることにより、我が国の長期温室効果ガス低排出戦略の策定に貢献する。

<達成手段の目標>
我が国の長期の温室効果ガス低排出戦略策定に向けた科学的知見の集積

<施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容>
<施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容>
本事業研究による科学的知見は、2050年、そして2100年までを見据えた我が国の温室効果ガス低排出戦略の策定に寄与することができる。

(3)	廃棄物発電の高度化支援事業 (平成25年度)	102 (90)	218 (209)	260 (239)	210	1,2	0005
(4)	モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型幹線物流促進事業 (国土交通省運搬事業) (平成26年度)	350 (283)	350 (335)	350 (269)	1,2	0007	
(5)	エコリース促進事業 (平成23年度)	1,800 (1,745)	1,800 (1,787)	1,800 (1,761)	1,900	1,2	0009
(6)	地域低炭素投資促進ファンド等 (平成25年度)	4,600 (4,600)	4,600 (4,600)	6,000 (6,000)	4,800	1,2	
(7)	環境金融の拡大に向けた利子補給事業 (平成29年度)	1,200 (1,200)	2,224 (1,392)	2,070 (1,422)	2,070	1,2	0014

(8)	地方公共団体実行計画を技とし た地域の低炭素化基礎整備事 業(平成26年度)	82 (59)	82 (25)	110 (85)	332 1.2.3.4
(9)	事業者排出削減対策促進経費	6 (5)	6 (6)	6 (6)	1.2.3
(10)	資源循環促進事業 (平成20年度)	1,208 (897)	885 (706)	503 (403)	267
(11)	バリア協定等を受けた中長期的温 室効果ガス排出削減対策検討 (平成29年度)
(12)	家庭部門のCO2排出実績統計 調査事業 (平成25年度)	199 (193)	199 (197)	199 (160)	300 1

地球温暖化対策の推進・国民運動 [COOL CHOICE]強化事業 (13) 等 (平成15年度)	2,574 (2,369)	2,720 (2,426)	2,925 (2,199)
- ・25年度の達成に向けて、特に家庭・業務部門においては4割という大幅な削減が必要である。そのためには、国民一人一人の意識改革やライフスタイルの転換を図るための普及啓発を根本的に強化する必要がある。については、エネルギー消費サイドである家庭・業務部門において一大ムーブメントを起こし、インパクトと持続性のある活動を展開することで、社会システムの変革やライフスタイルへのつなげ、もってCO2排出量削減を図る。 ・低炭素型の製品・サービス等の販売促進策「COOL CHOICE」をより効果的に展開するため、環境大臣をチーム長として設置された「COOL CHOICE推進チーム」、分野別の作業グループにおいて対策を進める。 ・地球温暖化対策の推進に関する法律を踏まえ、全国地球温暖化防止活動推進センター及び各地方温暖化防止活動推進センターが実施する事業の支援や地方公共団体と連携した普及啓発活動を促進させることで、地域における地球温暖化防止活動の基盤を形成する。 <達成手段の目標> ・地球温暖化対策計画における低炭素アクション等の推進によりCO2排出量削減推定効果を2030年度までに(2013年度比)約583.6万t-CO2にする。	2,850	0021	

(14) 省エネ家電等COOL CHOICE推進事業(平成29年度)	—	—	—	2,000
(15) サプライチェーンにおける排出削減率(平成22年度)	294 (255)	280 (223)	224 (193)	414
(16) CO2削減ボテンシャル診断推進事業(平成22年度)	750 (599)	1,650 (1,549)	2,000 (1,914)	2,000
(17) 先進対策の効率的実施によるCO2排出量大幅削減事業(平成24年度)	2,834 (2,649)	2,800 (2,753)	3,700 (3,097)	2,700
(18) CO2削減対策強化講習型技術開発・実証事業(平成25年度)	4,800 (4,157)	6,500 (5,070)	6,500 (4,637)	2

(19) エネルギー起源CO2排出削減 技術評価検証事業費 (平成25年度)	4,000 (3,382)	4,000 (3,137)	3,150 (2,270)	3,441	1.2	<達成手段の概要> エネルギー効率特別会計における事業の効果算定手法の検討、技術動向調査及び事業効果の検証・把握等を行うとともに、次世代社会イフ(仮想構築、廃棄物系バイオマス、統合的アプローチによる環境政策の推進、といった分野におけるCO2排出削減対策、技術について、実績事業を通じて個別手法の削減効果の検証、削減手段の目標>技術の抑制のための再エネ・省エネ技術等の導入を通じて「低炭素社会」を創出する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)>への寄与の内容> エネルギー効率特別会計において効果的に事業を推進することにより、温室効果ガスの一層の排出抑制を図る。	0031
(20) CCSによるカーボンマイナス社会推進事業（一般経済産業省連携事業） (平成26年度)	1,243 (817)	2,500 (1,224)	6,000 (2,512)	6,000	2	<達成手段の概要> 我が国周辺水城域における二酸化炭素貯留地の調査を実施する。また、我が国に適したCCSの円滑な導入手法を検討する。 <達成手段の目標> ・2021年までに二酸化炭素貯留地を3ヶ所程度選定する。 ・2020年までの技術の実用化を目指し、石炭火力発電における二酸化炭素分離回収に伴うコスト、発電効率の低下、環境影響等に関する知見を得るとともに、我が国に適したCCSの円滑な導入手法をとりまとめる。 <施策の達成すべき目標への寄与の内容> 2030年以降を見据えて、火力発電所等の大規模排出源に環境に配慮したCCSを導入することで、二酸化炭素排出量の大幅削減に貢献する。	0032
(21) 未来のあるべき社会・ライフスタイルを創造する技術イノベーション事業 (平成26年度)	600 (539)	1,500 (1,498)	1,900 (1,856)	2,500	2	<達成手段の概要> 民生・業務部門を中心にライフスタイルに関する深い多様多様な電気機器(照明、パソコン、空調、サーバー、動力モーター等)に組み込まれているパワー・光デバイス等を、高品質なGaN基盤を用いて高効率化し、エネルギー消費量の徹底した削減を実現する技術開発・実証を行う。 <達成手段の目標> 照度、空調等あらゆる電気機器に搭載されているデバイスについて、既存デバイスから大幅な効率化が可能なGaN(窒化ガリウム)デバイスの開発及び当該技術が社会に普及することによる社会全体のエネルギー消費の徹底的な削減並びに二酸化炭素排出量の削減。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 社会全体のエネルギー消費の徹底的な削減及び二酸化炭素排出量の削減に寄与とともに、エネルギー消費が少なくとも豊かな社会やライフスタイルを創造する。	0034
(22) 大規模蓄在エネルギー源を活用した低炭素技術実用化推進事業のうち潮流蓄電技術実用化推進事業 (平成29年度)	550 (359)	1,000 (493)	900 (892)	1,200 (892)	1.2	<達成手段の概要> 各地域の特性を生かした先導的な再エネや蓄電池のバックージでの導入や需要側のエネルギー消費削減等と併せた離島の低炭素地域づくりに必要な設備の導入等を補助する。 <達成手段の目標> 離島における先導的な再エネの導入や省エネの強化等低炭素地域づくりを進めることで、CO2排出削減のみならずエネルギーコスト削減や防災性の強化等を実現する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 離島における先導的な再エネの導入や省エネの強化等を図る、自立・分散型エネルギー社会のモデルを確立し、他の地域へ展開することで、CO2排出量の削減に寄与する。	0038
(23) 糸島の低炭素地域づくり推進事業 (平成26年度)	2,800 (206)	1,352 (2,710)	1,000 (97)	600 (97)	1.2	<達成手段の概要> 再エネの導入や省エネの強化等を含む糸島の低炭素地域づくりに向けた事業化計画策定や実現可能性調査(FSW調査)の実施を支援する。また、糸島の特性を踏まえた先導的な再エネの導入、民生・需要の省エネの強化等の低炭素地域づくりを推進するために必要な設備の導入等を補助する。 <達成手段の目標> 糸島における先導的な再エネの導入や省エネの強化等低炭素地域づくりを進めることで、CO2排出削減のみならずエネルギーの安定供給や防災性の強化等を実現する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 糸島における先導的な再エネの導入や省エネの強化等を図るモデルを確立し、他の地域へ展開することで、CO2排出量の削減に寄与する。	0044

(24) エコチユーニングビジネスモード (平成26年度)	200 (193)	180 (142)	160 (148)	- 1
脱フロン社会構築に向けた業務 労用冷凍空調機器省エネ化推進 事業(一社)国土交通省運輸 事業(平成26年度)	- -	- -	- 6,300	1.4
<達成手段の概要> 業務用等建築物の「エコチユーニング」により削減された光熱水費から収益を上げるビジネスモデルの確立を目指し、平成28年度から技術者資格制度・事業者認定制度を開始した。平成29年度以降はエコチユーニング推進センターにより事業者認定制度として目立した運営を目指して最終的な準備を行った。これまでの取組みを踏まえ、平成29年度からエコチユーニング制度が運営されている。 なお、「エコチユーニング」とは、住民社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備後請システムの適切な運用改善等を行うこという。	新29-0007			
<達成手段の目標> <施設の運営すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 民間のエコチユーニングビジネスモデルの確立による自律的・集積的なCO2削減 <施設の運営すべき目標(測定指標)により、業務部門では2030年度に2013年度比で約4割削減する見通しを立てており、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、自立的・継続的にCO2が削減される環境を整えることができる。	0039			
(25) 低炭素ライフスタイル構築に 向けた診断促進事業 (平成28年度)	320 (159)	110 (95)	260 (152)	210 1
<達成手段の概要> 平成28年度より運用を開始した家庭工診断制度の普及促進・診断実施体制整備として、以下2事業を行う。 1.家庭向けエコ診断への補助事業 家庭で低炭素ライフスタイルを構築するため、各家庭に診断士を派遣し、家庭に応じた温室外効果ガス排出削減行動を促すアドバイスを行う診断実施事業(診断実施機関は、民間企業・地方公共団体等)に対して補助を行う。 2.診断体験講習 診断を実施する上での事業運営として、環境省の示す運営体制・診断方法等に関するガイドラインに従い、診断実施機関の認定及び管理・支援や、診断ソフト及びシステムの管理・改善、診断実施事業の普及啓発促進、事業効果の分析、運用問題改善の検討を行う。	新29-0007			
<達成手段の目標> <施設における着工ネクスを実現するための診断事業を行い、低炭素ライフスタイルへの転換を促進する。民間企業や地域主体のネットワークを活用し、各家庭において現状から55%以上のCO2削減実現を目指す。	0041			
(27) 自然環境に配慮した再生可能工 ネルギー推進事業 (平成22年度)	122 (106)	122 (76)	81 (9)	22 1.2
<達成手段の概要> 地熱発電施設における温泉資源への影響緩和策の検討 <達成手段の目標> 自然環境や地元に配慮した再生可能エネルギーの導入 <施設の運営すべき目標(測定指標)への寄与の内容> お施設における着工ネクスの導入における自然環境への影響緩和策・配慮策を検討し、ガイドラインの策定、規制の見直し等に活用し、自然環境に配慮した再生可能エネルギーの推進に寄与する。	0045			
省CO2型リサイクル高度化設備 (平成27年度)	- -	900 (655)	1,200 (1,028)	1,500 1.2
<達成手段の概要> 民間団体等を対象として、省CO2型リサイクル高度化設備の導入に対する経費の一部を補助する。 <達成手段の目標> 使用済製品等のリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制及び再生資源の回収効率の向上 <施設の運営すべき目標(測定指標)への寄与の内容> エネルギー起源二酸化炭素の排出量削減に寄与する。	0046			

(29) 風力発電等による地域主導型 の戦略的適地抽出手法の構築 (事業 (平成27年度))	-	158 (120)	341 (402)	290	1.2	<p>風力発電等による地域主導型の戦略的適地抽出における事業特性・地域特徴二つの特約、ステークホルダー・地域住民との調整手法、各種規制手続の事前調整・環境影響評価手続の進め方等について優良事例等を踏まえて整理し、手続の合理化・期間短縮に資する地域主導による適地抽出の手法を取りまとめる。風力発電は平成28年度に取りまとめられ、平成29年度は地熱発電の取りまとめを予定)。また、平成28年度に追加選定した3地域において、適地抽出を実現し、得られた知見を手法構築の検討に反映させ、カイトの汎用性を高める。</p> <p><達成手段の目標></p> <p>事業者が単独で計画立案して進めてきたために、構想・計画段階が長期化してしまう懸念があつた風力発電等の導入について、自治体が主導して、先行利用者との調整や各種規制手続を図りつつ、それらと一緒に環境影響評価手続を進めることで、その後の事業者の事業計画が円滑に進むような適地抽出の手法を構築する。</p> <p><施設の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>事業者単独ではなく、自治体が主導して、先行利用者との調整や各種規制手続と一緒に環境影響評価手続を進めるための適地抽出の手法を構築することで、環境に配慮しつつ円滑かつ迅速な事業実施に貢献する。</p>	0047
(30) 廃熱・海水等の未利用資源の 効率的活用による低炭素社会 システム整備促進事業 (平成28年度)	-	-	-	2,200	2	<p><達成手段の概要></p> <p>地域の未利用資源(廃熱・海水等)の利用及び効率的な配給システム等地域の低炭素化や活性化を推進するモデル的取組に必要な設備等の導入経費を支援。また、未利用資源の活用コスト削減化、大幅なエネルギー効率改善、CO2の削減に直結する各種施設や設備の交換・追加を支援。</p> <p><達成手段の目標></p> <p>社会システムは、一度整備されると長期にわたりCO2排出の固定化(ロックイン)が懸念され、構築のタイミングで既存業界のものへと政策競争する必要がある。また、財政上の理由から設置した設備を限りまで使い続ける事業者はおいては、設備の効率低下による燃料や電気の大額消費を原因としたコスト増大が、経費の更なる削減を招き、結果としてCO2排出量も増加するところ、これではCO2削減が不可能なモデルを確立することが不可欠。</p> <p><施設の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>低コストCO2削減が実現できるモデルの確立およびその普及によって、温室効果ガスの一層の排出抑制に寄与する。</p>	新29-0006
(31) L2-Tech(先導的低炭素技術 導入拡大推進事業 (平成27年度))	-	350 (182)	4,000 (537)	680	1	<p><達成手段の概要></p> <p>(1)[L2-Tech]次の更新・拡充・情報発信(委託)を実施し、対象技術のリストを更新・拡大するとともに、それぞれの効率・海水等を導入する個別の設備・機器の認証を実施し、L2-Techの情報を積極的に発信する。また、平成28年度に構築したL2-Tech情報プラットフォームの運用を通じて、先導的技術の情報や優良事例などを収集し、効率的な情報発信を行。</p> <p>(2)L2-Tech導入実証事業(補助)</p> <p>L2-Techを活用した実証実験の高い優良事例の創出を目的とした導入実証を通じて、L2-Tech導入時の現状プロセスとの適合方法や入れ替えるによる環境影響の低減など、安定稼働に関するソリューション情報を収集するとともに、そのCO2削減効果を後証する。また、優良事例の公開により、新たなL2-Techの創造につなげる。</p> <p><達成手段の目標></p> <p>エネルギー消費量を抜本的に削減する大胆な省エネを進めるため、ベストを追求する発想でエネルギー効率が極めて高くCO2削減に最大の効果をもたらす技術を「L2-Tech」と位置づけ、導入促進をしているところ。経済成長とCO2削減の両立には革新的技術の活用が不可欠であり、我が国が世界に先駆けてL2-Tech導入による低炭素技術のビジネスモデルを実現し、国際的な低炭素技術ノーベルコンを引き立てることが重要である。一方でL2-Techは、先導的技術であることが導入実績や課題実績の如見が乏しく、また、初期費用も高額となることから、普及・拡大を進めるにあたり、積極的な財政支援の効果検証が必要である。</p> <p><施設の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>CO2削減効果の高いL2-Tech等設備の特定とその導入普及が促進されることにより、早期に大幅なCO2削減が図れる。</p>	0051
(32) セルロースナノファイバー 等の次世代素材活用 推進事業(経済産業省・農林 水産省連携事業) (平成27年度)	-	300 (282)	3,300 (1,205)	3,900	2	<p><達成手段の概要></p> <p>CNF等適用分野において、製造、使用、廃棄に関わる低炭素化の評価・実証、CNF等の普及展開にかかるモデル事業を実施する。</p> <p>自動車の部材においては、金属等を重量なCNF、もしくはより高耐熱なハイオスマッシュチックで代替することで、さらなる低炭素化を図る。</p> <p><達成手段の目標></p> <p>様々な製品等の基盤となる素材にまで立ち返り、自動車部材の軽量化・燃費改善等による環境温暖化対策への多大なる貢献が期待できるセルロースナノファイバー(CNF)やハイオスマッシュチック等の次世代素材について、メーカー等と連携し、製品等活用時の削減効果検証、製造プロセスの低炭素化の検証、リサイクル時の課題・解決策検討・早期社会実装を推進する。</p> <p><施設の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>CNFの早期社会実装の推進により、自動車等の燃費改善効果が10%程度得られ、よってCO2排出が抑制されることで2030年断面で約152万t/年のCO2削減効果が得られる。</p>	0052

(33) 再エネ等を活用した水素社会 推進事業（一部経済産業省運 営事業） (平成27年度)	—	2,650 (1,082)	6,500 (2,326)	5,493
2				0.064

<達成手段の概要>
製造から利用までの水素サプライチェーン全体を通じた低炭素化を促進するため、下記の取組を行ふ。
(1)水素の製造から利用までの各段階の技術のCO2削減効果を確認し、サプライチェーン全体での評価を行ったためのガイドラインの策定
(2)再生可能エネルギー等を活用して水素を製造し、輸送し、燃料電池自動車や定置用燃料電池で利用するまでの一貫した低炭素な水素サプライチェーンの実証
(3)再生可能エネルギー由来の水素ステーションの導入支援

<達成手段の目標>
CO2削減効果や波及効果が高い水素サプライチェーンのモデルを確立するとともに、再生可能エネルギー等を活用した低炭素な水素社会を実現する。

<施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容>
<施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容>
地域における低炭素な水素サプライチェーンの水平展開等により、再生可能エネルギー等を活用した低炭素な水素社会を実現し、CO2排出量の削減に寄与する。

(34) 森林等の吸収源対策に関する国体内幹部整備確立調査費事業 (平成11年度)	33 (29) (34)	34 (28) (27)	28 33	5	0055
(35) 温室効果ガス関連情報基盤整備事業 (平成28年度)	820 (649)	719 (564)	755 (537)	630 1.2,3	0003 0017 0023
(36) 廃棄物処理施設の余熱等を利用した地域低炭素モデル事業 (平成28年度)	-	-	200 (64)	400 1.2	0056
(37) 低炭素型廃棄物処理支援事業 (平成28年度)	-	-	1,700 (981)	2,000 1.2	0057

(38) 再生可能エネルギー電気・熱自立の普及及促進事業(経済産業省 (平成28年度))	-	-	6,000 (2,199)	8,000	1.2	<p><達成手段の概要> 地域における再生可能エネルギー普及・拡大の妨げとなっている課題への対応の仕組みを構え、かつ二酸化炭素の削減に係る費用対効果の高い取組に対し、再生可能エネルギー設備を導入する事業等に対する補助を実施</p> <p><達成手段の目標> 再生可能エネルギーの自立的普及を促進</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 再生可能エネルギーの自立的普及を促進することにより、低炭素社会の実現に寄与する。</p>	0058
(39) 地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業(平成28年度)	-	-	5,000 (1,032)	3,200	1.2	<p><達成手段の概要> 地方公共団体を対象として、国の地球温暖化対策計画に則した高い目標を掲げる地方公共団体実行計画(事業事業編)の策定・見直し等を行うための調査・検討支授や、先進的・モデル的である全局的なカーボン・マネジメントの取組を踏まえた省エネ設備の導入に対する補助を行うことにより実施</p> <p><達成手段の目標> 国が地球温暖化対策計画に則した高い目標を掲げる地方公共団体実行計画(事業事業編)に基く等先進的な公共施設の低炭素化の推進</p> <p>公共団体実行計画(事業事業編)に基く等先進的な公共施設の低炭素化の推進</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地方公共団体実行計画(事業事業編)の策定率の向上</p>	0059
(40) 公共交通機関の低炭素化と利用促進による脱燃費事業(国土交通省運輸事業 (平成28年度))	-	-	-	2,300	1	<p><達成手段の概要> 公共交通機関あるいはそれらを補完する交通システムについて、域内の交通利便性を高め、マイカーから公共交通機関等の低炭素な交通手段への転換を促進するために必要な設備等の整備を行う。</p> <p><達成手段の目標> 公共交通機関の低炭素化と利用促進による脱燃費事業の向上に係る面的な取組及び鉄道機関設備の省エネ化を支援し、マイカー等から低炭素な公共交通機関等へのシフトを促進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> マイカー等から公共交通機関等へのシフトを進めることで、運輸その他の部門における二酸化炭素排出量の削減を図る。</p>	
(41) 公共施設等先進的CO2削減対策モデル事業(平成28年度)	-	-	2,550 (388)	2,600	1.2	<p><達成手段の概要> 公共施設等に再生可能エネルギーを活用した自立・分散型エネルギー・システムの導入、併せて省エネ改修等を行い、電力を効率よく輸送するシステム構築を行う事業を実施する。</p> <p><達成手段の目標> 公共施設等が複数存在する地区内において、再生可能エネルギーを活用した複数の自立・分散型エネルギー・システムを構築し自家発電の利用により電気を輸送するとともに、光電に頼らず電力の地区内消を行ふ自己完結型のシステムを構築することで、地区を超えて地域全体でCO2排出削減を行うモデルを確立する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業により、再生可能エネルギーを効率的に導入し、エネルギーを効率的に運用するモデル事業を確立することで、CO2排出量の削減に貢献する。また、エネルギーの地盤地消を行うことにより災害時の断水等にも寄与する。</p>	新29-0008
(42) 上下水道システムにおける省CO2化推進事業(平成28年度) (厚生労働省・国土交通省運輸事業 (平成28年度))	-	-	2,400 (525)	1,300	2	<p><達成手段の概要> 上下水道システムにおける省CO2化推進事業(平成28年度)の省エネ設備及び、下水処理場の常用電源として整備する太陽光発電設備等の導入・改修により省エネ化を図る事業</p> <p><達成手段の目標> 水道施設や下水処理場における省CO2化を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 水道施設や下水処理場の低炭素化に向けたモデルを確立することで、業務その他の部門における二酸化炭素排出量の削減を図る。</p>	0061
[43] LED照明導入促進事業 (平成28年度) ※平成28年度における [LED照明導入促進事業 (平成28年度)]	-	-	1,600 (910)	2,000	2	<p><達成手段の概要> 小規模地方公共団体の地域における街路灯や商店街の屋外照明等を、リース方式を活用してLED照明へ更新する事業</p> <p><達成手段の目標> 街路灯や屋外照明等へのLED照明の導入により、地場一体となる低炭素化に寄与する。</p> <p>また、PCT早期処理を促進するとともに、二酸化炭素の排出抑制を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 街路灯や屋外照明等のLED化を通じて、業務その他の部門における二酸化炭素排出量の削減を図る。</p>	0063

次世代省CO2型データセンター設立・普及促進事業（税務省運営事業）（平成29年度）				<達成手段の概要> 設置若しくは新設のデータセンター等において、高効率のIT機器や高効率の設備及びそれらの稼働や運用を管理するシステム等を導入することにより、従来システムと比較し50%以上の二酸化炭素削減効果が見込まれる事業に補助を行う。	
				<達成手段の目標> 省CO2型データセンターの事例を収集し、削減対策となるモデルを示すとともに、省エネシステム市場の形成を後押ししつつ、価格低減を図り、事業終了後の民間による自立的普及を促進する。	
				<施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 我が国の電力消費量の1%～2%程度を占めるデータセンターの根本的低炭素化を促進することで、業務その他の部門における二酸化炭素排出量の削減を図る。	
					0064

(51) 環境調和型バイオマス資源活用モデル事業（国土交通省選択事業）（平成28年度）	-	-	800 (101)	800	2	0071							
海洋環境保全上適正な海底下CO2実施確保のための総合検討事業（平成28年度）	-	-	260 (251)	260	1								
先進環境対応トラック・バス導入事業（平成28年度）	-	-	1,000 (1094)	1,000	1,2	0074							
木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業（経済産業省選択事業）（平成28年度）	-	-	400 (314)	500	1,2	0076							
国立公園等における再生可能エネルギーの効率的導入促進事業（平成28年度）	-	-	700 (571)	700	1,2	0077							
<達成手段の概要> 地域内に存在する家畜ふん尿や食物残さ等を活用したバイオマス発電施設から生じた液肥を、下水処理施設で処理するモデル事業を実施する。バイオマス発電施設で得られた電力を販売し、液肥を施肥を行う下水処理施設等に供給することで、下水処理施設の省CO2化を図ると同時に、地域環境の保全に貢献し、低炭素社会と循環型社会を同時達成することを目指す。	<達成手段の目標> バイオマス発電において生じる液肥による地下水汚染の問題を解決し、下水処理施設の省CO2を同時に図るモデルを実証する。	<施設の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容> バイオマス発電施設と下水処理施設の連携によるモデルを確立することにより、業務その他部門における二酸化炭素排出量の削減に寄与する。	<達成手段の目標> ・国内第一号海底下CCS事業（経済産業省選択事業）について、最新の知見を活用したモニタリング技術を適用し、結果を検証していくことにより、CCS事業における適正なモニタリング技術及びその適用方法の確立を図る。	<達成手段の目標> ・国内第一号の海底下CCS事業について、モニタリング技術を適用し結果を検証していくことにより、今後のCCS事業におけるモニタリング技術の確立を目指し、CO2整備に資する。	<施設の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容> CO2の漏えいがないことについて信頼できるデータを提供するものであるため、国内第一号の海底下CCS事業その他CCS事業全般に対する国民の安心・信頼が確保され、CCS事業の促進に寄与する。このため、直接的な導入効果はないものの、間接的な大規模削減効果が期待される。	<達成手段の概要> 先端環境対応トラック・バス（燃料電池車、電気自動車、ハイブリッド車、天然ガス自動車）の導入・加速を支援する。 <達成手段の目標> 先端環境対応トラック・バスの総販売台数に占める環境対応車の比率を6%まで上昇させる。	<達成手段の目標> 先端環境対応トラック・バスの安定需要を醸成し、大量生産による価格低廉化普及を図ることにより、CO2排出削減を図る。	<達成手段の目標> 地政温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画等の確實な実施を図るために、特に森林等に眠るバイオマス資源を持続的に活用することを目標とした地方公共団体が行う計画策定に対して支援を行い、地域の低炭素化を実現する。	<達成手段の目標> 地方公共団体による、木質バイオマス資源の持続的活用を図るとともに、再生可能エネルギー設備の導入拡大を目指す。	<施設の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容> 地方公共団において、木質バイオマス資源による再生可能エネルギー設備を確実に導入することで地域の低炭素化を実現・拡大に寄与する。	<達成手段の目標> 国立公園等の動植物や景観などの自然環境情報を収集し、事業者に提供	<達成手段の目標> 国立公園等の動植物や景観への寄与の内容> 自然環境に配慮した再生可能エネルギーの導入の促進	<施設の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容> 自然環境に配慮した再生可能エネルギーの立地選定に必要な自然環境情報を提供することで、事業者の立地選定等が適切かつ効率的なものとなり、地元との円滑な合意形成に寄与する。

(56) 風力発電等によるソーニング導入可能な後付モデル事業 (平成28年度)	-	-	300	1.2
地域における都市機能の集約及びレジリエンス強化を図立す (平成29年度)	-	-	100	1.2, 3.4
フロン等対策推進調査費 (平成29年度) 再掲	236 (191)	270 (220)	233 (199)	4
カーボン・ブーランシング導入可能 性調査事業 (平成29年度)	-	-	250	1.2
CO2中長期大幅削減に向けた工 作(ナガキ・転換部門低炭素化に 向けたオローアップ事業 (平成29年度)	-	-	150	1.2
公共交通機関の低炭素化と利 用促進に向けた設備整備事業 (国土交通省運営事業)	-	-	2,300	1.2

風力発電等によるソーニング導入可能な後付モデル事業の実験による結果等を実施し、ソーニングマップの策定検討を実施し、得られた知見を(1)の検討に反映する。

(1)風力発電等によるソーニングの手法検討
(都道府県、市町村の単位を想定。)において、その地域特性を考慮しつつ、環境面に加え経済面、社会面も総合的に評価して再生可能エネルギー導入を促進すべきエリア、環境保全を優先すべきエリア等の設定を行なうソーニングの手法について検討、関係者・関係機関等の調整等を実施し、ソーニングマップの策定検討を実施し、得られた知見を(1)の検討に反映する。

(2)モデル地域における実験結果による結果等を実験するモードル地域を地方公共団体から公取扱い、モードル地域において環境情報の収集・整理やソーニングの基本的考え方の検討、関係者・関係機関等の調整等を実施し、ソーニングマップの策定検討を実施し、得られた知見を(1)の検討に反映する。

新29-0003

風力発電等によるソーニング導入可能な後付モデル事業の実験による結果等を実施し、ソーニングマップの策定検討を実施し、得られた知見を(1)の検討に反映する。

<達成手段の概要>
(1)風力発電等によるソーニングの手法検討
(都道府県、市町村の単位を想定。)において、その地域特性を考慮しつつ、環境面に加え経済面、社会面も総合的に評価して再生可能エネルギー導入を促進すべきエリア、環境保全を優先すべきエリア等の設定を行なうソーニングの手法について検討、マニュアルを策定する。
(2)モデル地域における実験結果による結果等を実験するモードル地域を地方公共団体から公取扱い、モードル地域において環境情報の収集・整理やソーニングの基本的考え方の検討、関係者・関係機関等の調整等を実施し、ソーニングマップの策定検討を実施し、得られた知見を(1)の検討に反映する。

新29-0012

<達成手段の概要>
(1)風力発電等によるソーニングの手法検討
(都道府県、市町村の単位を想定。)において、その地域特性を考慮しつつ、環境面に加え経済面、社会面も総合的に評価して再生可能エネルギー導入を促進すべきエリア、環境保全を優先すべきエリア等の設定を行なうソーニングの手法について検討、マニュアルを策定する。

新29-0008

<達成手段の概要>
(1)風力発電等によるソーニングの手法検討
(都道府県、市町村の単位を想定。)において、その地域特性を考慮しつつ、環境面に加え経済面、社会面も総合的に評価して再生可能エネルギー導入を促進すべきエリア、環境保全を優先すべきエリア等の設定を行なうソーニングの手法について検討、マニュアルを策定する。

新29-0011

<達成手段の概要>
(1)風力発電等によるソーニングの手法検討
(都道府県、市町村の単位を想定。)において、その地域特性を考慮しつつ、環境面に加え経済面、社会面も総合的に評価して再生可能エネルギー導入を促進すべきエリア、環境保全を優先すべきエリア等の設定を行なうソーニングの手法について検討、マニュアルを策定する。

新29-0008

<達成手段の概要>
(1)風力発電等によるソーニングの手法検討
(都道府県、市町村の単位を想定。)において、その地域特性を考慮しつつ、環境面に加え経済面、社会面も総合的に評価して再生可能エネルギー導入を促進すべきエリア、環境保全を優先すべきエリア等の設定を行なうソーニングの手法について検討、マニュアルを策定する。

新29-0008

(62) 低炭素型ディーゼルトラック普及 加速化事業 (平成29年度)	-	-	-	<p><達成手段の概要> 中小トラック運送業者を対象として、トラックの更新需要をトップクラスの燃費レベルに誘導するため低炭素型ディーゼルトラックの導入を集中的に支援する。</p> <p><達成手段の目標> 波及効果も含めて、ディーゼルトラック既用車に占める低炭素型車両の比を平成26年度の比率19.4%から平成31年度の比率39%以上を目指す。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 走行距離の長いトラック運送事業者の保有車両における平均燃費の向上により、CO2排出削減を図る。</p>
施策の予算額 執行額	31,619 (25,617)	40,323 (33,669)	94,112 (60,734)	109,721 施策に關係する内閣の重要な政策 (施政方針演説等の打ち掌なるもの)

新29-0013

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

一九四〇年九月

卷之三

施策名	目標1-2 世界全体での抜本的な排出削減等への貢献	担当部局名 地球環境局 市場メカニズム室 国際地球温暖化対策担当参事官室 国際協力室 研究調査室	作成責任者名 (※記入は任意)	実施の概要	
				政策体系上の位置付け	1. 地球温暖化対策の推進
				・日本の結束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日に国連に提出) ・パリ協定(平成28年11月発効) ・地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)	平成30年8月
				・政策評価実施予定期	
達成すべき目標	目標	目標年度	目標設定の考え方・根拠	目標年度	目標の達成理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
1 パリ協定の実施に向けた貢献	-	平成32年	パリ協定が発効し、今後は2018年が期限の詳細レールの策定交渉や途上国の削減目標等(NDC)の支援等に積極的に取り組むことが不可欠であるため。	25年度 26年度 27年度 28年度 29年度 30年度 31年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値
2 JOM等を通じた優れた低炭素技術の海外展開の累積の事業規模(単位：億円)	-	-	2,000 32年度 - 218 633 963	- - - - - - -	未来投資戦略2017において定められているため。
測定指標	目標	目標年度	目標年度	目標年度	測定指標の達成理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
3 IPCCへの貢献	第6次評価報告書、特別報告書等の作成	2022	IPCCの科学的知見は気候変動交渉や国内外の政策の科学的基礎として重要であるため。なお、第6次評価報告書は2022年に作成される予定	予算額(執行額) 26年度 27年度 28年度 29年度	当初予算額 関連する指標 達成手段の概要等
(1) 国際再生可能エネルギー機関 分担金 (平成22年度)	37 (33)	43 (37)	55 (43)	43 1	<達成手段の概要> 再生可能エネルギーの開発とグローバルな普及・促進を目的とする国際機関である国際再生可能エネルギー機関(IRENA)の活動に対して分担金を拠出する。 <達成手段の目標> 環境保全、気候保護、経済成長、持続可能な開発、エネルギーの安定供給等を図りつつ再生可能エネルギー(太陽光、風力、バイオ、地熱、水力及び海洋エネルギー)の導入と持続可能な利用を促進する。 <施策の達成すべき目標(測定指標への寄与の内容)> IRENAへの幾度を通じ、国際的な再生可能エネルギーの普及・促進に貢献している。

(2)	国連持続可能な消費と生産10年計画枠組み(10YFP)による資金等を活用し、途上国との連携事業を行ふ。10YFPの基金への拠出等を通じ、民生部門内事業の実施に有効な、各國、マルチステークホルダーズ(多様な利害関係者)の創意工夫を活かした事業を実施する。	0034	
(3)	<p>短期寿命気候汚染物質削減に関する国際パートナーシップ機関 （平成25年度）</p> <p>（平成25年度）</p>	<p>く達成手段の概要> 短期寿命気候汚染物質(SLCP)に関する国際パートナーシップ(CCAO)に対する資金拠出を行うとともに、我が国の技術経験を活かしてアジア地域におけるSLCP汚染の実態調査等を行う。</p> <p>く達成手段の目標> 我が国がSDGsの実施・フォローアップを牽引し、我が国の経験・技術が国際的に活かされる基盤を確立するとともに、環境技術の効果的な国際展開を実現する。</p> <p>く施策の達成すべき目標(測定指標への寄与の内容)> <施設の達成すべき目標(測定指標への寄与の内容)> SLCP削減のための国際的パートナーシップに貢献するとともに、ブラックカーボン等の削減を通じたアジア地域への貢献のあり方について検討する。</p>	0042
(4)	<p>気候変動枠組条約・京都議定書提出金 （平成16年度）</p> <p>（平成16年度）</p>	<p>く達成手段の概要> 気候変動枠組条約に参加する先進国の一員としての責任を果たすため、各国の削減目標・行動の着実な実施に資するMRV(測定・報告・検証)や、気候変動への適応策を効果的に進めるための費用の一部を認定する。</p> <p>く達成手段の目標> <達成手段の目標> 気候変動枠組条約、パリ協定等に基づく取組の効果的な実施</p> <p>く施策の達成すべき目標(測定指標への寄与の内容)> <施設の達成すべき目標(測定指標への寄与の内容)></p> <p>く協定の着実な実施のため、条約事務局が行っている取組の必要費用の一部を負担することにより貢献する。</p>	0081
(5)	<p>パリ協定の実施に向けた検討 （経費 平成19年度）</p> <p>（平成19年度）</p>	<p>く達成手段の概要> <パリ協定の実施に向けた詳細ルールの構築に資する交渉を進めるため、我が国の提案に関する検討を行うとともに、主要国の理解を得られるよう積極的に働き掛けける。また、途上国での排出削減を着実に実施するための能力向上や体制の構築等に資する取組を行う。</p> <p>く達成手段の目標> <パリ協定の実施に向けた詳細ルール交渉の進展 パリ協定の実施に向けた詳細ルールに賛同する検討を行い、検討するとともに、中国やインド等の主要主要国に対して積極的に働き掛けることにより、パリ協定の実施に向けた国際的な議論に貢献する。</p>	0082
(6)	<p>我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支 援事業 （平成29年度）</p> <p>（平成29年度）</p>	<p>く達成手段の概要> 海外事業展開実績の少ない我が国の循環産業が、循環開拓可能なヨーカースとなる事業を形成し、我が国の優れた廃棄物管理技術の海外展開を後押しするため、地域温暖化対策に積極的な国別事業の実現可能性の検討や実現可能性を高めるための調査等を助ける。</p> <p>く達成手段の目標> アジア大・太平洋地域の途上国において、廃棄物の適正処理によりCO2を削減するコペルフィット目的に、我が国が優れた廃棄物処理・リサイクル技術を有する循環産業のリーターンフローを発揮していく。</p> <p>く施策の達成すべき目標(測定指標)>の寄与の内容> 実現可能な調査等の実施により循環産業の海外展開を促進することにより、日本全体の循環設備やリサイクル設備等の輸出額に資する。</p>	新29-0001
(7)	<p>京都メカニズム運営等経費 （平成14年度）</p> <p>（平成14年度）</p>	<p>く達成手段の概要> 京都メカニズムシステムは、京都議定書に基づく当該単位や京都メカニズムケレジットの発行、保有、移転、償却等を行うための電磁的的な登録簿であり、京都議定書に基づき附属書I国が各國ごとに設置する義務を有しており、同システムを適切に登録・運営管理する。</p> <p>く達成手段の目標> 国別金銭等の運用・管理を継続的に行うとともに、気候変動に関する国際連合枠組事務局が主体となって作成された技術使用の変更等へ適切に対応する。</p> <p>く施策の達成すべき目標(測定指標)>への寄与の内容> 京都メカニズム運用の必要性である国別登録簿の適正な運用等を行う。</p>	0084

(8) 二国間クレジット制度(JCM)資 (平成25年度) (金支援事業「プロジェクト補助」)	5,135 (4,546)	2,531 (2,072)	8,292 (7,593)	7,200	1	<達成手段の概要> 途上国において、優れた低炭素技術等を活用したエネルギー起源CO2排出削減のための設備機器の導入に対して最大1/2の補助を行う。(JICA等が支援するプロジェクトと連携した資金支援を含む)。設備等導入・事業実施後は、測定・報告・後証(MRV)の実施等を通じて発行されたクレジットの1/2以上を日本国政府として獲得する。 <目標> 民間企業による優れた低炭素技術等を活用した事業投資を促進し、途上国における温室効果ガス削減とともに、二国間クレジット制度を通じて我が国の温室効果ガス排出削減に貢献する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 世界的な温室効果ガスの排出削減に貢献するとともに、JCMのクレジットを獲得し、我が国の削減目標の達成に活用する。	0085
(9) 二国間クレジット制度(JCM)資 (金支援事業(ADB融出) (平成26年度))	1,800 (1,800)	1,800 (1,800)	1,200 (1,200)	1,000	2	<達成手段の概要> ADB開発銀行(ADB)の信託基金に資金拠出を行い、導入コスト高からADBのプロジェクトで採用が進んでいない優れた低炭素技術に対して協調資金支援を行うことにより、ADBによる途上国の開発支援を一足飛びの低炭素社会への移行の加速化につなげるとともに、JCMの活用により、我が国削減分としてのクレジット化を図る。 <達成手段の目標> 民間企業等による優れた低炭素技術等を活用した事業投資を促進し、途上国における温室効果ガス削減に貢献する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 世界的な温室効果ガスの排出削減に貢献するとともに、JCMのクレジットを獲得し、我が国の削減目標の達成に活用する。	0086
(10) 二国間クレジット制度(JCM)基 盤整備事業制度構築・案件形 (平成16年度)	3,644 (3,492)	2,692 (2,442)	1,192 (1,207)	1,492	1	<達成手段の概要> ・JCMの本格的な適用及び制度に関する国際的な理解の醸成に取り組むとともに、JCMの海外展開の事業規模の拡大に向けた動きかけを行う。 ・具体的な排出削減プロジェクトの案件査定調査・実現可能性調査及び情報発信等を行う。 <達成手段の目標> ・プロジェクトの実行を支援・監視・運用を行う。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 優れた低炭素技術等による途上国における温室効果ガス削減するとともに、二国間クレジット制度を通じて我が国の温室効果ガス削減に貢献する。 <達成手段を効率的に適用するための事務局運営、各パートナー国との調整、制度の詳細検討及び構築等することによって、JCM等を通じた優れた低炭素技術の海外展開を推進し、事業規模の拡大を達成する。	0087
(11) グリーン投資スキーム(GIS)ブ ロジット管理事業 (平成18年度)	64 (28)	48 (31)	9 (0)	5	1	<達成手段の概要> 京都議定書のうち、暫定量等の移転に伴う資金を温室効果ガスの排出削減その他の環境対策を目的に使用するという条件の下で行うグリーン投資スキーム(GIS)について、日本からウクライナに支払った資金が適切に環境対策プロジェクトに使われているかを確認する事業を実施 <達成手段の目標> ウクライナにおいて実施したGIS事業に関して、我が国として債権が発生した場合には債権回収等を行う。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 京都議定書の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容 平成18年度から、ウクライナ、チエコといった東欧諸国とのGISや、中国、インドといった途上国におけるCDM案件について、各方面と契約を締結し、総計9,149.3万トン(CO2換算)のクレジットを移転済み。	0088
(12) 気候技術センター・ネットワーク (CTCN)事業との連携推進 (平成26年度)	97 (97)	110 (110)	120 (120)	120	1	<達成手段の概要> 途上国に向けた気候変動に係る技術の開発・移転を実施・促進するために設立された気候技術センター・ネットワーク(CTCN)に対して資金拠出を行い、低炭素技術の実用化や普及を促進する。 <達成手段の目標> CTCNの実施を支援することにより、途上国における低炭素化の推進や温室効果ガスの排出削減に貢献し、かつ、日本が世界に誇る低炭素技術の海外展開を促進する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> CTCNに対して資金拠出を行い、その実施に貢献する。	0089

(13) 温室効果ガス削減技術衛星による排出量監視に向けた技術高度化事業 (平成28年度)	2,900 (2,822)	3,430 (3,366)	4,421 (4,363)	4,542	1	<達成手段の概要> 大都市単位あるいは大規模排出源単位での二酸化炭素等の排出把握を行うため、温室効果ガス観測技術衛星(いぶき)(GOSAT)後継機について観測センサの高精度化及びそれを搭載する衛星データを処理する地上設備の開発を行う。また、「いぶき」後継機開発に伴うエアロゾル観測の高精度化により、大気汚染の同時にすりするゴベハイブリット的問題解決にも貢献する。また、地上観測等における二酸化炭素、一酸化炭素、SLOP(極薄気膜・汚染物質)などの観測設備による衛星データを用いて衛星データを補完するため、観測設備整備を行う。 これらの観測データを活用し、日本の要素技術をもとにアジア諸国等の実情に合わせて都市及び地域全体として効率のよい低炭素システムを設計、提案し低炭素社会実現を推進する。	0090
(14) 途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業 (平成26年度)	1,500 (316)	1,500 (1,044)	1,400 (1,176)	1,400	2	<達成手段の目標> 「いぶき」後継機の衛星データ等を利用して、二酸化炭素等の排出を大都市単位、大規模排出源単位で把握する。 日本別の温室効果ガス排出額ノベントの検証に資するデータを提供する。 日本の要素技術をもとにアジア諸国等の実情に合わせて設計した低炭素システムを提案し、低炭素化のための施策立案を推進するとともに、JCMによる効率を検証する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 「いぶき」後継機の衛星データ等を利用して、二酸化炭素等の排出を大都市単位、大規模排出源単位で把握する。 日本別の温室効果ガス排出額ノベントの検証に資するデータを提供する。また、透明性の高い排出量報告に貢献する。 JCM事業の効果検証を図る。これら一連の取り組みにより、JCMの一層の推進に貢献する。	0091
(15) 途上環境汚染対策推進事業 (平成20年度)	630 (589)	750 (672)	765 (761)	715	-	<達成手段の概要> 途上国において普及可能性の高い低炭素技術を調査・振り起こし、途上国の環境規制制度、文化慣習、資源・エネルギー供給等の特性を考慮した技術・製品のリノベーション要素を抽出し、低炭素技術のリノベーションを行う民間事業者に対して当該費用の一部を補助する。 <達成手段の目標> 途上国の環境規制制度、文化慣習、資源制約等の特性を踏まえた技術的なリノベーションを行い、JCMの更なる拡大、途上国の低炭素技術の国際展開・競争力を図る。	0092
(16) 先進国間の優れた温暖化対策技術の譲り受け事業 (平成28年度)	-	-	74 (70)	74	1	<達成手段の概要> 途上国間の優れた温暖化対策技術の譲り受け事業の活性化を図る。 途上国間の優れた温暖化対策技術の譲り受け事業の活性化を図る。 <達成手段の目標> 途上国間の優れた温暖化対策技術の譲り受け事業の活性化を図る。 途上国間の優れた温暖化対策技術の譲り受け事業の活性化を図る。 <達成手段の目標> 途上国間の優れた温暖化対策技術の譲り受け事業の活性化を図る。 途上国間の優れた温暖化対策技術の譲り受け事業の活性化を図る。 <達成手段の目標> 途上国間の優れた温暖化対策技術の譲り受け事業の活性化を図る。 途上国間の優れた温暖化対策技術の譲り受け事業の活性化を図る。	0093

施策の予算額・執行額	17,116 (14,906)	14,323 (12,876)	18,919 (17,912)	18,282	施策に關係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定) 未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定) 経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)
------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------	------------------------------------	---

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-③)

別紙1

施策名	目標-3 気候変動の影響への適応策の推進										担当部局名	地球環境局 気候変動適応室	作成責任者名 (※記入は任意)	木村 正伸		
施策の概要	気候変動の影響への適応計画に基づき、関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、観測・監視や予測を行い、気候変動影響評価を実施し、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すといった顧む的アプローチによる適応を進めます。また、日本国内外に限らず、適応にかかる国際協力・貢献の推進も実施する。										政策体系上の位置付け	1. 地球温暖化対策の推進				
達成すべき目標	適応策の推進により、気候変動影響の被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全安心で持続可能な社会の構築を目指す。	目標設定の考え方・根拠	気候変動の影響への適応計画(平成27年11月27日閣議決定)	政策評価実施予定期間	平成30年8月											
測定指標	基準値	目標値	目標年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
1 気候変動の影響への適応に関する計画等を策定している都道府県・政令市の数	-	-	67	-	-	-	-	-	-	67	-	-	-	-	-	-
				目標	目標年度	目標年度	目標年度	目標年度	目標年度	目標年度	目標年度	目標年度	目標年度	目標年度	目標年度	目標年度
				21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
2 気候変動の影響評価の実施と適応計画の見直し	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3 気候変動影響評価・適応計画策定の協力プロジェクトを行った国(カントン)の数	2	26年度	10	31年度	6	6	6	6	-	10	-	-	-	-	-	-
達成手段	予算額計(執行額)	当初予算	開催する指標	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
(開始年度)	26年度	27年度	28年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		

国内適応計画推進

<達成手段の概要>

- ・気候変動適応情報プラットフォームを運営・強化し、地方公共団体等の適応への理解と取組を支援する。
- ・地域適応コンソーシアムを立ち上げ、地域の関係者が協働して影響評価等を実施することで、地域における適応の取組を促進する。
- ・気候変動の影響評価に関する最新情報を収集・整理する。

<達成手段の目標>

- ・地方公共団体の気候変動の影響評価および適応計画策定を促進する。
- ・気候変動の影響評価に関する最新知見を得る。

<施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容>

- ・気候変動適応情報プラットフォームで地方公共団体の適応取組の優良事例を紹介し、他の地方公共団体における取組を促進させる。

・地域適応コンソーシアム事業において、地域ニーズに基づいた気候変動影響の予測・評価を実施することで地域の実情に応じた適応の取組を促進する。

・国の適応計画のフォローアップ方法を検討することで、適応施策の進捗を適切に把握し、気候変動の影響評価及び適応計画の必要に応じた見直しに反映させることができる。

<達成手段による開発途上国の支援>

<達成手段の概要>

- ・国家・地方適応計画策定を視野に入れた気候変動影響評価を各国(インドネシア、モンゴル、太平洋小島嶼国等)政府機関及び研究機関等と協働して実施する。

・日本の適応計画策定の過程で行った気候変動影響評価の経験・知見を基に、アジア太平洋諸国を対象とした気候変動影響評価及び適応計画策定に関する能力向上ワークショップを開催する。

・気候リスク情報基盤整備を図っていくためのアジア太平洋適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)を構築していく。

<達成手段の目標>

- ・我が国の科学的知見を活用した人材育成及び日本の適応計画策定の知見共有を通じて、各国の適応計画策定等に貢献する。
- ・アジア太平洋適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)の構築を通じて、国際的に適応を推進していくための気候リスク情報基盤を整備する。

<施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容>

- ・インドネシア:政府関係者・研究者を中心としたコンソーシアムを構築し気候変動の影響評価を行い、北スマトラ州、東ジャワ州等の地方適応計画策定における科学的根拠の基礎として寄与する。

・モンゴル:日本・モンゴル両国との気候変動適応分野の政府関係者・研究者を中心としたコンソーシアムを構築し、適応計画策定にかかる影響評価を行う。

・太平洋小島嶼国:我が国技術の適応分野への活用を踏まえた調査研究を行う。

・アジア太平洋地域:気候変動影響評価・適応計画の能力向上に関するワークショップの開催、APANフォーラムなどを活用した人材育成を行う。

・二国間協力で得られたデータセットなどにより、アジア太平洋適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)を構築する。

施策の予算額・執行額	254 (239)	378 (340)	391 (348)	702 (348)	0094	
施策に關係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)	経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)				

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29—④)

別紙1

施策名	（環境省29—④）								
施策の概要	担当部局名			地球環境局 フロン対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	馬場 康弘			
達成すべき目標	政策体系上の位置付け			2. 地球環境の保全					
測定指標	基準値	目標値	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
1 ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量(ODPトント)	5,562	H元年度	0	H32年度	335	283	255		
2 PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量(ODP換算値(ODPトント))	—	—	減少傾向を維持	—	—	2.946	2.894		
3 業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類回収率(%)	—	—	70%	H42年度	34	32	38		
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)		当初予算額	達成手段の概要等					
26年度	27年度		28年度	29年度 開拓する指標					
(1) フロン等対策推進調査費(平成元年度)	236 (191)	270 (220)	233 (199)	234	1.2.3	<p>＜達成手段の概要＞</p> <p>オゾン層破壊物質の排出抑制対策を実施するとともに、温室効果ガスである代替フロン等4ガスの排出抑制を実施するため、フロン類の適正な回収及び破壊の推進やオゾン層の状況の監視等を行い、今後の対策について検討等を行う。</p> <p>＜達成手段の目標＞</p> <p>・オゾン層の保護・回復と地球温暖化の防止</p> <p>・業務用冷凍空調機器の使用時排出抑制対策・途上国支援実施による脱フロン社会構築の推進</p> <p>・業務用冷凍空調機器の冷媒フロン類の廃棄時回収率は約3割と低い水準であり、法律の施行状況の実態把握やフロン類に係る経済的手法の適用可能性の検討を行うことにより、フロン類対策の一層の向上を図ることができる。</p>			
(2) フロン社会構築に向けた業務用冷凍空調機器エコ化推進事業(一部国土交通省運搬事業)(平成29年度) 再掲	—	—	—	6,300	1.2.3	<p>＜達成手段の概要＞</p> <p>・冷凍冷蔵庫において省エネ型自然冷媒機器導入による効率化を図ることを目的として、当該機器導入の事業者の最大2分の1を補助する。</p> <p>・途上国における省エネ型自然冷媒機器等の導入に求められる機器規格・規格の回収・適正処理のため、これらの体制を構築するための調査を行う。</p> <p>＜達成手段の目標＞</p> <p>・省エネ型自然冷媒機器の導入・普及の拡大を加速することにより、省エネルギーによる二酸化炭素の排出削減すると同時に、温室効果の高いフロン類冷媒の使用を促進し、排出の削減を図る。</p> <p>・省エネ型自然冷媒機器の導入・普及により、業務部門のエネルギー超過CO2削減及び代替フロン等4ガスの排出量削減に寄与する。</p>			
施策の予算額・執行額	236 (191)	270 (220)	233 (199)	6,300	1.2.3	施策に關係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)		

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

施策名	目標2-2 地球環境保全に関する国際連携・協力	担当部局名	地球環境局 研究調査室 国際連携課 国際協力室	作成責任者名 (※記入は任意)	施策の概要						
					環境保全に関する主要国際会議への対応をはじめ、二国間、地域、多国間の全てのフェーズで、あらゆるチャネルでの対話を通じた量層的な環境外交を展開する。	達成すべき目標					
					環境基本法第56条(国際的協調)による地球環境保全の積極的推進	政策体系上の位置付け					
					政策評価実施予定期	平成30年8月					
					2. 地球環境の保全						
測定指標	基準	目標	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	測定指標の選定理由及び目標(水準 目標年度)の設定の根拠
1 多国間協力案件件数(上段) 二国間協力案件件数(下段)	- -	- -	- -	- -	- 100	- 72	- 74	- 65	- 145	- 135	多国間協力案件数及び二国間協力案件数は、アジアを中心とする各国及び国際機関との連携協力がどれほど進んでいるのかを測定できる一つの指標であるため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)	当初予算額	開拓する指標	達成手段の概要等	平成29年 行政事業レビュー 事業番号						
26年度 27年度 28年度 29年度	27年度 27年度 28年度 29年度			<達成手段の概要・目標> OECDの環境プログラムのうち、気候変動分野における各種分析、気候変動枠組条約の実施を助けるために実施している作業、加盟国等の環境保全成果について相互に審査を行なう作業や化学品の有害性評価手法(標準)の策定に関する作業など、環境省では積極的に開拓し活用しているものに対し、プログラムごとの金額分配を指定して抽出を行う。 <達成すべき目標(測定指標への寄与の内容)>環境分野における数々の業務を執行している国際機関であるOECDと協働することによって、国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な貢献を行うとともに、各國や主要国際機関との連携協力を推進することができる。	0096						
(1) 経営協力開拓課出金 (平成27年度)	33 (33)	37 (37)	36 (36)	32 1							

(2) 排出・吸収量世界標準算定方式 確立事業提出金等 (①平成9年度、②平成11年度)	172 (172)	174 (174)	159 (159)	168 (159)
(3) 国際連合環境基金等 (平成16年度)	319 (319)	362 (362)	356 (356)	320 1
(4) 国際連合気候変動枠組条約事務局提出金等 (平成21年度)	20 (17)	23 (19)	25 (18)	23 -
<p><達成手段の概要></p> <p>①気候変動に関する政府間パネル(IPCC)提出金(平成9年度～)こと踏まえ、IPCCの活動や各種報告書作成に貢献すべく、環境省はIPCCを、IPCC議定書金への提出・吸収量世界標準算定方式確立事業提出金(平成11年度～)</p> <p>②排出・吸収量世界標準算定方式確立事業提出金(平成11年度～)</p> <p>我が国は、インベントリ温室効果ガスの排出量の方法論を打ち、確立に向けて作業を実施するために設立されたIPCCへインベントリタスクフォースの共同議長を輩出しており、その事務局(技術支援ユニット)をホストしていることを踏まえ、インベントリタスクフォースの活動を提出金により支援</p> <p><達成手段の目標></p> <p><技術の選択すべき目標(選定指標への寄与の内容)></p> <p>提出金を支出し、IPCCにおいてトライスタークフォースを支援することにより、各國の政策策定に資する科学的知見の取りまとめに、IPCCの活動に貢献する我が国の「ゼネラルパートナー」とが選ばれる。また、同トライスタークフォースは、気候変動枠組条約(UNFCCC)からの要請のもと、温室効果ガスの排出量を正確に推計するためのガイドライン等の作成を担当し、国際的な気候変動分野の実績に貢献している。</p>	0098			
<p><達成手段の概要(目標)></p> <p>・UNEP提出金(H16年除外～)</p> <p>国際連合システムにおける環境問題活動の唯一の統合調整機関であるUNEPへ提出金を提出することにより、今後のUNEPにおける我が国のプレゼンスを高め、我が国に影響を与える知識、経験、技術等の国際環境政策にインパクトし、世界共通の課題に国際的な貢献を行う。</p> <p>・UNEP国際環境技術センター(IETC)の提出金(H16年度～)</p> <p>・UNEP国際環境技術センター(IETC)の提出金を開發途上国へ移転する事業を実施するIETCへ提出金を提出することにより、その組織的な活動やプログラムの実施を支援することで、その機能を発揮させが国が現環境分野における大きな国際貢献を実現する。また、IETCを通じて我が国が有する環境分野の制度、技術、ノウハウを世界へ提供する。</p> <p>・UNEPアジア太平洋地域事務所提出金(気候変動に強制的な発展支援プログラム)(H21年度～28年度)</p> <p>アジア・太平洋地域の途上国に対して適切な資金へのダイレクトアクセス(直接の支援申請)の能力開発を行う。</p> <p>・アジア太平洋気候ネットワーク事務局への提出(H26年度～)</p> <p>アジア・太平洋を中心としたアジア太平洋気候ネットワーク事務局を担うUNEP-ROAP等へ提出を行うことにより、同事務局運営を中心に世界面にネットワークの活動を支援する。</p> <p>・国際連合環境基金(UNEP)は国連の下に設置された環境に対する問題を国際的かつ撲滅的に扱う唯一の組織であり、当該組織の活動を支援することにより、世界全体での環境基金の推進に貢献するとともに、我が国の有する環境分野の意見・経験・技術等を各國と共に持つ。</p>	0099			
<p><達成手段の概要(目標)></p> <p>同事務局に我が国から専門家を派遣し、同事務局と意見交換を促進することにより求める主な成果は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術開発セミナーを実施し、専門に相応する技術機関(セミナー)に報告される内容の準備 ・資金、技術、特許可能な開発にかかる政策及び指標に関する情報のまとめ及び分析支援 ・非付属書会議が国別報告書を作成するに当たっての技術及び能力に関する二・次を把握し、これを改善する提言等 <p><技術の選択すべき目標(選定指標への寄与の内容)></p> <p>技術開発セミナーを実施し、実際に開発する情報のまとめ及び分析支援</p> <p>・資金、技術、特許可能な開発にかかる政策及び指標に関する情報のまとめ及び分析支援</p> <p>・非付属書会議が国別報告書を作成するに当たっての技術及び能力に関する二・次を把握し、これを改善する提言等</p>				

(5) 国際連携戦略推進会 (平成23年度)	95 (60)	113 (106)	99 (76)
<達成手段の概要> 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実現を受け、各國においてSDGsの実績が進んでいる。我が国としても各國・個別国際機関の状況等の調査・分析しながら、SDGsの環境側面の実績が不可欠である。また、各國の環保と協力が最も重要な課題を牽引していくために、NATOやマスク等世界の動向にも配慮しながら、規則的な国際広報を推進する。加えて、環境と貿易の観点から、TPP協定や、カナダ・EU・中国・韓国等との経済連携協定(EPA)・自由貿易交渉(FTA)について、総括後体制整備等を円滑に行つとともに、交渉において環境への配慮が適切に反映されるよう最新の議論について調査を行う。	122	1	0.100
<達成手段の目標> 各國や開拓国機関のポジション及び国際的な議論の動向を精査し、また政策レベルの協議の結果等を踏まえ、国際社会に対し、持続可能な開発や環境保全の国際的制度・今後の方向性を示すような具体的・建設的提案を行つ。また、国際取決めを着実に実施する。 ・環境保全に関する国際的議論を牽引するため、戦略的国際広報を推進する。			
<達成手段すべき目標(未定指標)への着手の内容> 各國の達成手段(未定指標)への着手の内容について調査・分析を行い、環境保全に関する国際連携戦略の実績を実施し、国際取決めを着実に実施するとともに国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な歩調を進めていくことで、各國や主要国際機関との連携・協力を推進することができる。			

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-⑥)

別紙1

施策名	目標2-3 地球環境保全に関する調査研究 国内外の研究機関とのネットワーク構築等を通じ、地球環境分野のモニタリングや調査研究を推進する。										担当部局名	環境環境局 研究調査室	作成責任者名 (※記入は任意)	木村 正伸
施策の概要											政策体系上の位置付け	2. 地球環境の保全		
達成すべき目標	地球環境保全の基盤となる知見、技術、データ、情報を獲得し、施策等に活用するとともに、途上国等へその知見等を展開・共有し、地球環境問題の解決に貢献する。	目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動の影響への適応計画(平成27年11月27日閣議決定) ・第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日閣議決定) ・地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定) ・国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成28年12月21日内閣総理大臣決定) 											
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値										測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
1 による業務終了翌年度に実施する業務終了翌年度に実施する事後評価(5点満点)で4点以上を獲得した。研究開発課題数(4点以上)の課題数(評価対象課題数)の過去5年間の平均	- 各年度60%以上	- 79%	25年度 50%	26年度 50%	27年度 60%	28年度 60%	29年度 60%	30年度 60%	31年度 60%					地 球 環 境 保 全 試 験 研 究 費 は、 研 究 開 発 成 果 の 「社 会 的 ・經 濟 的 ・行 政 的 価 値」 ・ 「科 學 的 ・技 術 的 価 値」 等の 必 要 性 ・ 有 効 性 ・ 効 率 性 に 關 す る 指 標 を 用 い 、 事 業 終 了 後 に 「事 後 評 価」 を 外 部 評 價 委 員 会 に よ り 實 施 し て い る が、 研 究 開 発 課 題 数 が 全 体 の 60 % を 占 め て い る こ と が 確 ね 國 民 理 解 を 得 ら れ る ラ イ ン と 考 え ら れ 、 ま た 単 年 度 ご と の 評 価 で は 課 題 数 が 少 な く 適 切 な 評 価 が 不 可 能 な た め 、 過 去 5 年 間 の 平 均 と す る
測定指標	基準	目標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
2 各種成果の政府計画、施 策への活 用	- -	- -	成 果 の 施 策 へ の 活 用	成 果 の 施 策 へ の 活 用	成 果 の 施 策 へ の 活 用	成 果 の 施 策 へ の 活 用	成 果 の 施 策 へ の 活 用	成 果 の 施 策 へ の 活 用	成 果 の 施 策 へ の 活 用	COP21交 渉に賛成し た。また、各 種成 果を閣議決 定文書「氣 候変動の影 響への活 用計 画」に活 用した。 各種成 果を施 策に活 用した。 各種成 果を施 策に活 用した。	地球温 暖化対 策として、 温室効 果ガスの削 減や氣 候変 動によ る影響 への適 応は 必要不可 欠である ことから、 地球環 境分 野のモニ タリン グや調 査研 究を推 進し、 地 球 環 境 保 全 の 基 盤 と な る 知 見、 技 術、 デ ータ、 情 報を 獲 得し て施 策等 に活 用す るこ とが 重 要 だ 。			

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	達成手段の概要等	平成29年 行政事業レビュー 事業番号
	26年度	27年度	28年度			
(1) 地球環境戦略研究機関拡出金 (平成10年度)	520 (520)	500 (500)	500 (500)	2	<達成手段の概要> 地球環境戦略研究機関では、これまでの活動により築いたネットワークや知名度も活かしつつ、顕在化する環境危機に対してより迅速に取り組み、アジア太平洋地域の途上国をはじめとした各國政府、国際機関の環境政策に採用されるような研究成果を提示していくこととしている。さらに単なる研究のみならず、政府間の情報交換の促進や政策形成の支援といった、民間では実施できない高度な公共性および国際性を有する業務を進めており、このような活動を行うアジア太平洋地域唯一の国際的環境政策研究機関として、アジア太平洋地域の持続可能な開発に向けた取組みに貢献する研究をリードするため、提出金により支援するものである。	0102
(2) 地球環境に関するアジア 太平洋地帯共同研究・観測事業拠出金 (平成16年度)	241 (241)	273 (273)	268 (268)	210	<達成手段の目標> 地球環境問題が実質的な国際機関としての地位を確立し、国際的なネットワークの形成の促進、国際世論形成に対する貢献などを通じて、地球環境問題に対し、我が国がリーダーシップを果たす上で重要な役割を担うこと。 <達成手段の目標> 地球環境問題は、我が国の国際貢献が最も期待される分野の一つ。環境省としては、IGESが研究成果や提言を国際的に発信し、科学面から地球環境問題の解決に寄与していくことを期待。我が国が、このように自国のみの利益を超えた公共・公益的な視点で積極的な国際貢献を行うことは、日本の国際的イメージアップと信頼の獲得につながり、日本の大きな国益に合致し、施策の達成すべき目標に寄与する。	0103
(3) 地球環境保全試験研究費 (平成13年度)	279 (278)	258 (256)	220 (219)	212	<達成手段の概要> 地球環境保全試験研究費(H13年度～) 関係行政機関及び関係行政機関の試験研究機関が実施する地球環境の保全に関する試験研究について、効率的かつ総合的な試験研究計画等の推進を図るため、環境省設置法第4条第3号の規定に基づき関係予算を一括計上して、予算成立後関係行政機関へ移すことにより、試験研究の一元的推進を図るもの。 <達成手段の目標> 気候変動問題について、中・長期的視点に立った問題解決に向けての基礎を確保する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業における研究は、中・長期的視点も踏まえ、計画的・着実に進めるべきものであり、観測結果等の成果は、気候変動対策を始め地球環境政策の立案・実施に科学的基盤を与えるものである。	0104

(4) 温室効果ガス観測技術開発型い ふき(GOSAT)シリーズによる 地球環境観測事業 (平成18年度)	112 (112)	103 (89)	44 (42)	64 2
<達成手段の概要> 衛星による宇宙からの温室効果ガス観測は、全球の温室効果ガスの濃度や分布の観測に極めて有効であり、「いふき」は、平成21年の打ち上げ以後8年以上観測を続けている。衛星搭載センサの経年劣化や大気・雲の状態により、データは日々特性が変化するため品質を管理し質のよいデータを提供し続けるために、地上観測等によるデータを用いた校正・検証と後衛衛星による維持的な観測体制が重要である。本業務では、校正・検証された8年分の「いふき」データを用いた研究・成果や新しい知見を情報発信し利用促進を進めるとともに、気候変動に関する政策の立案・実施に貢献するものである。また、「いふき」シリーズによる維持的な全球観測体制を構築するため3号機の開発に向けた調査・検討を実施する。	0305			
<達成手段の目標> ・「いふき」観測データの維持的な精度維持 ・「いふき」観測データから得られる研究成果による全球炭素循環の理解と気候変動に関する政策への貢献 ・「いふき」観測データの公表による、データの利用促進と気候変動に関する政策への貢献 ・「いふき」シリーズによる維持的な全球観測体制の構築				

施策の予算額・執行額	施策に關係する内閣の主要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	宇宙基本計画(平成28年4月1日閣議決定) 未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)
1,152 (1,151)	1,134 (1,118)	1,032 (1,029)

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-7)

別紙1

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成28年 行政事業 事業番号
	26年度	27年度	28年度				
(1) 大気環境基準等設定業務 (昭和49年度)	28 (38)	28 (27)	41 (29)	37		<達成手段の概要> ・諸外国及び国際機関等における大気環境基準の設定・改定状況など大気保全政策の動向に関する最新の情報を収集・整理 ・既に環境基準等が設定されている物質及び優先順位の高い有害大気汚染物質について、環境目標値の新規設定等に資するべく、健 康影響に関する国内外の情報を収集・整理 ・有害大気汚染物質に関し、得られる科学的知見に制約がある場合の健康リスク評価手法等の確立に資するための検討を実施 <達成手段の目標(29年度)> <新たな環境目標の設定及び科学的知見に制約がある場合の健康リスク評価手法等に関するガイドラインの妥当性の確認・課題整 理 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・有害大気汚染物質を含む大気汚染物質による環境目標値の新規設定等に向けた検討を通じ、大気汚染の改善による人の健康の保 護等に寄与する。	105
(2) 大気環境監視測定網整備 推進費 (昭和47年度)	117 (71)	113 (72)	95 (84)	81		<達成手段の概要> ・大気測定期局測定データ整備・解析 ・環境大気測定期器精度管理調査 ・国設大気環境測定期所の維持管理 ・大気環境監視網正化事業 <達成手段の目標(29年度)> <施設の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・大気汚染物質の維続的把握、測定期器の精度管理体制の改善 ・大気汚染状況の調査 <達成手段の目標(測定指標)への寄与の内容> ・大気環境保全施策を進めるための基礎資料の整備を通じ、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。	106
(3) 大気汚染防止規制等対策 推進費 (昭和47年度)	18 (20)	68 (122)	45 (20)	20		<達成手段の概要> ・固定発生源から平成26年度に排出された大気汚染物質量の調査 ・都道府県等の大気汚染防止法施行状況調査 <達成手段の目標(29年度)> <大気汚染物質に係る環境基準確保のための施策の推進 <施設の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・国民の健康の保護、環境基準の確保を図るために規制の適正化に寄与する。	107
(4) 有害大気汚染物質等対策 推進費 (平成23年度組替)	117 (100)	110 (94)	138 (130)	125		<達成手段の概要> ・大気環境モニタリングの実施 ・排出抑制対策技術に係る調査・普及 ・事業所における排出実態調査 <達成手段の目標(29年度)> <全国の一般環境大気測定期局における大気汚染に係る環境基準達成率の向上 <施設の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ①大気環境モニタリング及び排出実態調査の実施により有害大気汚染物質による大気の汚染状況や主たる排出源を解明する。 ②排出抑制対策技術の普及を進めることによる事業者の自主的な排出抑制対策の推進を通じ、有害大気汚染物質の環境基準の達成に寄与する。	108
(5) アスベスト飛散防止総合対 策費 (平成23年度組替)	29 (25)	30 (30)	43 (73)	61		<達成手段の概要> ・大気汚染状況の把握 ・飛散防止対策の検討 <達成手段の目標(29年度)> 4・アスベストによる健康被害の未然防止に向けた、飛散防止対策の更なる推進 <施設の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・アスベストによる健康被害の防止を通じ、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。	109

自動車大気汚染対策等推進 (平成23年度組替)	162 (142)	155 (156)	170 (169)	170	170	116
オフロード特殊自動車排出ガス対策事業費 (平成18年度)	42 (19)	37 (29)	48 (35)	34	1.2.3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車等移動発生源からの排出ガス対策の推進 ・自動車等の排出ガス抑制について施策の効果等を把握 ・局地汚染対策の取組、対策地域全体の基準確保目標の評価手法の検討 ・自動車NOx・PM総量削減基本方針の中間レビューとりまとめ <p><達成手段の目標(28年度)></p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>・自動車等移動発生源からの排出ガス対策の促進により、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。</p>
船舶・航空機排出ガス対策 (検討調査 (平成19年度))	9 (9)	9 (7)	9 (8)	10	1.2.3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制実施及び強化による調査及び検討 ・立入検査に関する体制整備等に係る検討及び運用 ・届出等各種事務処理の効率化のためのオフロード法情報管理システムの改修および運用保守 ・地方環境事務所における立入検査に関する事務を履行するための体制整備及び運用 <p><達成手段の目標(29年度)></p> <p><特定特殊自動車からの排出ガス対策の推進></p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>・特定特殊自動車排出ガスの排出を抑制し、もって大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。</p>
自動車排出ガス・騒音規制 強化等の推進 (平成12年度) [関連29-③]	218 (187)	207 (206)	211 (209)	267	1.2.3	<p><達成手段の概要></p> <p>・中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第十二次答申)」(平成27年2月)に基づく、燃料蒸発ガス低減対策、ガソリン直噴車PM規制対策及び二輪車の国際基準調和等。</p> <p><達成手段の目標(平成29年度)></p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>・自動車排出ガス低減対策の推進により、大気汚染による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。</p>

(16) 費用 (昭和38年度)	67 (53)	67 (54)	59 (55)	59 (55)
自動車交通環境監視測定				
国際連合地域開発センタ一排出金 (平成16年度)	30 (30)	30 (27)	25 (27)	1.2.3 121
東アジア酸性雨モニタリン (平成14年度)	83 (83)	85 (88)	88 (88)	84 (88)
環境測定等に関する調査 (昭和50年度)	20 (23)	20 (20)	18 (20)	16 (20)
水銀大気排出対策推進事 (平成27年度)	35 (75)	35 (32)	35 (32)	122 123 124
施策の予算額・執行額	1665 (1515)	2082 (1790)	2307 (2196)	2307 (2196)
施策に関する内閣の重要な政策 (施設方針・演説等のうち主なもの)				

①全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化いおう	エ. 二酸化窒素	キ. トリクロロエチレン	コ. 微小粒子状物質(PM2.5)
イ. 一酸化炭素	オ. 光化学オキシダント	ク. テトラクロロエチレン	
ウ. 浮遊粒子状物質	カ. ベンゼン	ケ. ジクロロメタン	

②全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化窒素(NO ₂)	ウ. 光化学オキシダント	オ. 一酸化炭素(CO)
イ. 浮遊粒子状物質(SPM)	エ. 二酸化いおう(SO ₂)	カ. 微小粒子状物質(PM2.5)

③大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化窒素(NO ₂)	イ. 浮遊粒子状物質(SPM)
----------------------------	-----------------

年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	目標年	目標値
①ア	99.7	99.6	99.7	99.7	99.6	99.9	-	100
イ	100	100	100	100	100	100	-	100
ウ	93.0	69.2	99.7	97.3	99.7	99.6	-	100
エ	100	100	100	100	100	100	-	100
オ	0	0.5	0.4	0.3	0	0	-	100
カ	100	99.5	100	99.8	100	100	-	100
キ	100	100	100	100	100	100	-	100
ク	100	100	100	100	100	100	-	100
ケ	100	100	100	100	100	100	-	100
コ	32.4	27.6	43.3	16.1	37.8	74.5	-	100
②ア	97.8	99.5	99.3	99.0	99.5	99.8	-	100
イ	93.0	72.9	99.7	94.7	100	99.7	-	100
ウ	0	0	0	0	3.6	0	-	100
エ	100	100	100	100	100	100	-	100
オ	100	100	100	100	100	100	-	100
カ	8.3	29.4	33.3	13.3	25.8	58.4	-	100
③ア	95.7	99.1	98.6	98.6	99.1	99.5	-	100
イ	99.0	75.6	100	92.3	100	99.5	-	100

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-⑧)

別紙1

施策名	担当部局名	測定指標の選定理由及び目標値(水準 目標年度)の設定の根拠						
		環境基本法第16条に定める環境基準	政策評価実施予定期	平成30年8月	政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壤環境等の保全	目標設定の考え方・根拠	達成すべき目標
1 騒音に係る環境基準達成率(%)	大気生活環境室 環境管理技術室 自動車環境対策課	100% 100% 100% 100% 100% 100%	25年度 26年度 27年度 28年度 29年度 30年度	100% 100% 100% 100% 100% 100%	100% 100% 100% 100% 100% 100%	100% 100% 100% 100% 100% 100%	調査中	騒音・振動・悪臭の発生防止や、ヒートアイランド問題の改善により、良好な生活環境を保全する。
2 騒音に係る環境基準達成率(達成割合(%))／(評価対象:千戸)	大気生活環境室 環境管理技術室 自動車環境対策課	100% 92.9% 93.2% 93.6%	25年度 26年度 27年度 28年度	— — — —	— — — —	— — — —	調査中	騒音に係る環境基準達成率(達成割合(%))／(評価対象:千戸)
3 航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	大気生活環境室 環境管理技術室 自動車環境対策課	100% 76.5% 76.0% 79.8% 調査中	25年度 26年度 27年度 28年度	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)
4 新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	大気生活環境室 環境管理技術室 自動車環境対策課	100% 58.3% 51.8% 53.5% 調査中	25年度 26年度 27年度 28年度	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)
5 振動に係る全国の苦情件数(件)	大気生活環境室 環境管理技術室 自動車環境対策課	— — — — 3,351	25年度 26年度 27年度 28年度 29年度	— — — — —	— — — — —	— — — — —	— — — — —	振動に係る全国の苦情件数(件)
6 惡臭に係る全国の苦情件数(件)	大気生活環境室 環境管理技術室 自動車環境対策課	— — — — 13,792	25年度 26年度 27年度 28年度 29年度	— — — — —	— — — — —	— — — — —	— — — — —	悪臭に係る全国の苦情件数(件)
7 熱中症予防サイトの閲覧数(アクセス件数:万件)	大気生活環境室 環境管理技術室 自動車環境対策課	— — — — 1,100	25年度 26年度 27年度 28年度 29年度	— — — — —	— — — — —	— — — — —	— — — — —	熱中症予防サイトの閲覧数(アクセス件数:万件)

達成手段 (開始年度)	予算額(実行額)				当初予算額	平成28年 行政事業レポート 事業番号
	26年度	27年度	28年度	29年度		
(1) 騒音・振動・悪臭公害防止 (昭和63年度)	41 (38)	41 (42)	41 (48)	43	1,5,6 126	<達成手段の概要> ・前年度における騒音・振動・悪臭に係る法施行データ等を、生活環境情報総合管理システムで管理・集計・分析し、施行状況調査の結果や環境影響評価を行う上で基礎情報等として、報道発表や報告書の公表等により情報を発信 ・鉄道騒音・風力発電施設等から発生する騒音に関する知見の収集・測定評価方法の整理及び、騒音・低周波音に関する知見の地方公共団体職員等への周知 ・地方公共団体がより適切な悪臭対策を進めるための事例集、マニュアル等の作成。また、悪臭物質濃度の測定方法、臭気指数算出方法等について、必要な課題の整理や更新案の作成、最新の状況を把握するための知見の収集 <達成手段の目標(29年度)> ・騒音・振動・悪臭の法施行状況について、国民や地方公共団体職員の知識や関心を深める。 ・鉄道騒音について、評価手法の見直しに向けて、調査、検討を行う。 ・風力発電施設の騒音についての指針及び測定マニュアルについて、地方公共団体職員等を対象とした説明会を実施する。 ・地方公共団体向けに、悪臭対応に関する良い対応事例を集めた事例集を作成、公表し、悪臭防止に係る技術ノウハウの普及により悪臭苦情件数の低減に寄与する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・騒音・振動・悪臭に係る法施行データの基礎資料の整備・公表を通じ、国民の関心を深めるとともに、地方公共団体の進める騒音・振動・悪臭防止施策の策定・推進に寄与する。 ・騒音の評価評価手法を整備し、適切に評価するためのマニュアル等を整備するとともに地方公共団体等に知見を周知することにより、より効果的かつ現実的な騒音等対策が実施され、地域の音環境の改善に寄与する。 ・事例集の作成や測定方法算出方法等の更新は、かねてより地方公共団体から要望のあったところであり、見直しを行うことによって、悪臭防止に係る技術ノウハウが普及され、悪臭の程度(濃度・指數)の低減、悪臭被害の長期化が防止され、悪臭苦情件数の低減に寄与する。
(2) クールシティ推進事業 (平成18年度)	70 (76)	47 (41)	43 (30)	36 7		<達成手段の概要> ・都市における暑熱対策について実施方法の明確化、普及啓発 ・インターネットを活用した熱中症に関する予防情報の提供 <達成手段の目標(29年度)> ・暑熱対策を導入すべき地点や導入後の効果の検証手法等をまとめたものを用いて、暑熱対策の普及啓発をする。 ・全国約840地点(気象庁アメダスデータ)において算出した暑さ指数(WBGT)参考値及び熱中症による救急搬送者数等の情報をインターネットを通じて提供する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・ヒートアイランド対策大綱の見直しにより、適応策が盛り込まれた旨の情報発信を行い、地方公共団体等におけるヒートアイランド対策の普及に寄与する。

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-⑨)

別紙1

施策名	担当部局名	環境管理技術室 水環境課 閉鎖性海域対策室 地下水・地盤環境室 海洋環境室	作成責任者名 (※記入は任意)	渡邊 康正(水環境課長) 地下水・地盤環境室長 山本螺史(閉鎖性海域対 策室長) 中里 靖(海洋環境室長)
目標3-3 水環境の保全(海洋環境の保全を含む)	水質汚濁による環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水水管理を推進し、健全な水循環の確保、アジア地域等における水環境改善に向けた取組を推進する。また、海洋環境の保全に向けて、国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制等による海洋汚染の防止を図る。更に、海洋ゴミ対策について、海岸漂着物処理推進法に基づく回収・処理、国内での廃棄物の適正処理等の推進による陸域等からの海洋ゴミの発生抑制、海洋ゴミの実態把握のための調査研究、国際的連携等に取り組む。	環境基本法第16条に定める環境基準 沼の湖沼水質保全特別措置法に基づく各指定湖 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別 措置法に基づく総量削減基本方針 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 水循環基本計画	3. 大気・水・土壤環境等の保全	
達成すべき目標	水質汚濁による環境基準等達成率の向上等により、健全な水循環の確保を目指す。また、廃棄物の海洋投棄の規制等により、海洋環境の保全を図る。	目標設定の考え方根拠	政策評価実施予定期	平成30年8月
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	目標年度	年度ごとの目標値
1 公共用水域における水質環境基準の達成率(健康項目)(%)	-	-	100%	24年度 25年度 26年度 27年度 28年度 29年度 30年度
2 環境項目BOD/COD(%)	-	-	100% (河川) 55.3% (湖沼) 79.8% (海域) 【全体】88.6%	100% 100% 100% 100% 100% 100% 100%
3 地下水における水質環境基準の達成率(%)	-	-	100%	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持されるものが望ましい基準」として定められたものであり、人の健康の保護を図るうえで、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとして的確であるため、測定指標として選定したもの。
4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全塗素、全りん)等	-	-	94.2%	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持されるものが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は人の健康の保護を図るうえで、地下水環境の状況を把握するものとして的確であるため、測定指標として選定したもの。
5 地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える沈下が発生していない地域の割合について100%を目指す。	-	100%	100% 100% 100% 100% 100% 100%	閉鎖性海域については、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく総量削減基本方針等のもと、各海域の水質改善の状況を的確に把握し、水質保全を図ってきたところであり、当該水域の環境基準達成率は、対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定したもの。
			別紙の通り	

測定指標	目標	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
		目標年度		
6 陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万㌧)	0	赤泥は平成26年度末に海洋投入処分が終了し、平成27年度以降、海洋投入処分が行われる見込みはない。建設汚泥についても平成28年度末に海洋投入処分の許可期が終了したため、平成29年度以降は、陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量を0万㌧とすることを目標とする。		
7 アジア地域における我が国の水環境改善支援の推進	—	水循環基本計画(H27.7閣議決定)において、アジア各国の連携強化、情報共有の促進等により、水環境管理制度等の改善や水処理技術の移転等の支援を推進することが規定されているため		
8 水環境中の放射性物質の存在状況の把握・共有	—	水質汚濁防止法に基づき、全国の水環境中の放射性物質の存在状況を常時監視し、その情報を国民に提供することは、健全な水循環の確保に資する。		
9 海洋ごみ(藻類・漂着・海底ごみ)に関する調査・研究結果の把握・共有	—	海岸漂着物等処理推進法等に基づき、海洋ごみの実態を把握し、その情報を国民に提供することは、海洋環境の保全に資する。		
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)	当初予算額	関連する指標	
	26年度	27年度	28年度	
(1) 水質環境基準検討費 (平成23年度)	142 (127)	129 (109)	157 (147)	147 1.2 <達成手段の概要> ・環境基準項目等の追加・基準値の見直し及び水域類型当てはめを行つたための情報収集・検討 <達成手段の目標(29年度)> ・適切な科学的判断に基づく、必要な環境基準等の設定及び見直し、水域類型の適切な当てはめ及び見直し 1.2 <環境基準項目等の追加・基準値の見直し及び水域類型当てはめを行つたための情報収集・検討 <施設の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・水質汚濁に係る環境基準等の目標設定に寄与する。
(2) 排水対策推進費 (平成23年度組替)	59 (51)	68 (78)	87 (84)	107 1.2 <達成手段の概要> ・水質汚濁防止法の施行状況や排水の排出実態を把握するための調査 ・規制の対象とされていない項目について、規制の必要性を判断するための調査・検討 ・現在排水規制の撤廃・強化に向けた排水処理技術の開発・普及・検討 ・生物検査を行い新たな排水管理手法についての調査・検討 <達成手段の目標(29年度)> ・工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を適切に規制するために必要な調査・検討 <施設の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を適切に規制するために必要な調査・検討を行い、公共用水域における水質環境基準達成状況等の向上に寄与する。
(3) 水質関連情報利用基盤整備 (平成23年度組替)	17 (18)	42 (54)	31 (35)	30 1.2 <達成手段の概要> ・「水質監視業務開発システム」、「水質環境総合管理情報システム」及び「全国水生生物調査システム」について、システムの効率的な一括運営(保守・管理・更新) <達成手段の目標(29年度)> ・水環境関連情報の提供・更新等(公共用水域水質データ、水浴場水質データなど) 1.2 <施設の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・システムを用いて効率的に常時監視結果の収集を行うとともに、広く国民に水環境関連情報をわかりやすく発信することにより、水環境保全施策の推進に寄与する。

(4) 総量削減及び閉鎖性海域管理推進費 (昭和53年度)	102 (95) 105 (93) 94 (84) 95			<達成手段の概要> ・養生源別汚漏負荷量等の状況を経年的に把握し、水質総量削減等の対策の効果を確認 ・新たな環境基準等を踏まえた総合的な水環境改善対策の推進 <達成手段の目標(29年度)> 4・東京湾・伊勢湾等における汚漏負荷量の削減 ・施設の運営すべき目標(測定指標への寄与の内容)> <施設の運営すべき目標(測定指標への寄与の内容)> ・発生負荷量と水質改善状況を経年的に把握し、これをもとに総合的な水環境改善対策を検討し、着実に推進を図ることにより、閉鎖性海域の環境基準の達成率の向上に寄与する。	132
(5) 閉鎖性海域環境保全推進等調査費(有明海・八代海総合調査評価委員会経費を含む)(平成19年度)	137 (128) 132 (124) 132			<達成手段の概要> ・有明海・八代海等総合調査評価委員会における再生に向けた検討に資するための各種調査の実施 <達成手段の目標(29年度)> 4・有明海・八代海等の再生に向けた評価の実施 ・環境特性の把握、課題の表明に必要な調査を実施することにより、有明海・八代海等総合調査評価委員会における再生に向けた検討を行い、当該海域での水環境改善に寄与する。	133
(6) 豊かさを実感できる海の再生事業費(平成22年度)	20 (22) 70 (70) 135 (135) 135			<達成手段の概要> ・湾・灘ごとの実情を踏まえた「きれいで豊かな海」の確保に向けた方策の検討 <達成手段の目標(29年度)> 4・藻場・干潟の分布状況調査、底質・底生生物調査の実施 ・水環境の変化状況等の評価 ・水環境の改善や生物生息場の再生・創出に資する対策技術の効果の評価 <達成手段の目標(測定指標への寄与の内容)> ・新基準等に対応する水質保全対策の推進 <施設の運営すべき目標(29年度)> 2・水環境の変化状況等を評価するとともに、湾・灘ごとの実情に応じた海域管理方策の検討を行うことにより、生物多様性・生物生産性の確保された「きれいで豊かな海」の実現に寄与する。	134
(7) 湖沼環境対策等推進費(平成23年度組替)	38 (32) 37 (37) 37 (33)			<達成手段の概要> ・湖沼の水質汚濁メカニズムを解明し、新基準等に対応した効果的な水質保全対策の実施手法を検討 <達成手段の目標(29年度)> 2・新基準等に対する水質保全対策の推進 <施設の運営すべき目標(測定指標への寄与の内容)> 2・湖沼の特性及び汚濁原因に応じた、効果的な水質保全対策を検討することにより、湖沼の水質改善の推進に寄与する。	135
(8) 水質・底質分析法検証費(平成23年度組替)	26 (11) 25 (19) 25			<達成手段の概要> ・新たに環境基準等に設定が予定されている物質について公定分析法等の検討・策定 ・先進的・効率的な分析法の検討 <達成手段の目標(29年度)> 1.2・導入の検討 ・環境基準等の見直しに係る公定分析法の検討、国内外の分析技術の知見を収集し、現行公定法との比較調査により新たな分析手法の検討 <施設の達成すべき目標(測定指標への寄与の内容)> ・新たな環境基準項目に対応した先進的・効率的な分析方法を早急に確立し、より効果的な測定の体制を図り、効率的な水環境のモニタリングの実施や水環境の状況の的確な把握により、水環境保全施策の推進に寄与する。	136
(9) 地盤沈下等水管理推進費(平成19年度)	16 (16) 14 (12) 16			<達成手段の概要> ・地盤沈下状況調査結果の取りまとめ公表 ・適正な地下水の保全と利用のための管理方策の検討 <達成手段の目標(29年度)> 5・地下水の実態に基づいた新たな地下水規制のあり方の検討に向け、地下水採取量や地盤沈下量の経年データを整理 <施設の達成すべき目標(測定指標への寄与の内容)> ・地下水流域全体の地下水・地盤環境情報を統合的に捉え、流域の地域特性を踏まえた地下水・地盤環境の管理手法の確立により、地盤沈下の防止を図るとともに、持続可能な地下水の保全と利用に資する。	137

(10) 国際的水環境改善活動推進等経費 (平成22年度組替)	181 (173)	126 (102)	111 (101)	132	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国の農村地帯等に適した水環境管理技術の導入実証モデル事業、国際セミナー等の実施 ・水環境の悪化が顕著なアジア・モンスーン地域において、水環境管理に携わる関係者間の協力体制の構築、各国の政策課題分析や政策担当者の能力向上への支援 ・達成手段の目標(29年度)> <p>3・中国の畜産排水処理改善に向けた現地調査、技術提携等の実施</p> <p>・アジアの水環境改善に向けた知識の収集、各國支援の実施および年次会合、ワークショップ等の開催</p> <p><施設成果を各國関係者間で共有することにより、各国の政策立案、技術の普及、政策担当者の能力向上等を推進し、国際的な水環境問題の改善に寄与する。</p>	138
(11) 海洋環境関連条約対応事業 (昭和61年度)	69 (67)	68 (61)	74 (93)	75	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロンドン条約、マルボール条約やバラスト水管理条約等の遵守について適切に対処 ・国際的な動向を把握 ・海洋投入処分の許可制度の適正な施行 ・達成手段の目標(29年度)> <p>6・廃棄物の海洋投入処分量の削減等</p> <p><施設の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋環境保全関連条約に関する海外の動向、国内の状況等の情報を踏まえて廃棄物の海洋投入処分に関する在り方等を検討し、海洋投入処分量の削減を図り、もって海洋環境の保全に資する。 	139
(12) 海洋環境モニタリング推進事業 (平成10年度)	66 (64)	76 (67)	79 (63)	79	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋汚染等防止法に基づき実施される「廃棄物の海洋投入処分」が行われた海域の汚染状況を調査 ・達成手段の目標(29年度)> <p>6・調査結果の公表</p> <p><施設の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋環境における汚染物質の状況、海洋汚染等防止法に基づき実施される「廃棄物の海洋投入処分」が行われた海域の汚染状況、バックグラウンド数値の経年変化を適切に把握することにより、廃棄物の海洋投入処分に係る規制の適切な実施、廃棄物の海洋投入処分に関する在り方の検討等我が国周辺海域における海洋環境保全対策の効果的な実績に資する。 	140
(13) ロンドン議定書実施のための不発弾陸上処理事業 (平成19年度)	815 (814)	955 (954)	868 (866)	985	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成6年度及び平成27年度に発見され、陸上自衛隊が安全化措置を実施した不発弾について、陸上自衛隊の所要の指導監督の下、民間事業者において処理(平成26年度中に発見された不発弾は平成29年度中に処理を完了)。平成27年度に発見された不発弾は、平成29年度から平成30年度にかけて処理を実施。) ・※4年の割合で実施 <p>6・達成手段の目標(29年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不発弾の陸上処理体制の整備・運用により、海洋投入処分による不発弾処理件数「0」とする。 ・<u>施設の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容</u> ・不発弾について、引き続き適正に陸上での処理を行うことで、海洋投入処分量の削減に資する。 	141
(14) 削減方策総合検討事業 (平成19年度)	84 (69)	2,938 (2,776)	3,129 (2,967)	526	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・漂流・漂着・海底ごみの実態把握 ・発生抑制対策について検討 ・都道府県等が実施する漂流・漂着・海底ごみの回収・処理や発生抑制対策等の取組に対して補助金を交付 ・東アジア等における海洋ごみ調査に係る人材の育成 ・モニタリング手法の調和に向けて国際連携の実施 <p>9・達成手段の目標(28年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・漂流・漂着・海底ごみ対策の総合的かつ効果的な推進 ・漂流・漂着・海底ごみ対策(測定指標)への寄与の内容 ・漂流・漂着・海底ごみの実態把握、回収・処理の推進・原因究明及び発生抑制対策の実施等により、各地域において総合的かつ効果的な漂流・漂着・海底ごみ対策を推進する。また、各國・国際機関等と連携し、主要排出国等への効果的なアライアンスを行う。 	142
(15) 我が国の優れた水処理技術の海外展開支援 (平成25年度組替)	79 (81)	86 (86)	90 (90)	84	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募を通じて選定した民間事業者による実現可能性調査(FS)や現地実証試験を支援し、我が国水関連企業の有する優れた水処理技術の海外展開を促進・支援する。 ・実現手段の目標(29年度)> <p>3・実現可能性調査(FS)や現地実証試験を通じ海外展開実績の増加を図る。</p> <p><政策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国企業の海外進出を支援することにより国際的な水環境の改善に寄与する。 	143

(16) 国連大学拠出金(低炭素型水環境改善システム研究 (平成26年度))	90 (90)	90 (90)	90 (90)	90 (90)
放射性物質による水質汚濁状況の常時監視 (平成26年度)	118 (80)	92 (75)	83 (75)	75
健全な水循環に係る総合対策推進費 (平成27年度)	-	-	-	-
(18) 地下水質保全推進費 (平成26年度)	113 (45)	54 (45)	55	8
<達成手段の概要> ・アジアの異なる発展段階にある数ヵ国の都市とその周辺地域を選定し、汚漏負荷、土地利用予測、人口動態、都市計画・政策等の情報を収集・解析し、政策を検討した上で、それらの導入、整備による水質保全及び低炭素化に係る効果を評価する。また、対象地域ごとに、気候変動対策に係る資金調達の可能性を含め水環境改善のための戦略をまとめ、関係者に提案するとともに、都市における水環境改善のためのデータ整備・政策評価手法をとりまとめる。 <達成手段の目標(29年度)> ・データ収集・分析を踏まえたデータベースの構築、水質予測モデルの構築、低炭素を踏まえた政策立案のための評価手法の開発、ワークショップ等の実施を通じ、アジアの途上国への寄与の内容> <施策の達成すべき目標への寄与の内容> ・アジアの途上国への政策立案・実施能力の向上を図るために、人口増加・都市化・低炭素化等を総合的に考慮した排水管理・水質保全政策を進めるための情報整備・政策評価手法の提供を行うことにより、健全な水循環の確保を目指す。	144			
<達成手段の概要> ・水環境中の放射性物質による水質汚濁の状況を常時監視するため、公共用水域及び地下水において、水質等の放射性物質の測定を実施、結果をとりまとめ公表する。 <達成手段の目標(28年度)> ・公共用水域及び地下水について、それぞれ全国10地点規模での放射性物質の状況把握。 <施策の達成すべき目標(測定指標への寄与の内容)> ・水環境中の放射性物質の存在状況を把握することにより、水環境の保全施策の推進に寄与する。	145			
<達成手段の概要> ・気候変動が湖沼の水質等に与える影響について、モデル湖沼におけるシミュレーションによる定量的な影響予測及び評価し、その影響に対する適応策を取りまとめる。 ・民間の主体的・自発的取組の促進と官民連携の機会の場を創出する官民連携事業を推進する。 ・現在、未規制であり潜在的なりスク方策について検討を行う。 <達成手段の目標(28年度)> ・気候変動によるリスク方策について検討を行う。 <政策の達成すべき目標(測定指標への寄与の内容)> ・水環境に係わる官民連携の機会の場を創出する官民連携事業を実施する。 <政策の達成すべき目標(平成26年度 職業別労働時間の標準化)> ・水環境が水質及び生態系に与える影響を適切に把握し、将来の気候変動に伴い想定される影響に対して適切な適応策を講じることにより、水環境の保全に寄与する。 ・民間の主体的・自発的取組の推進と官民連携の機会の場の創出により、国民が水環境の重要性について意識を高めることに寄与する。 ・水質汚濁防止法の指定物質への追加の必要性について検討し、事業所及び自治体におけるリスク管理体制の推進に寄与する。	146			
<達成手段の概要> ・「有害物質を含む」水の基準の設定方法について、その妥当性を検証するため、基準値の見直しを含めた規制のあり方の検討と物質の挙動等の知見の収集 ・水質汚濁防止法に基づく地下水の水質の汚濁の状況の結果をとりまとめるとともに、汚染原因等を分析し、結果を公表 ・水循環基本計画に基づく地下水マネジメントの推進にあたり、地域の関係者間の合意形成を図るために必要とされる地下水の收支、挙動や汚染メカニズムや対策効果等の可視化を可能とし、地域の関係者が使用可能なシミュレーションモデルの構築に向けた検討を行う。 ・また、地下水環境基準項目の中での超過率が最も高く、超過が長期にわたり継続している硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素対策として、地域が主体となつた取組の推進を行ったためのガイドライン(案)の策定に向けた検討を行う。 <達成手段の目標(28年度)> 3.「地下水質測定結果」としてとりまとめ、毎年度公表 ・反映したシミュレーションモデルの改良を行う。また、硝酸性窒素等対策ガイドラインの策定に向けた検討を進める。 ・地下水浸透基準値が設定されている有害物質29項目について、地下水浸透基準の見直しに必要な物質の挙動等の科学的知見を収集し、その情報を基に地下水浸透規制のあり方を検討し、取りまとめを行う。 <施策の達成すべき目標(測定指標への寄与の内容)> ・地下水浸透規制の適正化、また、全国の地下水質の汚染状況を把握した上で、地域における地下水マネジメントの実現による健全な地下水環境の維持により、国民の健康の保護・生活環境の保全を図ることに寄与する。	147			

(20) 琵琶湖保全再生等推進費 (平成29年度)	-	-	30	<p><達成手段の概要> ・水質だけでなく生態系を含めた琵琶湖の現状の把握、解析モデルによる影響要因や影響度の分析、環境修復実証事業(モデル事業)による効果検証等といった新たな手法により、湖辺の環境修復対策等の検討を行う。 <達成手段の目標(29年度)> ・水質及び生態系に関する琵琶湖の現状の把握 2・水質及び生態系分析モデルによる影響要因や影響度の分析 ・環境修復実証事業(モデル事業)による効果検証等による、湖辺の環境修復対策等の検討。 <政策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の概要> ・水質及び生態系の保全及び再生のための効果的な湖辺の環境修復対策等の検討を行うことにより、湖沼の水質汚濁を防止し、環境基準の達成率の向上に寄与する。</p>	新29-0018
施策の予算額 執行額	2342 (2233)	2075 (1946)	5184 (5124)	2703	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)

4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)

〔別紙〕

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					
	基準年度	目標年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
瀬戸内海(大阪湾を除く)における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—
大阪湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—
東京湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—
伊勢湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—
赤潮の発生件数 [件] (瀬戸内海/有明海/ 八代海)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				83/40/16	97/37/11	80/35/25	集計中			

達成手段
(開始年度)平成28年
事業番号

達成手段の概要等

達成手段 (開始年度)	予算額(執行額)		当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度	29年度
※①市街地土壤汚染対策費 (平成14~27年度)	190 (182)	235 (191)		
※②ダイオキシン類 土壤汚染対策費 (平成12~27年度)	17 (17)	34 (28)		
※③農用地土壤汚染対策費 (平成19~27年度)	31 (30)	28 (28)		
施策の予算額・執行額	306 (252)	238 (226)	288 (267)	288 (291)
施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)				

<達成手段の概要>

①市街地土壤汚染対策について、土壤汚染対策法の実態を把握するため、都道府県・政令市へ調査を行い、土壤汚染対策の基礎データ収集を実施する。
 ②指定調査機関の信頼性確保のための試験を実施する。
 ③平成29年5月に公表された改正土壤汚染対策法の施行や平成28年12月に答申された「今後の土壤汚染対策の在り方(第一次答申)」の具体化に向けて、土壤汚染対策法に基づく調査・指定区域における対策及び搬出土壤の処理等に係る技術的事項について検討を実施する。

④ダイオキシン類土壤汚染対策費による土壤の汚染の除去等の対策に係る費用の一部を補助する。
 ⑤地方公共団体が実施するダイオキシン類と有機化合物等との複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を考慮して地下水經由採取リスクにかかる技術的留意事項を検討する。

⑥農用地土壤汚染対策費
 ⑦土壤汚染対策地域の指定要件の見直しに資するため、土壤及び農作物中の有害物質の濃度の相間關係や農作物がどのように土壤から有害物質を吸収するか等の基礎データを収集する。

<達成手段の目標(平成29年度)>

①市街地土壤汚染対策について
 -都道府県・政令市に対し調査票を発送して調査結果を回収し結果の解析を実施し、土壤汚染対策法の施行状況等を把握する。
 -技術管理者試験を実施し、土壤汚染状況調査に関する知識及び技術を有する者である技術管理者を確保する。
 -土壤汚染対策法に基づく調査・指定区域における対策及び搬出土壤の処理等に係る技術的事項について検討を実施し、検討結果をとりまとめる。

②ダイオキシン類土壤汚染対策費について
 -今後新たに対策地域が指定された場合には、速やかに補助を実施することにより、対策の推進を図る。
 -有機化合物との複合汚染時等における地下水經由採取リスクにかかる技術的留意事項をとりまとめる。

③農用地土壤汚染対策費
 ④コメについて、土壤及び作物中のヒ素濃度の相関關係についてのデータを収集し、実態の解明を進める。

<施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容>

①市街地土壤汚染対策費について
 -土壤環境の保全に寄与する。また、土壤汚染対策法に基づく調査・指定区域における対策及び搬出土壤の処理等に係る検討結果を、今後の土壤汚染対策の在り方に係る検討の際に活用し、土壤環境の保全に寄与する。
 -技術管理者試験を実施することにより、指定調査機関の信頼性を確保し土壤環境の保全に寄与する。

②ダイオキシン類土壤汚染対策費について
 -地方公共団体が実施するダイオキシン類による土壤の汚染の除去等の対策に係る費用の一部を補助することにより、早急かつ適切な土壤汚染対策に寄与する。また、ダイオキシン類の水稲経由の拡散を把握することで、科学的知見に基づく調査・対策の実現に寄与する。

③農用地土壤汚染対策費
 -農用地土壤汚染対策費は、搬出されたテークを活用し、必要に応じて対象となる有害物質や農用地土壤汚染対策地域の指定要件等を見直すことで、農用地土壤の汚染に起因して人の健康を損なうおそれがある農作物が生産されることを防止し、国民の健康保護に寄与する。

148

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-⑪)

別紙1

施策名	目標3-5 ダイオキシン類・農薬対策							担当部局名	担当部局名	作成責任者名 (※記入は任意)	監修者名 (ダイオキシン 対策室長) 小笠原 敏輝(農業環境 管理室長)	
施策の概要	ダイオキシン類について、総排出量を削減し、環境基準の達成率をできる限り100%に近づける。また、農薬について農薬の使用に伴い水産動植物に著しい被害が生じることのないよう魚類等の毒性試験に基づき速やかに水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準(水産基準)を設定する。							政策体系上の位置付け	政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壤環境等の保全		
達成すべき目標	ダイオキシン類について、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画に基づき、全ての地点で環境基準を達成する。魚類等の毒性試験に基づき速やかに水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準(水産基準)を設定する。							目標設定の考え方・根拠	目標設定の考え方・根拠	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境削減計画 生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日閣議決定) 環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)		
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
1 ダイオキシン類排出総量 (g-TEQ/年)	-	-	176	176	176	176	176	176	176	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境削減計画 生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日閣議決定) 環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)	平成30年3月	
測定指標	基準	目標	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
2 水産動植物の被害防止に係る登録基準の設定及び設定不要と評価した農薬数(累計)	-	-	H32年度	359	436	466	507	537	567	584	農薬取締法に基づく水産基準の迅速かつ的確な設定により農薬の環境リスクの低減に資することができるため、農薬登録保留基準の設定及び設定不要と評価した農薬有効成分数を測定指標として設定した。なお、目標年度は生物多様性国家戦略2012-2020及び環境基本計画において平成32年度までにすべての農薬有効成分について登録保留基準を設定することとしている。	平成30年3月
測定指標	目標	目標	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
3 ダイオキシン類に係る環境基準達成率(%)	100%	-								ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシン類による汚染の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。		
達成手段 (開始年度)	予算額(執行額)	当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等							平成28年 行政事業レポート 事業番号	
(1) 農薬登録保留基準等設定 (平成17年度)	102 (84)	97 (82)	110 (101)	104	2						149	

(2) 費 タイオキシン類総合対策 (平成12年度)	67 (67)	54 (51)	48 (46)	43 1. 3
<達成手段の概要> ①タイオキシン類対策特別措置法施行状況、常時監視結果、排出量データのとりまとめ ②タイオキシン類分析機関の精度管理に係る審査を実施 ③農素系タイオキシン類等に関する国際動向把握、情報収集、情報提供等を実施 <達成手段の目標(28年度)> ①タイオキシンの排出実態等の正確な把握 ②今年度の委員会の活動内容等の情報収集 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ①排出実態等を把握することで、目標達成に向けた効果的な対策の検討を行うことができる。 ②種別分析にともなう精度管理が要求されるタイオキシン類分析において分析機関の精度管理水準の維持・向上に寄与する。 ③農素系タイオキシン類等の排出可能性がある施設からの排出量等のデータを蓄積する。	150			

施策の予算額・執行額	167 (135)	169 (151)	158 (147)	147 ・生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日閣議決定) 第3部生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画 第6節田園地域 里地里山 1生物多様性保全をより重視した農業生産の推進 ・環境基本計画 平成24年4月27日閣議決定) 第2部今後の環境政策の具体的な展開 第1章重点分野ごとの環境政策の展開 第9節包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-12)

別紙1

施策名	目標3-6 東日本大震災への対応(環境モニタリング調査)			
担当部局名	大気環境課 水環境課 海洋環境室 地下水・地盤環境室 環境安全課	作成責任者名 (※記入は任意)	高澤 哲也(大気環境課 長) 渡邊 康正(水環境課長/地 下水・地盤環境室長) 中里 靖(海洋環境室長)	
測定指標	被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握、提供するための環境モニタリング調査等を実施する。 被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。			
目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	政策評価実施予定期	3. 大気・水・土壤環境等の保全
被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握、提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。	—	政府の総合モニタリング計画等に基づき実施される放射性物質モニタリングやアスペクトの濃度調査などにより、被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報を的確に把握し、それらの情報を国民に提供することは、国民の不安解消と復旧・復興に資する。	総合モニタリング計画 大気汚染防止法	平成30年8月
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (開始年度)	当期予算額 開運する 指標	達成手段の概要等	平成29年 行政事業レポート 事業番号
26年度	27年度	28年度	29年度	
(1) 環境モニタリング調査 (平成23年度)	859 (790)	788 (677)	749 (572)	537
被災地周辺におけるアスペクト・大気濃度モニタリング調査(平成23年度) 公共用水域放射性物質モニタリング調査等(平成24年度) 地下水の放射性物質モニタリング調査(平成24年度) 被災影響海域における海洋環境開拓モニタリング調査(平成24年度) <達成手段の概要> ①被災地周辺におけるアスペクト・大気濃度の調査 ②放射能汚染が特に懸念される地域(福島県及びその近隣県)の公共用水域における水質、底質、水生生物の放射性物質のモニタリング調査等 ③放射能汚染が特に懸念される地域(福島県及びその近隣県)における地下水の放射性物質濃度のモニタリング調査等 ④東日本大震災の被災海域における、海底堆積物の環境基準項目(生活環境項目、健康項目)、有害物質、放射性物質などのモニタリング調査等。 <達成手段の目標(29年度)> ①大気中のアスペクト・緯度経度が[0.1本/度]以下であった地点の比率の向上 ②公共用水域における放射性物質濃度の把握及び調査結果の公表 ③地下水中的放射性物質濃度の把握及び調査結果の公表 ④被災地海域の有害物質、放射性物質モニタリング調査等の実施及び調査結果の公表	165			
施策の予算額・執行額	1159 (965)	869 (790)	749 (572)	537
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主要な点)	被災地周辺におけるアスペクト・大気濃度モニタリング調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。 ③地下水中的放射性物質モニタリング調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。 ④被災地海域の有害物質、放射性物質モニタリング調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。			

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-⑬)

別紙1

施策名	目標4-1 国内及び国際的な循環型社会の構築						担当部局名	環境再生・資源循環 局総務課 循環型社会 推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	循環型社会推進室長	
施策の概要	循環型社会形成推進基本計画等を着実に実行して国内における循環型社会の構築を図ることとし、3Rイニシアティブに基づいて国際的な循環型社会構築を図る。						目標設定の考え方・根拠	循環型社会形成推進基本法に基づき、我が国の経済社会を、大量生産・大量消費・大量廃棄型から持続可能な循環型社会へ変革する。	政策評価実施予定期	平成30年8月	
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標達成度				測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
			目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 資源生産性(GDP/資源等投入量)(万円/トソ)	25	H12年度	46	H32年度	-	42	-	-	-	-	
2 循環利用率(循環利用量/総物質投入量)(%)	10	H12年度	17	H32年度	-	14~15	-	-	-	-	
3 廃棄物最終処分量(百万t)	56	H12年度	17	H32年度	-	23	-	-	-	-	
4 焼却設備やリサイクル設備等の輸出額(一般社団法人日本産業機械工業会の「ごみ処理装置の輸出額を想定」)	3,000	H26年度	6,000	H42年度	-	-	-	-	-	-	
測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠											
5 実施国における各種支援の整備状況	廃棄物分野の技術協力をはじめとする各種支援の構築		協力覚書等に基づく協力關係の構築		H31年度		廃棄物分野における我が国の経験、先進的な技術や法制度等をアジアを中心とする発展途上国に移転することは、途上国の持続的な発展に資するともに、我が国支援の実施実績が、我が国の貢献に関する指標として適切である。				
6 同地域における循環型社会構築に向けた貢献	アジア太平洋3R推進フォーラムでの議論等を通じて、アジア太平洋各国における3Rの実施実績が、我が国の貢献に関する指標として適切である。		アジア太平洋3R推進フォーラムでの議論等を通じて、アジア太平洋各国における3Rの実施実績が、我が国の貢献に関する指標として適切である。		アジア太平洋3R推進フォーラムでの議論等を通じて、アジア太平洋各國における3Rの実施実績が、我が国の貢献に関する指標として適切である。		アジア太平洋3R推進フォーラムは、アジア太平洋地域における3Rに関する最も重要なハイレベル会合の一つとして位置づけられており、会合の成果として採択したハノイ3R宣言(同地域が2023年までに目指すべき目標)に基づく具体的な取り組みのフォローアップ等を通じて、各國における3R関連の事業形成や政策立案の促進を促進することになる、同地域における循環型社会構築に向けた貢献				
7 報告書の公表等を通じた、含む世界各国の横断的な課題解決への貢献	報告書の公表等を通じた、報告書による世界の課題解決への貢献		毎年度		UNEP国際資源パネルは、各国から専門家が参集して、世界規模での持続可能な社会について科学的に討議する国際的に重要な場であり、当パネルの活動成果として報告書の公表等を通じて、世界各国の横断的な課題解決へ貢献することが求められている。		UNEP国際資源パネルは、各国から専門家が参集して、世界規模での持続可能な社会について科学的に討議する国際的に重要な場であり、当パネルの活動成果として報告書の公表等を通じて、世界各国の横断的な課題解決へ貢献することが求められている。				

富山物質循環フレームワークの実施に関する進捗、課題及び教訓の共有を継続することを目的として、G7アライアンスワークショップをG7サミット議長国と連携する。また、資源効率性に関する海外動向や国際合意等を踏まえ、我が国の資源効率性向上に向けた取組等の国際的な発信や次期循環基本計画の改定に向けて、今後の新たな3R・循環型社会の俯瞰的・戦略的な検討を行う。

8

155

達成手段 (開始年月)	予算総計(執行額)				当初予算額 指標	開達する 指標	達成手段の概要等	平成20年 行政事業レビュー 事業番号	
	26年度	27年度	28年度	29年度					
(1) 費 (平成13年度)	125 (148)	125 (142)	116 (103)	105	1.2.3	<達成手段の概要> 循環資源の発生状況等を踏まえ、従来からの経年的データに加え、毎年度設定するテーマに対応した新たなデータを収集・分析し、循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会白書を作成し、国会へ提出するほか、英語版の作成等を含め、国内外への情報発信を実施する。循環型社会の形成に向け、循環基本基本計画に規定された物質フロー図のデータ更新、指標及び取組指標の進捗把握・評価、国を含む各主体の取組状況の把握・評価及び課題論討等を行うほか、地域の循環物質に応じた地域循環系の形成促進に向けた検討や地域の実情に応じた補助事業の実施、取組みが遅れているリデュース・リユースの促進に向けた検討等を実施する。さらに、先進事例に対する大臣表彰と小中学生への意識啓発を目的としたボスター・コンクールの表彰を実施する3R推進全国大会の開催及び地方大会の開催のほか、「Re-Style」Webサイト(http://www.re-style.env.go.jp/)による情報発信等による国民への普及啓発を実施する。	151		
<達成手段の目標(平成29年度)> 循環型社会形成推進法(平成12年法律第110号)第14条に基づき、毎年、循環資源の発生、循環的な利用及び廃分の状況並びに政府が循環型社会の形成に関して講じた施策に関する報告(循環型社会白書)を作成し、国会に報告を行う。また、平成30年度に向けて、次期循環型社会形成推進基本計画(以下「次期循環基本計画」という。)の見直しを図り、かつ、同基本計画全般に係る施策(3R推進全国大会及び地方大会の開催等の3Rの普及啓発活動並びに3Rのうち取組が運営しているリデュース・リユースの促進)を実施することで、循環型社会の形成を推進する。	4	<達成手段の概要> 海外展開の計画のある事業について、実現可能性調査、現地関係者との合同ワークショップ、研修等の支援を行う。また、海外の廃棄物処理に関する情報の収集・提供、我が国循環産業・技術の海外への情報発信を行う。これらにより、我が国循環産業の海外展開を促進する。	<達成手段の目標(29年度)> 先進的な我が国循環産業が、海外において事業展開することを支援し、世界規模で環境負荷を低減し、我が国経済の活性化につなげる。	446 (406)	340 (330)	270 (260)	276	151	
(2) 国際展開(育成事業)(国際展開支援)(平成23年度)	446 (406)	340 (330)	270 (260)	276	<達成手段すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業において、実現可能性調査等の実施により循環産業の海外展開を促進することにより、日本全体の焼却設備やリサイクル設備等の輸出額に資することとなる。				

(3) 構築力強化プログラム事業 (平成21年度)	66 (48)	64 (64)	42 (38)	34 5
アジア低炭素循環型社会 策立案を支援する。また、世界をリードする我が国の知見・経験を最大限活用し、資源循環に関する情報・知見の整備、3Rの優良取組事例の共有を行う。				
<達成手段の目標(平成29年度)> アジアにおける循環型社会の構築を温暖化対策にも貢献しつつ実現するため、アジアにおける低炭素・循環型社会の形成に向けた政策立案を支援する。また、世界をリードする我が国の知見・経験を最大限活用し、資源循環に関する情報・知見の整備、3Rの優良取組事例の共有を行う。				154
アシア諸国における3Rの 実施的実施支援事業拡出 (平成21年度)	26 (26)	30 (30)	49 (49)	45 6
<達成手段の概要> 各國における3R開拓の事業形成や政策立案を促進するため、各國間の政策対話の推進や多様な関係者間の協力等を通じてアジア各國に対する廃棄物分野の技術協力をはじめとする各種支援の実施を通して、当該支援対象国の廃棄物関連制度等の整備を促進し、アジアにおける低炭素・循環型社会形成に貢献する。				
UNEP「持続可能な資源管理に関する国際パネル」支 援(平成20年度)	16 (16)	19 (19)	20 (20)	19 7
<達成手段の目標(平成29年度)> 2004年にG8首脳間で合意された「3Rイニシアティブ」や、2009年に設立された「アジア3R推進フォーラム」及び2005年に開始した「3Rに関する日中韓セミナー」等に基づき、各国民政府や各主体との協力、連携を進める事により、国際社会における3R推進のリーダーシップを発揮するとともに、我が国の循環産業の海外展開促進にも貢献するため、アジアにおける循環型社会づくりのための政策立案や情報・指標等を整備した「アジア太平洋3R白書」策定等を行うため、実施主体となる国連機関(国連地域開発センター(UNCRD))に対して提出を行う。				
<達成手段の目標(平成29年度)> 2004年にG8首脳間で合意された「3Rイニシアティブ」や、2009年に設立された「アジア3R推進フォーラム」及び2005年に開始した「3Rに関する日中韓セミナー」等に基づき、各国民政府や各主体との協力、連携を進める事により、国際社会における3R推進のリーダーシップを発揮するとともに、我が国の循環産業の海外展開促進にも貢献するため、アジアにおける循環型社会づくりのための政策立案や情報・指標等を整備した「アジア太平洋3R白書」策定等を行うため、実施主体となる国連機関(国連地域開発センター(UNCRD))に対して提出を行う。				
<達成手段の概要> UNEP「持続可能な資源管理に関する国際パネル」(UNEP国際資源パネル)では、天然資源の利用によるライフサイクルにわたる環境影響に関する独立した科学的評議を行うとともに、これらの影響を緩和する方法に関する理解の増進のための活動を行っている。このパネルの活動を支持し日本の課題を含め世界規模での課題解決に向けた検討を進めるため、同パネルに対して、参加国として応分の提出を行う。				
<達成手段の目標(平成29年度)> UNEP「持続可能な資源管理に関する国際パネル」(UNEP国際資源パネル)の事業活動へ参加することにより、世界各地の横断的な課題解決に寄与する。				
<達成手段の目標(平成29年度)> UNEP「持続可能な資源管理に関する国際パネル」(UNEP国際資源パネル)の事業活動へ参加することにより、世界各地の横断的な課題解決に寄与する。				
<達成手段の目標(平成29年度)> UNEP「持続可能な資源管理に関する国際パネル」(UNEP国際資源パネル)の事業活動へ参加することにより、当パネルにおける議論の充実化が図られ、日本を含む世界各国の課題解決に貢献する研究や報告書の作成につながる。				
<達成手段の概要> 各リサイクル法制度を超えて循環資源の有効利用の展開を図る上では、民間企業の活力・創意工夫を活かした循環型社会ビジネスとしての取組が重要な要素であり、新たな循環型社会ビジネスモデルの形成の促進に向けて、①循環資源の高度利用(水平リサイクル、再生材の高品質・高付加価値化等)・資源回収のためのリサイクル技術の調査・実証を行うとともに、②既存のリサイクル施設を活用し、リサイクル製品の相互融通、リサイクル製品の規格化・安定供給による需要拡大等のための実証事業を実施し、これらのリサイクル技術の実用化・リサイクルシステムの社会実装を図る。				
<達成手段の目標(平成29年度)> 民間企業の活力・創意工夫を活かして、リサイクルの量に着目した取組に加えて、素材の性質に応じてリサイクルの質を向上させるとともに、資源循環のバリュー・エーンジン化の取組を通じて、品目や素材の枠にとらわれないリサイクルを促進することにより、環境負荷の低減(廃棄物の最終処分量等)及び持続可能な資源活用並びに国内経済の活性化を図り、「環境と経済が好循環する持続可能な循環型社会」を構築することを目指す。				
<達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業の目標である一般廃棄物(ごみ)のリサイクル率を引き上げることで、第三次循環型社会形成推進基本計画における最終処分量の減少につながる。				
我が国循環産業の戦略的 国際展開・育成事業(ビジネ スモデル支援)	212 (135)	160 (134)	104 (79)	69 3
<達成手段の目標(平成29年度)> 民間企業の活力・創意工夫を活かして、リサイクルの量に着目した取組に加えて、素材の性質に応じてリサイクルの質を向上させるとともに、資源循環のバリュー・エーンジン化の取組を通じて、品目や素材の枠にとらわれないリサイクルを促進することにより、環境負荷の低減(廃棄物の最終処分量等)及び持続可能な資源活用並びに国内経済の活性化を図り、「環境と経済が好循環する持続可能な循環型社会」を構築することを目指す。				
<達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業の目標である一般廃棄物(ごみ)のリサイクル率を引き上げることで、第三次循環型社会形成推進基本計画における最終処分量の減少につながる。				
				156

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29—⑭)

別紙1

施策名	担当部局名	環境再生・資源循環 局総務課リサイクル 推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	リサイクル推進室長
施策の概要	政策体系上の 位置付け	4. 農業物・リサイクル対策の推進		
達成すべき目標	定められた計画値・目標値の達成に向けて、各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。			
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 「目標年度」 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度 29年度 30年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
1 容器包装リサイクル法における容器包装分別収集量(千トン)	--	--	「別紙のとおり」	第7期、第8期市町村分別収集計画における分別収集見込量に基づき設定
2 特定家庭用機器廃棄物の回収率(%)	--	--	「別紙のとおり」	特定家庭用機器再商品化法基本方針に基づき設定
3 食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率(%)	--	--	「別紙のとおり」	食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(平成27年7月策定)に基づき設定
4 建設リサイクル法における建設資材の再資源化等の実施率(建設発生木材、%)	--	--	「別紙のとおり」	「建設リサイクル法」に基づき設定 (特定建設資材の再資源化等実施率のうち、建設発生木材について「建設リサイクル推進計画2014」の目標値を達成していないため)
5 資源有効利用促進法におけるパソコン及び小型二次電池の自主回収・再資源化率(%)	--	--	「別紙のとおり」	パソコンコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パソコン及び密閉形蓄電池使用製品の製造等の事業を行う者の使用済密閉形蓄電池の自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令に基づき設定
6 自動車リサイクル法における自動車破碎残さ(ASR)及びガス発生器(エアバッゲ類AB)の再資源化率(%)	--	--	「別紙のとおり」	自動車リサイクル法における自動車破碎残さ(ASR)及びガス発生器(エアバッゲ類AB)の再資源化率(%)
7 小型家電リサイクル法における使用済電子機器等の回収量[万㌧]	--	--	「別紙のとおり」	使用済小型電子機器等の再資源化等に関する法律施行規則に基づき設定

8 エコタウン等において実施したモデル事業の実装事業数(累計)

「別紙のとおり」

- 容器包装リサイクル法に基づき再商品化されたもののうちペットボトルへ再商品化された割合(ペットボトル)

- ペットボトルの国内再資源化量(指定ペットボトル販売量)

「別紙のとおり」

リサイクル製品の規格化・安定供給による需要拡大等のための実証事業を支援することによって得られる波及効果等の効果を、より直接的に評価するための指標を設定。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)		当初予算額 関連する 指標	達成手段の概要等	平成20年 行政事業レポート 事業番号	
	26年度	27年度				
(1) 容器包装リサイクル推進事業費(平成18年度)	61 (64)	90 (79)	80 (79)	80 (-)	1 1 <達成手段の概要> 容器包装リサイクル法の円滑な運用や高度化のために必要な調査検討、普及啓発等を行う。 <達成手段の目標(29年度)> 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量を増加させる。 <施設の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 容器包装リサイクル法の適正な運用を通じて市町村の適切な事務の遂行、住民の参加意識の向上等を促進することにより、分別収集量の増加に寄与する。	158
(2) 家電リサイクル推進事業費(平成19年度)	36 (40)	39 (40)	37 (45)	39 (-)	2 <達成手段の概要> 家電リサイクル法の高度化及び適正な施行に資する調査検討等を行う。 <達成手段の目標(29年度)> 特定家庭用機器の回収率を向上させる。 <施設の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 家電リサイクル法の高度化および適正施行を推進することで、特定家庭用機器の回収率の向上に寄与する。	159
(3) 資源の有効利用促進に係る適正化事業費(平成19年度)	2 (2)	2 (2)	2 (0)	0 (-)	3 3 <達成手段の概要> 資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品の回収率・再資源化率の更なる向上等のための調査検討等を行う。 <達成手段の目標(29年度)> バッコン及び小型二次電池の自主回収・再資源化率を向上させる。 <施設の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 指定再資源化製品に関する法の施行状況の把握及び製造事業者等による適正な回収・リサイクルの確保等により、再資源化率の向上に寄与する。	159
(4) 食品リサイクル推進事業費(平成19年度)	9 (9)	31 (64)	35 (33)	68 (-)	4 <達成手段の概要> 食品リサイクル法の円滑な施行のための調査検討や、食品ロス削減や食品リサイクルループ形成を促進するための事業を行う。 <達成手段の目標(29年度)> 食品循環資源の再生利用等実施率を向上させる。 <施設の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 食品リサイクル法の円滑な施行を図り、また、食品ロス削減や食品リサイクルループ形成を促進することにより、再生利用等実施率の向上に寄与する。	160

(5) 建設リサイクル推進事業費(平成19年度)	3	3	3	3	5	<達成手段の概要> 適切な分別解体による再資源化方策の検討を行う。 <達成手段の目標(29年度)> 特定建設資材の再資源化等率を向上させる。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 建設リサイクル法の円滑な施行を図ることにより、特定建設資材の再資源化等の実施率の向上に寄与する。	161
(6) 自動車リサイクル推進事業費(平成22年度)	16	21	23	22	6	<達成手段の概要> 自動車リサイクル法の円滑な施行や高度化を図るために調査検討等を行う。 <達成手段の目標(29年度)> 自動車破砕残さやガス発生器の再資源化率を向上させる。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自動車リサイクル法の円滑な施行及び高度化を図り、再資源化率の向上に寄与する。	162
(7) 小型電気電子機器リサイクル推進事業費(平成25年度)	801 (826)	300 (641)	182 (170)	132 (-)	7	<達成手段の概要> 小型電気電子機器リサイクル法の円滑な施行や高度化を図るために調査検討等を行う。 <達成手段の目標(29年度)> 自動車破砕残さやガス発生器の再資源化率を向上させる。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自動車リサイクル法の円滑な施行、認知度向上を図り、回収量の向上に寄与する。	163
(8) 我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業(ビジネスモデル支援)	212 (135)	160 (134)	104 (79)	69 (-)	8.9.10	<達成手段の概要> 各リサイクル法制度を越えて循環資源の有効利用の展開を図る上では、民間企業の活力・創意工夫を活かした循環型社会ビジネスとしての取組が重要であり、新たな循環型社会ビジネスモデルの形成の促進に向けて、①循環資源の高度利用(水平リサイクル・再生材の高品質・高付加価値化等・資源回収のためのリサイクル技術の調査・実証を行つとともに、②既存のリサイクル製造を活用した関係事業者等のネットワーク構築による循環資源やエネルギーの相互融通、リサイクル製品の規格化・安定供給による需要拡大等のための業界連携・これらとのリサイクル技術の実用化・リサイクルシステムの社会実装を図る。 <達成手段の目標(平成19年度)> 民間企業の活力・創意工夫を活かして、リサイクルの量に着目した取組に加えて、素材の性質に応じてリサイクルの質を向上させるとともに、資源循環のハイパー・チーン化の取組を通じて、品目や素材の特にどわれないリサイクルを促進することにより、環境負荷の低減(廃棄物の最終処分量の削減等)、及び持続可能な資源活用並びに国内経済の活性化を図り、「環境と経済が好循環する持続可能な循環型社会」を構築することを目指す。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容 本事業の目標である一般廃棄物(ごみ)のリサイクル率を引き上げることで、第三次循環型社会形成推進基本計画における最終処分量の減少につながる。	156 [再掲]
施策の予算額・執行額	1,140 (1,108)	646 (993)	466 (432)	413		○日本再興戦略2016 第2具体的な施策 10. 環境・エネルギー制約の克服と投資拡大(レアメタル等を含む使用済小型電気電子機器リサイクル推進事業費) ○経済財政運営と改革の基本方針2016～600兆円経済への道筋～ 第2章 成長と分配の好循環の実現 5. 安全・安心な暮らしと持続可能な経済社会の基礎確保(食品リサイクル推進事業費)	

指標

測定指標	1. 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千t]】 ア. ガラス製容器 イ. 紙製容器包装 ウ. ペットボトル エ. プラスチック製容器包装 2. 家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物の回収率[%] 3. 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%] ア. 食品製造業 イ. 食品卸売業 ウ. 食品小売業 エ. 外食産業 4. 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(建設発生木材:%) 5. 資源有効利用促進法におけるパソコン及び小型二次電池の自主回収・再資源化率[%] (※処理された廃棄物の重量に対する再資源化量の割合) ア. デスクトップパソコン イ. ノートブックパソコン ウ. ブラウン管式表示装置 エ. 液晶式表示装置 オ. ニカド電池 カ. ニッケル水素電池 キ. リチウムイオン電池 ク. 小形制御弁式鉛蓄電池 6. 自動車リサイクル法における自動車破碎残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率[%] ア. 自動車破碎残さ(シュレッダーダスト) イ. ガス発生器(エアバッグ類) 7. 小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収量[万t]】 8. エコタウン等において実施したモデル事業の実装事業数(累計) 9. 容器包装リサイクル法に基づき再商品化されたもののうちペットボトルへ再商品化された割合(ペットボトル) 10. ペットボトルの国内再商品化率(国内再資源化量/指定ペットボトル販売量)									
	年度ごとの目標値	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	目標年度	目標値
指標1	ア	814 786	810 798	807 782	781 788	779	771	770	30年度	770 (計画値)
	イ	130 89	133 90	132 82	136 80	136	112	114		114 (計画値)
	ウ	305 299	306 302	305 292	305 293	306	292	291		291 (計画値)
	エ	818 727	846 734	759 731	763 746	770	745	751		751 (計画値)
指標2	-	-	56 49	56 53.1	56 52.2	-	-	56	30年度	56
指標3	ア	85 95	85 95	85 95	95 95	95	95	95	平成27年度～平成31年度	95
	イ	70 58	70 58	70 57	70 60	70	70	70		70
	ウ	45 45	45 45	45 46	55 47	55	55	55		55
	エ	40 24	40 25	40 24	50 23	50	50	50		50
指標4	-	94.4	調査中	調査中	調査中	-	-	95	30年度	95
指標5	ア	50 77.8	50 78.4	50 76.6	50 78.3	50 調査中	50 調査中	50 調査中	各年度	50
	イ	20 59.4	20 59.3	20 60.4	20 61.1	20 調査中	20 調査中	20 調査中		20
	ウ	55 71.6	55 70.9	55 71.6	55 73.9	55 調査中	55 調査中	55 調査中		55
	エ	55 72.6	55 74.3	55 74.4	55 74.2	55 調査中	55 調査中	55 調査中		55
	オ	60 72.6	60 72.2	60 71.1	60 71.5	60 調査中	60 調査中	60 調査中		60
	カ	55 76.6	55 76.6	55 76.6	55 76.6	55 調査中	55 調査中	55 調査中		55
	キ	30 61.1	30 60.5	30 57.9	30 55.9	30 調査中	30 調査中	30 調査中		30
	ク	50 50	50 50	50 50	50 50.1	50 調査中	50 調査中	50 調査中		50
	ア	50	50	50	70	70	70	70		50(～26年度)
指標6		93～96.8	96.0～97.7	-	96.5～98.8	調査中	-	-	各年度	70(27年度～)
	イ	85 93.3～94.8	85 93.7～94.6	85 -	85 93～94	85 調査中	85 調査中	85 調査中		85
指標7	-	-	2.40	5.05	6.69	-	-	14	30年度	14
指標8	-	-	1	2	3	4	5	6	32年度	8
指標9	-	-	13	15	16	-	-	-	32年度	30
指標10	-	8.2	11.2	12.9	調査中	-	-	-	32年度	70

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-⑮)

別紙1

施策名	目標4-3 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)						担当部局名	環境再生・資源循環 局廃棄物適正処理 推進課	作成責任者名 (※記入は任意)	廃棄物適正処理推進 課長	
施策の概要	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。						第三次循環型社会形成推進基本計画等 位置付け	4廃棄物・リサイクル対策の推進			
達成すべき目標	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。						目標設定の参考方・根拠	第三次循環型社会形成推進基本計画等	政策評価実施予定期	平成30年8月	
測定指標	基準値	目標値	目標値 目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
1 (1)一般廃棄物の排出量 (百万吨)	55	H12年度	41	H32年度	-	-	-	-	-	-	
1 (2)一般廃棄物の排出量 (kg/人)	433	H12年度	325	H32年度	-	-	-	-	-	-	
2 一般廃棄物のリサイクル率(%)	21	H24年度	27	H32年度	20	20	20	調査中	-	-	
3 (1)一般廃棄物の最終処分量(百万吨)	4.7	H24年度	4.0	H32年度	-	-	-	-	-	-	
3 (2)一般廃棄物の最終処分量(kg/人)	36	H24年度	31	H32年度	-	-	-	調査中	-	-	
4 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量(g-TEQ/年)	33	H22年度	33	当面の間	-	-	-	調査中	-	-	
達成手段 (開始年度)	予算額(執行額) (26年度)	当期予算額 (27年度)	関連する指標	達成手段の概要等						平成29年 行政事業レポート 事業番号	
循環型社会形成推進交付金(公共) (平成17年度)	92,356 (89,626)	69,187 (67,886)	72,024 (68,32)	34,985 1,23	<達成手段の概要> ・市町村等が広域的な地域について作成する循環型社会形成推進地域計画に基づき実施される事業の費用に交付金を交付する。 ・効率的かつ確実な施設整備事業の実施のため必要な調査を実施する。 ・東日本大震災等に起因する電力不足への対応や今後の防災体制の強化等の観点から、高効率エネルギー回収及び災害廃棄物処理体制の強化の両方に資する施設整備を促進する。 <達成手段の目標> 市町村等の自主性と創意工夫を活かした総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援することにより、地域における循環型社会の形成を推進する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理の推進						0167

(2) 提供経費等 (平成10年度)	15 (13)	15 (14)	15 (14)	14 1,2,3,4
廃棄物処理等に係る情報				
災害等廃棄物処理事業費 (昭和49年度)	3,894 (3,733)	3,939 (3,348)	36,637 (35,223)	200 -
廃棄物処理施設災害復旧 事業 (平成23年度)	65 (47)	525 (230)	2,755 (1,764)	30 -
東京オリンピックを契機とした一般廃棄物の統一分別ラベル導入後計事業 (平成27年度)	- 30 (21)	18 (16)	17 1,2,3	
(6) 廃棄物処理施設整備費補助 (平成12年度)	5,373 (5,374)	4,746 (4,649)	4,765 (4,577)	1,826 -
施策の予算額・執行額	101,703 (98,793)	78,442 (76,148)	116,214 (110,326)	37,052
施策に關係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なるもの)				
第三次循環型社会形成推進基本計画 ・廃棄物処理施設整備計画 ・国土強靭化基本計画				

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-⑯)

別紙1

施策名	目標4-4産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)						担当部局名	環境再生・資源循環 局廃棄物規制課	作成責任者名 (※記入は任意)	廃棄物規制課長		
施策の概要	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。						政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推移				
達成すべき目標	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的推進を図る。						目標設定の考え方・根拠	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・関係法令等				
測定指標	基準値	目標値	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
1 産業廃棄物の排出量 (百万トン)	379	H24年度	390	H32年度	—	—	423	—	—	—	—	廃棄物の減量その他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために基本的な方針
2 産業廃棄物のリサイクル率(%)	55%	H24年度	56%	H32年度	—	—	53	—	—	—	—	廃棄物の減量その他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために基本的な方針
3 産業廃棄物の最終処分量 (百万トン)	13	H24年度	12	H32年度	—	—	18	—	—	—	—	廃棄物の減量その他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために基本的な方針
4 PCB廃棄物(菱瓦器類・コンデンサ類)の処理(台)	—	—	357,000	H37年度	—	—	—	—	—	—	—	ボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、PCB廃棄物処理基本計画の沿って平成37年度までにPCB廃棄物を全量処理する。
5 PCB廃棄物(安定器・汚染物)の処理(t)	—	—	11,000	H37年度	—	—	—	—	—	—	—	ボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、PCB廃棄物処理基本計画の沿って平成37年度までにPCB廃棄物を全量処理する。
6 電子マニフェストの普及率(%)	—	—	50%	H28年度	—	—	50	—	—	—	—	第三次循環型社会形成推進基本計画
7 最終処分場の残余年数(年)	—	—	16	H34年度	—	—	42	47	—	—	—	廃棄物の減量その他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために基本的な方針
達成手段 (開始年度)	予算額(執行額)	当初算額	26年度	27年度	28年度	29年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	
	26年度	27年度	28年度	29年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	
1 廃棄物処理施設整備費補助(平成12年度)	5,373 (5,374)	4,746 (4,649)	4,765 (4,577)	1,826	4	—	—	—	—	—	—	<達成手段の概要> ・産業廃棄物の処理施設の円滑な整備を推進するため、廃棄物処理センター等による産業廃棄物のモデル的な処理施設の整備を行う。 ・産業廃棄物処理センターによる廃棄物処理施設整備に係る基礎調査を実施するもの。 ・廃棄物処理センターや事業者等が行うPCB廃棄物処理のための拠点的広域処理施設の整備に対し事業費の一部を補助する。 <施設整備すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社が行うPCB廃棄物処理のための拠点的広域処理施設の整備に対し事業費の一部を補助する。 ・大蔵省広域監視環境整備センターが行う広域立処分場整備により、廃棄物の適正な処理を行つ施設を確保。 ・本調査により、施設の基本構造の策定を支援することにより、廃棄物処理センターによる適正な処理を図る。 ・拠点的広域処理施設の経年劣化を考慮し、長期設備保全計画の策定とこれに基づく設備の点検・補修・更新を行う。 ・大蔵省広域監視環境整備センターが行う広域立処分場整備により、廃棄物の適正な処理を行つ施設を確保。

2 廃棄物処理システム開発 費(平成13年度)	10 (12)	85 (60)	12 (12)	8	1.2.3	<達成手段の概要> ・国による統一番号付与及び自治体の許可情報等を共有する活用基盤として適正かつ効率的な運用に必要な保守、更改等の拡充整備を行う。 <達成手段の目標> ・国及び自治体事務の効率化及び適正な行政処分の実施。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・処理業者による適正処理の確保・推進。	171
3 廃棄物処分基準等設定費 (平成4年度)	117 (118)	131 (116)	124 (128)	119	3	<達成手段の概要> ・既存産業廃棄物処理施設等に係る維持管理等の実態調査を実施。 ・産業廃棄物処理施設における処理基準等の調査検討業務を実施。 ・有害廃棄物の適正処理方策による調査検討を実施。 <達成手段の目標> ・産業廃棄物処理施設周辺の大気、水質等の定点調査を実施し、周辺環境への影響が生じていないことを確認。 <調査検討の結果を踏まえ、必要に応じて産業廃棄物の処理に係る各種基準を見直す。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・産業廃棄物処理施設周辺の生活環境の保全。 ・産業廃棄物の適正な処理の確保。	172
4 産業廃棄物処理対策推 進費(平成2年度)	13 (17)	13 (13)	13 (15)	13	1.2.3	<達成手段の概要> ・産業廃棄物の排出実態を調査。 ・産業廃棄物の検定方法の改正について検討を行う。 ・環境大臣認定制度(広域、再生利用、無害化処理)の現地調査。 ・大臣認定対象外の廃棄物で今後対象となることが有効であると考えられる廃棄物の再生利用を行う者及び再生利用の用に供する施設の調査、検討。 <達成手段の目標> ・産業廃棄物の排出実態のとりまとめ。 ・産業廃棄物の検定方法の改正等について検討を行う。 ・大臣認定事業者等の認定基準の適合を担保。 ・大臣認定事業者等の認定基準の適合を担保。現地調査。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・大臣認定制度(広域、再生利用、無害化処理)の現地調査。 ・新規認定制度(広域、再生利用、無害化処理)への寄与。 ・産業廃棄物の検定方法について、現状に則した見直しを行つたための基礎資料作成へ寄与。 ・大臣の認定制度において、効率的な廃棄物の適正処理を確保。 ・再生利用認定制度の対象の拡充等を図ることにより、循環型社会推進形成推進基本計画に掲げる再生利用率の目標の達成に寄与。	173
5 産業廃棄物処理基盤良化 推進事業費(平成22年度)	4 (2)	4 (3)	4 (3)	3	1.2.3	<達成手段の概要> ・弁護士等暴力団排除の専門家を講師に招き、産廃業者、自治体等に対する講習会を開催、また資料の配布等により、積極的な啓発活動を行う。 <達成手段の目標> ・暴力団の徹底的な排除による健全な産廃処理業界の構築。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・施策者による適正処理の確保・推進。	174
6 つくり基盤整備事業(平成 16年度)	44 (44)	40 (45)	100 (100)	90	6	<達成手段の概要> ・電子マニフェストシステムの機能強化及び電子マニフェストの普及のための説明会等を実施する。 <達成手段の目標> ・電子マニフェストの普及を促進する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・電子マニフェストの普及に伴い、排出事業者・処理業者の情報管理の合理化、廃棄物処理システムの透明化、都道府県等の監視業務の合理化、不適正処理の原因究明の迅速化が推進され、以て不法投棄事案の減少を図ることが可能となるもの。	175
7 石綿含有廃棄物無害化処 理技術認定事業(平成19 年度)	6 (5)	6 (5)	5	3		<達成手段の概要> ・石綿含有廃棄物等の処理について、高度な無害化技術を有する事業者を国が認定する。 <達成手段の目標> ・石綿含有廃棄物等の処理について、高度な無害化技術を有する認定事業者数の増を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・石綿含有廃棄物等の適正かつ円滑な処理を実現する。	176

8 PCB廃棄物適正処理対策 推進事業(平成13年度)	133 (126)	166 (164)	327 (306)	142	4	177
9 PCB廃棄物対策推進費補助金(平成13年度)	6,900 (6,900)	1,700 (1,700)	4,000 (3,959)	4,100	4	178
10 水俣条約に基づく水銀廃棄物の環境上適正な管理推進事業(平成26年度)	50 (62)	140 (123)	155 (132)	134	-	179
11 リーン成長・地域魅力創出促進支援事業(平成27年度)	-	-	125 (116)	100 (83)	100	2.3
12 産業廃棄物適正処理推進費(平成10年度)	29 (24)	27 (32)	27 (23)	23	-	181
13 課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業	-	-	-	1,207 7	-	182

施策の予算額・執行額	12,736 (12,686)	7,190 (7,034)	9636 (9345)	7,770	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)
------------	--------------------	------------------	----------------	-------	-----------------------------------

第三次循環型社会形成推進基本計画

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-⑯)

別紙1

2 正な管理事業等提出金 (平成18年度)	35 (35)	40 (40)	39 (39)	36 4
3 クリアランス物管理システ ム運用費(平成18年度)	3 (4)	19 (8)	2 (1)	2 6
4 ハーゼル条約実施等経費 (平成8年度)	47 (45)	50 (37)	73 (69)	36 5
5 産業廃棄物不法投棄等原 状回復措置推進費補助金 (平成10年度)	3,230 (2,993)	2,604 (2,453)	2,879 (2,860)	300 1,2
6 廃棄物等の越境移動の適 正化推進費(平成25年度)	34 (47)	48 (46)	67 (41)	58 5

有害廃棄物等の環境上適
正な管理事業等提出金
(平成18年度)

35
(35)

40
(40)

39
(39)

36
4

<達成手段の目標>
ハーゼル条約実施上重要性の高い国際的なガイドライン等の作成に関する活動について支援を行うとともに、アジア地域におけるワーキンググループの開催について支援を行うなど、国際社会における我が国の信頼強化やプレゼンスの拡大につながることにつながるよう、有害廃棄物等の越境移動に関する環境上適正な管理に貢献する。

183

<達成手段の目標>
クリアランス制度(核燃料物質によって汚染された物のうち、放射能濃度が国の定める基準値以下であるものき、有価物と同様に資源として有効的に再利用あるいは一般的な産業廃棄物として適正な処分を行うことを可能とする制度)の導入にあたり、本制度の厳格な運用を行うとともに、万一事態にも対応できるようクリアランスされた廃棄物(放射能濃度が国(の)定める基準値以下であることを確認されたもの等のトレーサビリティ(履歴・所在地等が追跡できること)を確保すること)を目的とする。

<達成手段の概要>
原子炉等規制法及び放射線害防止法に基づき排出されるクリアランス物のトレーサビリティを確保するための管理システムを運用等とともに、地方環境事務所による立入検査の実施及びそれに伴う知識の習得、放射線測定機器の点検整備を行つ。

184

3 クリアランス物管理システ
ム運用費(平成18年度)

3
(4)

19
(8)

2
(1)

2
6

<達成手段の目標>
クリアランス制度(核燃料物質によって汚染された物のうち、放射能濃度が国の定める基準値以下であるものき、有価物と同様に資源として有効的に再利用あるいは一般的な産業廃棄物として適正な処分を行うことを可能とする制度)の導入にあたり、本制度の厳格な運用を行うとともに、万一事態にも対応できるようクリアランスされた廃棄物(放射能濃度が国(の)定める基準値以下であることを確認されたもの等のトレーサビリティ(履歴・所在地等が追跡できること)を確保すること)を目的とする。

185

4 ハーゼル条約実施等経費
(平成8年度)

47
(45)

50
(37)

73
(69)

36
5

<達成手段の目標>
国内外のハーゼル条約の実施体制を強化し、有害廃棄物等の不法輸出入の防止及び環境上適正な有害廃棄物等の輸出入管理方策を推進する。

<達成手段の概要>
ハーゼル条約に基づく国内法を厳格に運用するとともに、国際資源循環に資する環境上適正な有害廃棄物等の輸出入管理方策を推進する。

186

5 産業廃棄物不法投棄等原
状回復措置推進費補助金
(平成10年度)

3,230
(2,993)

2,604
(2,453)

2,879
(2,860)

300
1,2

<達成手段の目標>
不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障等の除去を促進するため、都道府県等が行政代執行で実施する支障除去等事業を推進する。

<達成手段の概要>
生活環境保全上の支障又はそのおそれがある不法投棄等事業であつて、かつ、行為者が不明等であるために都道府県等がやむを得ず行政代執行により支障の除去等を行う場合、については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき「産業廃棄物適正処理推進センター」に設置された基金から、対象都道府県等に対する支援を実施しており、本事業は当該基金の造成に必要な経費を補助する。(定期補助)

187

<達成手段の目標>
廃棄物や有害物質を含む使用済電気電子機器等が不法に輸出され、不適正に処理された結果として、輸出先国において環境汚染や健康被害が発生するのを防止するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(ハーゼル法)に基づき、廃棄物等の輸出入を適正に管理する方策を展開する。

<達成手段の概要>
廃棄物処理法及びハーゼル法に基づく廃棄物等の輸出入の適正な管理のため、規制対象物の明確化に係る調査・検討や地方環境事務所における水溶液対策の強化等を行う。

<達成手段の目標>
有害廃棄物等の不適正な越境移動の防止の寄与の内容>

<達成手段の目標>
有害廃棄物等の不適正な越境移動の防止の寄与の内容>

187

7 (平成4年度) 廃棄物処分基準等設定費	117 (118)	131 (116)	124 (128)	119	3	<達成手段の概要> ・既存産業廃棄物処理施設等に係る維持管理等の実態調査を実施。 ・産業廃棄物処理施設における処理基準等の調査検討業務を実施。 ・有害廃棄物の適正処理方策に係る調査検討を実施。 <達成手段の目標> ・産業廃棄物処理施設周辺の大気・水質等の定点調査を実施し、周辺環境への影響が生じていないことを確認。 ・調査検討の結果を踏まえ、必要に応じて産業廃棄物の処理に係る各種基準を見直す。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・施設の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容。 ・産業廃棄物処理施設周辺の生活環境の保全。 ・産業廃棄物の適正な処理の確保。	172 [再掲]
施策の予算額・執行額	3,495 (3,267)	2918 (2,729)	3211 (3,161)	574	施策に關係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・第三次循環型社会形成推進基本計画 ・日本再興戦略2017	

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-⑩B)

別紙1

施策名	環境再生・資源循環 推進課浄化槽推進室										作成責任者名 (※記入は任意)	浄化槽推進室長
	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。		人口分散地等に最適な汚水処理施設整備である浄化槽の普及を行い、生活排水の適正な処理によって健全な水環境を確保する。		4. 廃棄物リサイクル対策の推進		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		政策評価実施予定期			
測定指標	基準値	目標値	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	政策評価実施予定期	平成30年8月
浄化槽適正普及率(%) × 11ヶ所検査率(合併)/ 総全数	-	-	40%	-	-	-	-	-	40%	-	測定指標による水環境の保全を図るためにあたっての指標として、合併処理浄化槽の整備だけではなく適正な維持管理の状況を評価する指標として設定した。(指標については、廃棄物処理施設整備計画の改定に併せ検討中)	
達成手段 (開始年度)	予算額(執行額)	当期予算額	開催する指標	達成手段の概要等								平成29年 行政事業レコード 事業番号
26年度	27年度	28年度	29年度	<p>・浄化槽の設置及び維持管理について各自会社の実情調査や年間収益を基に、浄化槽の適正普及管理に係る制度・手続に関する検討を行う。 *平成12年の浄化槽主導型とし原創新設禁止となることから、年間収益化槽について、合併処理浄化槽への転換・手続に関する検討を行なう。 *市町村净化槽整備計画の策定支援を行なうと共に、市町村設置事業を実施する市町村の負担削減に対するPR手法の普及促進を図る。 *浄化槽システム全体の強化化を図る。</p> <p>・扶助金申請者からの免状交付申請に応じ、免状交付・発送する。また、免状の記載事項に変更があった場合の書類等に対応するため、これまでに交付した浄化槽監理士の作業を市町村の浄化槽行政担当者へ引け、浄化槽の具体的な整備内容・方法や運営への取り組み等に關して、環境省が調査した情報の還元や自治体との情報交換等の実施を通じ、国及び自治体での連携を図り、国及びフロッグ姫の各自体へのネットワークを構築・強化する。 *NPOなどの団体により浄化槽に関する情報提供・共有を行うことにより、浄化槽のミーティングモデルを用いた展示等による広報を行なへ、広く浄化槽の普及啓発を図る。 *セミナー等において浄化槽のミニチュアモデルを用いた展示等による広報を行なへ、広く浄化槽の普及啓発を図る。</p>								
浄化槽指導普及事業費等 (昭和59年度)	56 (58)	52 (48)	62 (62)	64 1	-	-	-	-	-	-	188	
浄化槽情報基盤整備支援 事業費 (平成27年度)	15 (15)	15 (16)	16 (16)	15 -	-	-	-	-	-	-	189	
施策の予算額・執行額	71 (73)	117 (114)	128 (128)	129 (施政方針演説等のうち主なもの)	施策に關係する内閣の重要政策 国土強靭化基本計画(平成26年6月3日閣議決定) 廃棄物処理施設整備計画(平成25年5月31日閣議決定)	190						

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29—19)

別紙1

施策名	目標4-7 東日本大震災への対応(災害廃棄物の処理)						担当部局名	環境再生・資源循環 局環境再生事業担当 当参考官室	作成責任者名 (※記入扶用)	環境再生事業担当 事官	
施策の概要	東日本大震災により発生した災害廃棄物の安全かつ迅速な処理を推進する。						政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進	政策評価実施予定期間	平成30年8月	
達成すべき目標	処理が完了していない福島県の一部地域については、市町と連携して国の代行処理等による支援を通じてできるだけ早期の処理完了を目指す。						目標設定の考え方・根拠	福島県の災害廃棄物等の処理進捗状況についての総点検	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
測定指標	基準値	目標値	年度との差額	年度との差額	年度との差額	年度との差額	年度との差額	年度との差額	年度との差額	年度との差額	年度との差額
測定指標	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
1 災害廃棄物の処理・処分割合(%)	-	-	100%	-	-	-	-	-	-	東日本大震災による災害廃棄物の処理指針(マスター・プラン)において、平成28年3月末までの処理完了を目指していったが、平成25年8月に福島県の災害廃棄物の処理を総点検し、できるだけ早期に処理完了を目指すこととした。	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)	当初予算額	超過する指標	達成手段の概要等	平成29年行政事業レポート 事業番号						
26年度	27年度	28年度	29年度								
(1)災害等廃棄物処理事業費補助金	75,882 (48,574)	16,046 (5,820)	2,271 (2,271)	598	1	市町村が実施した東日本大震災により発生した災害廃棄物の収集・運搬・処分に係る事業に対し「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」に基づき補助率を嵩上げして補助を行う。	復166				
(2)災害廃棄物処理代行事業	3,148 (1,474)	9,446 (8,933)	24,201 (22,694)	6,603	1	「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」に基づき、特定被災地方公共団体である市町村の長から要請があつた4市町における災害廃棄物(可燃物)の処理事業を国が代行して行つ。	復205				
(3)循環型社会形成推進交付金	9,636 (7,379)	12,202 (9,833)	10,983 (9,362)	12,134	1	被災地の市町村等や広域処理により災害廃棄物の処理を行つ市町村等が整備する一般廃棄物処理施設に対して財政措置による支援を行つ。	復206				
施策の予算額・執行額	88,666 (57,427)	37,694 (34,327)	37,455 (34,586)	19,335	施策に關係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なものを)	・東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスター・プラン)					

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-20)

四
卷之三

施策名		目標4-8 東日本大震災等の教訓を踏まえた災害廃棄物対策											
施策の概要	災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための対策を推進する。 東日本大震災等の教訓を踏まえ、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理について、平時の備えから大規模災害発生時の対応も含めた対策の推進を図る。												
達成すべき目標						目標設定の参考方針・根拠	政策体系上の位置付け						
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値					測定指標の測定理由及び目標値(水準)・目標年度の設定の根拠					
	基準値 基準年度	目標値 目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度				
市町村における災害廃棄物処理に関する計画策定率	8%	25年度 60%	30年度 -	-	10%	20%	60%	-	-	廃棄物処理基本方針 国土強靭化基本計画	作成責任者名 (※記入は任意)		
2.ごみ焼却施設における老朽化対策率	77%	25年度 85%	30年度 -	-	-	-	-	85%	-	廃棄物処理施設整備計画 国土強靭化基本計画	4.廃棄物・リサイクル対策の推進		
3.熊本地震において発生した災害廃棄物処理整備率	0%	28年度 100%	30年度 -	-	-	30%	90%	100%	-	廃棄物処理法	政策評価実施予定期		
達成手段 (開始年度)	予算額(執行額)	当年度実績	達成手段の概要等					平成30年版 行政事業レピュ 事業番号					
26年度 27年度 28年度 29年度													
① 大規模災害に備えた整備事業 (平成26年度) 備蓄事業	833 (801)	20,655 (20,171)	8,315 (8,156)	3,441 1.2	<達成手段の概要> ・災害廃棄物対策指針の改定。 ・地方自治体における災害廃棄物対策の支援(モデル事業の実施とフォローアップ)。 ・熊本地震による災害廃棄物処理施設整備事業への支援を拡充する。 ・市町村等による災害廃棄物処理施設整備事業への支援を拡充する。 <達成手段の目標> ・達成手段においても、適正かつ円滑・迅速な廃棄物の処理が実施可能となるよう、施設整備も含めた強靭な廃棄物処理システムの構築を目指す。 ・関連団体との連携強化や災害時の専門家の派遣体制の整備を進めるとともに、地方環境事務所と連携して、地域ブロック単位で、国・地方公共団体・民間事業者が参加する協議会等を設置して災害廃棄物対策の具体化を進める。 ・施設の達成すべき目標(測定指標)への賛同への内容> －般廃棄物の適正処理、国土強靭化					169			
② 災害等廃棄物処理事業費 (補助金 (昭和49年度))	3,894 (3,733)	3,939 (3,348)	36,638 (55,223)	200 3	<達成手段の概要> ・災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、各自治体に対して財政支援を行う。 <達成手段の目標> ・熊本県内で発生した大量の災害廃棄物を、熊本県及び本市が作成した実行計画に踏まえ、平成30年末までに完了させる。 <施設の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> －般廃棄物の適正処理					165 [再掲]			
施策の予算額・執行額	4,727 (4,534)	24,534 (23,519)	44,953 (43,379)	3,541	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)					第三次循環型社会形成推進基本計画 ・廃棄物処理施設整備計画 ・国土強靭化基本計画 等			

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-⑦)

別紙1

施策名	担当部局名	環境再生事業担当 参事官室 特定廃棄物対策担当 当参考官室	作成責任者名 (※記入は任意)	神谷洋一(環境再生事業担当参事官) 和田篤也(特定廃棄物対策担当参事官)
施策の概要	福島復興再生特別措置法に基づき、市町村長が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた計画(認定特定復興再生拠点を実施する。)			
達成すべき目標	帰還困難区域の復興・再生のため、福島復興再生特別措置法に基づき、市町村が定める帰還困難区域内に避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを目指す「特定復興再生規	政策体系上の位置付け 目標設定の考え方 根拠	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進	
測定指標	目標 目標年度	測定指標の選定理由及び目標(標準・目標年度)の設定の根拠		
1 特定復興再生拠点区域における除染	各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき除染を進める	各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に定める通り	各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画	・帰還困難区域の取扱いに関する考え方 ・原子力災害からの福島復興の加速のため ・基本指針 ・福島復興再生基本方針
2 特定復興再生拠点区域における廃棄物の処理	各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき廃棄物の処理を進める	各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に定める通り	各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)	当初予算額 当初予算額 関連する指標	達成手段の概要等	平成28年 行事業レポート 事業番号
26年度 27年度 28年度 29年度				
(1) 特定復興再生拠点整備 事業 (平成29年度)	-	-	1.2. 福島復興再生特別措置法に基づき、市町村長が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた計画(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画)に基づいて、特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進に必要な除染や廃棄物の処理事業を実施する。	-
施策の予算額・執行額	-	-	・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針(2016年12月閣議決定) ・福島復興再生基本方針(2017年6月閣議決定) ・総理所信演説「帰還困難区域でも、復興拠点を設け、五年を目途に避難指示解除を目指し国の負担により除染やインフラ整備を一体的に進めます。」(2017年1月・抜粋)	30,904 施政方針演説等のうち主な点)

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-77)

別紙1

施策名	5-1 基盤的施策の実施及び国際的取組		担当部局名	自然環境局 生物多様性センター	作成責任者名 (又記入は任意)	自然環境計画課長 奥田直久											
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性的保全を図る。				政策体系上の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進											
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2012-2020に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性的保全を図る。		目標設定の考え方方-根拠	生物多様性国家戦略2012-2020	政策評価実施予定期	平成30年8月											
測定指標	基準値	目標値	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						
1 「生物多様性」の認識状況	30%	16年度	75%	平成31年度	-	-	-	-	-	75%	生物多様性国家戦略2012-2020において、生物多様性的保全及び持続可能な利用に関する行動計画の構造的基本的要素として「生物多様性の保全と自然との共生の推進」を掲げており、その数値的目標として、同測定指標を用いているため。						
2 生物多様性地域戦略策定 自治体数(都道府県)	18都道府県	23年度	47都道府県	平成32年度	47	47	47	47	47	47	生物多様性国家戦略2012-2020において、おおむね平成32年度までの間に重点的に取り組むべき施策の方向性を示した基本戦略の一つとして「生物多様性を社会に還活させる」ことを掲げており、地方公共団体による生物多様性地域戦略の策定を促進していく際の数値目標として、同測定指標を用いているため。						
3 生物多様性国家戦略 2012-2020に定める我が 国の国別目標の関連指標 の改善状況	-	22年度	100%	平成32年度	-	-	-	-	-	-	生物多様性に関する国際的な目標である愛知ターゲットの達成に向けて、わが国の生物多様性国家戦略2012-2020において国別目標及び関連指標を定めている。この関連指標の状況が、施策の進捗状況を測定するための指標として適切であるため。						
4 全国約1/2万地形図面数 に対する縮小図面数 の割合[整備面積/全国 国土面積]	国土の35%	平成18年度	100%	平成32年度	69%	72%	77%	80%	84%	-	生物多様性国家戦略2012-2020において、国土の自然環境の基本情勢図である縮尺1/2万地形図について、平成32年度までに国土の可能な限り広い面積を整備するなど早期の全国整備を進めるとしている。そのため、今後も需要が多い地図を中心に、整備を進める必要があるため。						
測定指標	目標						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										
5 生物多様性保全に係る必 要な国際的取組の状況	生物多様性保全のための国際的な取組の推進						各國の愛知目標達成に向けた取組推進するとともに、国際的な枠組みに参加しリーダーシップ・パートナーシップを發揮・構築することで、地球規模の生物多様性保全に寄与するため。										
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)	当期予算額	関連する指標	達成手段の要等													
26年度	27年度	28年度	29年度	<達成手段の要等>													
(1) (昭和54年度) (前項-28-②、28-③)	254百万円 (258百万円)	261百万円 (258百万円)	256百万円 (255百万円)	5	<生物多様性条約事務局に専門家を長期派遣し連絡調整を図るとともに、生物多様性日本基金の運営管理を通じて、愛知目標の達成に向けた取組を推進する。南極条約協議国会議の取りまとめ・運営を実施する委員会に貢献する。・生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム(IPBES)の活動を支援する。												
<達成手段の目標>																	
<愛知目標達成に向け、各國の国際戦略の策定・改定を進めるため、個別の技術支援・助言や、情報共有・発信を目的としたウェブサイトの運営を通じて、きめ細やかな支援を実施する。・南極条約事務局における会合等の運営及び支援、協議国間の情報交換及び連絡、文書の作成及び翻訳が適切に行われるよう推進する。																	
<IPBESにより生物多様性の地球規模及び地域規模での科学的評価等が実施される。・各國の愛知目標達成に向けた取組が促進されるとともに、我が国の生物多様性分野での国際的なリーダーシップの強化が期待される。・南極条約事務局の運営に寄与し、南極地帯の環境保全に適切に貢献する。・IPBESによる生物多様性の地球規模及び地域規模での科学的評価等に基づく、国内外で適切な施策が策定・実施され、地球規模の生物多様性的保全が図られる。																	

(2)運営費 (平成10年度)	生物多様性センター維持 82百万円 (59百万円)	95百万円 (84百万円)	94百万円 (79百万円)	93百万円 1	<達成手段の概要> ・生物多様性センターの維持運営に必要な施設維持管理を行う。 ・文書等の資料、動植物標本及び生物多様性情報を収集・管理・提供する。 ・生物多様性的保全に関する普及啓発を行う。 <達成手段の目標> ・適切な施設の維持・運営、文獻・標本・生物多様性情報等の収集・管理等、生物多様性的保全に関する普及啓発を行う。 <施設の達成すべき目標(既定目標)への寄与の内容> ・施設の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などを進める。」に寄与する。	192
(3)自然環境保全基礎調査費 (昭和48年度) (平成15年度)	地球規模生物多様性モニタリング推進事業費 192百万円 (180百万円)	191百万円 (198百万円)	201百万円 (192百万円)	201百万円 4	<達成手段の概要> ・国内の各生態系の監査サイトにおけるモニタリングの実施、データを整理・整備する。 ・東・東南アジア地域の生物多様性情報を整備、分類学能力構築のための研修を行う。 <達成手段の目標> ・モニタリングサイト1000調査を継続実施し、生態系の変化を把握する。 <施設の達成すべき目標(既定目標)への寄与の内容> ・施設の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などを進める。」に寄与する。	193
(4)ダーリング推進事業費 (平成15年度)	地球規模生物多様性情報 339百万円 (347百万円)	335百万円 (315百万円)	335百万円 (309百万円)	301百万円 3	<達成手段の概要> ・国内の各生態系の監査サイトにおけるモニタリングの実施、データを整理・整備する。 ・東・東南アジア地域の生物多様性情報を整備、分類学能力構築のための研修を行う。 <達成手段の目標> ・モニタリングサイト1000調査を継続実施し、生態系の変化を把握する。 <施設の達成すべき目標(既定目標)への寄与の内容> ・施設の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などを進める。」に寄与する。	194
(5)システム整備推進費 (平成6年度)	112百万円 (14百万円)	112百万円 (113百万円)	103百万円 (98百万円)	95百万円 3	<達成手段の概要> ・J-BISの機能及び提供情報を拡充し、生物多様性に関する情報提供を積極的かつ速やかに実施する。 <施設の達成すべき目標(既定目標)への寄与の内容> ・J-BISの機能及び提供情報を拡充し、WebGIS技術を用いた提供を行うなど生物多様性保全に係る情報の利用を推進する。 <達成手段の目標> ・J-BISの機能及び提供情報を拡充し、生物多様性に関する情報提供を積極的かつ速やかに実施する。 <施設の達成すべき目標(既定目標)への寄与の内容> ・J-BISの機能及び提供情報を拡充し、WebGIS技術を用いた提供を行うなど生物多様性保全に係る情報の利用を推進する。「」に寄与する。	195
(6)生物多様性国家戦略推進 関係経費(生物多様性基本施策 更)(平成20年度)	38百万円 (30百万円)	38百万円 (37百万円)	38百万円 (33百万円)	38百万円 1.2.3	<達成手段の概要> ・生物多様性条約第10回締約国会議(平成21年10月名古屋で開催)で採択された愛知目標の達成に向け、平成24年9月に閣議決定された「生物多様性国際戦略2012-2020」に基づき生物多様性開拓施策の着実な推進を図る。特に、COP12での中間評価を踏まえてとりまとめられた「生物多様性国家戦略2012-2020」の達成に向けて加速する施策を中心化して取り組を強化していく。 ・生物多様性の状況に関する調査分析を行い、生物多様性基本法に基づく生物多様性白書を作成する。 ・生物多様性保全のための気候変動への適応策の検討のため、適応策の実施する機能を生かした防災・減災効果の基本的な考え方等の普及を図る。 <達成手段の目標> ・生物多様性条約第10回締約国会議(平成21年10月名古屋で開催)で採択された愛知目標の達成に向け、平成24年9月に閣議決定された「生物多様性国際戦略2012-2020」に基づき生物多様性開拓施策の着実な推進を図る。特に、COP12での中間評価を踏まえてとりまとめられた「生物多様性国家戦略2012-2020」の達成に向けて加速する施策を中心化して取り組を強化していく。 ・生物多様性の状況に関する調査分析を行い、生物多様性基本法に基づく生物多様性白書を作成する。 ・生物多様性保全のための気候変動への適応策の検討のため、適応策の実施する機能を生かした防災・減災効果の基本的な考え方等の普及を図る。 <施設の達成すべき目標(既定目標)への内容> ・生物多様性基本法第10条に基づき、毎年、生物多様性の状況及び政府が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する講じた施設に開する報告(生物多様性白書)を作成し、政府刊行物として市販及びweb情報により、生物多様性の現状について国民に周知する。 ・生物多様性基本法第6条及び生物多様性基本法第11条に基づき平成24年9月に策定された生物多様性国際戦略2012-2020の着実な実施に向け、生物多様性開拓施策の一層の展開を図る。 <施設の達成すべき目標(既定目標)への内容> ・生物多様性国際戦略2012-2020の着実な実施に向け、生物多様性開拓施策の一層の展開を図る。 ・生物多様性国際戦略2012-2020の着実な実施に向け、生物多様性開拓施策の一層の展開を図る。 <達成手段の目標> ・生物多様性国際戦略2012-2020の着実な実施に向け、生物多様性開拓施策の一層の展開を図る。 ・生物多様性国際戦略2012-2020の着実な実施に向け、生物多様性開拓施策の一層の展開を図る。 <施設の達成すべき目標(既定目標)への内容> ・生物多様性国際戦略2012-2020の着実な実施に向け、生物多様性開拓施策の一層の展開を図る。 ・生物多様性国際戦略2012-2020の着実な実施に向け、生物多様性開拓施策の一層の展開を図る。 <達成手段の概要> ・生物多様性国際戦略2012-2020の着実な実施に向け、生物多様性開拓施策の一層の展開を図る。 ・生物多様性国際戦略2012-2020の着実な実施に向け、生物多様性開拓施策の一層の展開を図る。 <達成手段の目標> ・生物多様性国際戦略2012-2020の着実な実施に向け、生物多様性開拓施策の一層の展開を図る。 ・生物多様性国際戦略2012-2020の着実な実施に向け、生物多様性開拓施策の一層の展開を図る。	196
(7)国連生物多様性の10年 推進事業費 (平成23年度)	17百万円 (16百万円)	16百万円 (15百万円)	15百万円 1	13百万円 1	<国連生物多様性の10年日本委員会> ・国連生物多様性の10年日本委員会を主要なセクターの参画を得て設立し、各セクター・地域における取組のサポート、セクター間の連携促進、国際的連携と参画の増進、生物多様性国際戦略改定へのインプット、他国の委員会とのネットワークを構築する。 <達成手段の目標> ・国連生物多様性の10年日本委員会における後半5年の目標と取組をまとめたロードマップに基づき、各取組更に推進する。 <施設の達成すべき目標(既定目標)への寄与の内容> ・施設の達成すべき目標(既定目標)への寄与の内容> ・国連生物多様性の10年日本委員会の事業を実施・推進することで、「生物多様性」に関する国民的な認知度向上、理解増進につながる。「」に寄与する。」に寄与する。 ・生物多様性に関する各セクターの取組を後押すことで、生物多様性の保全と持続的な利用を促進し、生物多様性を社会に浸透させることにつながる。このことは、施設の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進めること」に寄与する。	197

アジア保護地域イニシア (平成25年度)	34百万円 (32百万円)	32百万円 (18百万円)	32百万円 (28百万円)	32百万円 5	
<達成手段の概要> 我が国を含むアジアにおける保護地域の管理水準の向上のため、第1回アジア国立公園会議(平成25年11月、仙台市)や第6回世界 国立公園会議(平成26年11月、オーストラリア)の成果を踏まえ、我が国がリーダーシップを発揮してアジアにおける保護地域に係る連 携のための枠組みを構築し、こうした枠組みに基づき国立公園等の保護地域の管理手法等に関する情報共有や能力開発等の事業を 実施する。	202				
<達成手段の目標> アジアにおける要注意鳥獣等 地域における対策・活用推 進のための要注意鳥獣等 (クマ等監視業務 (平成27年度)	-	30百万円 (20百万円)	30百万円 (23百万円)	23百万円 3	
<達成手段の概要> ・生態系や農林水産業などへの被害が甚大化している要注意鳥獣(クマ等)などについて生態状況調査を行い、今後の生息分布を予測 する。鳥獣対策等に資するため、住民や各種団体並びに専門家による監視体制を構築し、地域における鳥獣の状況を把握し、新たに異常を 早期に観察する。 <達成手段の目標> 要注意鳥獣(クマ等)6種の生息情報を収集し、分布状況を明らかにし、公開する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進め る。」に寄与する。	203				
生物多様性保全推進支援 事業 (平成20年度)(関連:29- O)	130百万円 (121百万円)	75百万円 (74百万円)	75百万円 (71百万円)	75百万円 2	
<達成手段の概要> 地域における生物多様性の保全・再生(国内希少野生動植物等対策、特定外来生物防除対策、生物多様性保護地域保全再生、広 域連携生態系ネットワーク構築)に資する先進的・効果的活動を支援する。 <達成手段の目標> 国の生物多様性の保全上重要な地域における保全活動を実施する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本達成手段は地域における生物多様性の保全・再生(国内希少野生動植物等対策、特定外来生物防除対策、生物多様性保護地域 保全再生、広域連携生態系ネットワーク構築)に資する活動を推進するものであり、施策の目標の達成に直接的に貢献する。	207				
気候変動適応計画推進の 把握調査 (1)ための浅海域生態系現況	-	-	16百万円 3	<達成手段の概要> 浅海域生態系の現状把握調査を行い、沿岸域生態系における気候変動の影響評価等を行うことで、適応策の検討及び推進等に資する 基礎的情報を整備・提供する。 <達成手段の目標> サンゴ礁や藻場の分布状況について把握する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進め る。」に寄与する。	新29-0023
施策の予算額・執行額	1,379百万円 (1,310百万円)	1,398百万円 (1,331百万円)	1,375百万円 (1,281百万円)	1,313百万円 施策に關係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主な5)	
				生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日開議決定)	

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29—⑦③)

別紙1

施策名	5-2.自然環境の保全・再生										担当部局名 自然環境計画課 国立公園課	作成責任者名 (※記入は任意) 奥田直久 国立公園課長 岡本光之	政策体率上の 位置付け 5.生物多様性の保全と自然との共生の推進		
	原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干潟などの生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理する。国内の世界遺産登録地について、世界遺産として認められた面積を将来にわたって保全するため頑丈な保全管理を推進するとともに、国内候補地の新規登録を目指す。過去に損なわれた自然について、地域の多様な主体による自然再生の取組を支援することで、自然環境の保全再生を推進する。 ・生物多様性について先進的・効果的な取組を支援することで、今後の保全活動の推進に繋げる。 ・自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う。														
測定指標	基準値 基準年度 H27	目標値 目標年度 H32	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の達成理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 生物多様性国家戦略2012-2020 自然再生推進法 自然公園法 生物多様性地域連携促進法 自然環境保全法	政策評価実施予定期 平成30年8月			
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度					
1 自然再生協議会の数	25	H27	33	H32	—	—	—	—	—	—	生物多様性国家戦略2012-2020 その数値目標として用いていた指標を踏まえて設定しているため。	生物多様性国家戦略2012-2020 自然再生推進法 自然公園法 生物多様性地域連携促進法 自然環境保全法			
2 当該年度を終期とする国 立・国定公園の点検等見 直し計画の達成率	—	—	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	100%	国・立・国定公園区域及び公園計画の見直しを着実に実施することが目標の達成に寄与すると考えているため。	生物多様性国家戦略2012-2020において、「自然再生の着実な実施」を掲げており、三陸復興国立公園の創設を始めとする様々な取組によつて、当該公園を訪れる者が増加することは、観光拠点の復旧・復興が進むことから、測定指標として「三陸復興国立公園利用者数」を選定した。なお、目標値は、平成32年度における利用者数を震災以前の水準(6,994千人以上)にすることとしている。			
3 三陸復興国立公園(平成 24年度までは陸上海岸国 立公園)の利用者数(千 人)	458	23年度	6,994	32年度	—	—	—	—	—	—	生物多様性国家戦略2012-2020において、「自然再生の着実な実施」を掲げており、三陸復興国立公園の創設を始めとする様々な取組によつて、当該公園を訪れる者が増加することは、観光拠点の復旧・復興が進むことから、測定指標として「三陸復興国立公園利用者数」を選定した。なお、目標値は、平成32年度における利用者数を震災以前の水準(6,994千人以上)にすることとしている。	生物多様性国家戦略2012-2020 自然再生推進法 自然公園法 生物多様性地域連携促進法 自然環境保全法			
測定指標	目標 目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 生物多様性の保全と自然との共生の推進	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 生物多様性の保全と自然との共生の推進												
			4 生物多様性の保全に係る 各種取組の状況	生物多様性の完全のため の必要な取組の推進	—	里地里山等の地域の特性に応じた保全を図るとともに、過去に損なわれた自然の再生、生物多様性保全と自然との共生の推進に資するための必要な取組を推進することにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に資するため。	生物多様性の完全のため の必要な取組の推進	—	里地里山等の地域の特性に応じた保全を図るとともに、過去に損なわれた自然の再生、生物多様性保全と自然との共生の推進に資するための必要な取組を推進することにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に資するため。	生物多様性の完全のため の必要な取組の推進	—	里地里山等の地域の特性に応じた保全を図るとともに、過去に損なわれた自然の再生、生物多様性保全と自然との共生の推進に資するための必要な取組を推進することにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に資するため。	生物多様性の完全のため の必要な取組の推進	—	里地里山等の地域の特性に応じた保全を図るとともに、過去に損なわれた自然の再生、生物多様性保全と自然との共生の推進に資するための必要な取組を推進することにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に資するため。
5 保護区の管理状況	保護区の適切な保護・管理	—	原生自然環境保全地域や国内の世界遺産登録地、國立・国定公園地域において、適切な保護管理を行うことにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に資するため。	保護区の適切な保護・管理	—	原生自然環境保全地域や国内の世界遺産登録地、國立・国定公園地域において、適切な保護管理を行うことにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に資するため。	保護区の適切な保護・管理	—	原生自然環境保全地域や国内の世界遺産登録地、國立・国定公園地域において、適切な保護管理を行うことにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に資するため。	保護区の適切な保護・管理	—	原生自然環境保全地域や国内の世界遺産登録地、國立・国定公園地域において、適切な保護管理を行うことにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に資するため。	保護区の適切な保護・管理	—	原生自然環境保全地域や国内の世界遺産登録地、國立・国定公園地域において、適切な保護管理を行うことにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に資するため。
達成手段 (開始年度)	予算額(執行額)	当初予算 26年度	開通する 指標 27年度	達成手段の概要等 28年度	達成手段の概要等 29年度	平成29年 行政事業レピュー 事業番号									
原生的な自然環境の危機 (対策事業 (平成22年度))	5百万円 (4百万円)	5百万円 (4百万円)	5百万円 (5百万円)	6百万円 5	<達成手段の概要> 自然環境保全地域等について、危機状況を把握するための調査を実施する。また、調査結果を分析・評価した上で、必要な対策を検討・実施する。 <達成手段の目標> 自然環境保全地域等の危機状況の把握及び対策等を実施する(自然環境保全地域等の適切な保全管理)。 <達成手段への寄与の内容> 自然環境保全地域等の危機状況の把握及び対策等を実施することにより、当該地域の適切な保全管理を実施することができ、これにより「原生的な自然環境、里地里山などの二次的な自然、干潟などの生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理」の一層の促進に寄与する。	206									

(2) (平成20年度) (関連・29- ②)	生物多様性保全推進支援 事業 (平成20年度) (関連・29- ②)	130百万円 (121百万円)	75百万円 (74百万円)	75百万円 (71百万円)	75百万円 (71百万円)	1, 4, 5	207
(3) 自然再生活動推進費 (平成15年度)	6百万円 (6百万円)	6百万円 (14百万円)	9百万円 (9百万円)	9百万円 (9百万円)	1, 4	208	
4) 國立・國定公園新規指定 (平成25年度)	104百万円 (77百万円)	102百万円 (96百万円)	100百万円 (69百万円)	108百万円 (2.5)		209	
5) 事業費 (平成25年度)	6百万円 (5百万円)	6百万円 (5百万円)	6百万円 (5百万円)	6百万円 (5)		214	
(6) 整備交付金事業 (平成25年度)	178百万円 (178百万円)	85百万円 (85百万円)	35百万円 (35百万円)	100百万円 (4)		220	
(7) 日本の国立公園と世界遺 産を活かした地域活性化 推進費 (平成26年度)	661百万円 (501百万円)	617百万円 (530百万円)	450百万円 (419百万円)	397百万円 (5)		221	

(8) 地域循環共生圏構築事業 (平成28年度)	-	-	85百万円 (77百万円)	100百万円	4	<p><達成手段の概要> 我が国の生態系の種類毎にその恵みを定量評価するとともに、資金力マニズム、ナショナルトラスト、地域間連携、地域資源を活用した流通システム、人材育成とともに、地域の自然資源のストック(自然資本)の持続的な管理手法とそれを支える仕組みを構築し、「地域循環共生圏」を構築するとともに、地域の自然資源のストック(自然資本)の持続的な管理手法とそれを支える仕組みを構築し、「地域循環共生圏」の構築を図る。</p> <p><達成手段の目標> 「地域循環共生圏」の構築を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)> 「地域循環共生圏」の構築により、地域の自立的な自然環境の保全・再生の進捗に貢献する。</p>	204
(9) 世界遺産保全管理拠点施設等整備 (平成24年度)	30百万円 (29百万円)	388百万円 (388百万円)	641百万円 (639百万円)	10百万円	5	<p><達成手段の概要> 世界自然遺産地域を適切に保全管理し、遺産としての価値を維持することは、世界遺産登録国のお責務である。とりわけ、小笠原諸島は世界遺産委員会の決議において、長崎的外來種対策の推進・強化及び侵入・扩散の防止が求められているため、小笠原諸島世界遺産保全管理拠点を設置し、世界遺産としての価値の保全を図る。また、新規に世界自然遺産登録に向けた取組を進めている奄美大島、鹿之島、沖縄島北部及び西表島についても、保全管理や普及啓発等を担う施設を設置する。</p> <p><達成手段の目標> 本施設を拠点として、世界遺産としての価値の維持を図る。特に、小笠原諸島においては、希少な陸生貝類の安定的な域外保全を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)> 世界遺産としての価値の維持が図られていることで、世界遺産地域の適切な保全管理に大きく貢献する。</p>	217
(10) 国立公園内生物多様性保全対策費(平成15年度)	86百万円 (85百万円)	107百万円 (91百万円)	107百万円 (104百万円)	102百万円	5	<p><達成手段の概要> 外来生物の侵入や里山の草刈り等の人为的な管理停止の影響により地場固有の生態系に影響が生じている地域において、生態系維持回復事業計画等に基づき、効果をモニタリングしながら頑固的な生物多様性保全施策を実施する。また、島嶼といった外來種の影響を受けやすい感覚的な自然環境を有する地域において外來種の防除事業を実施する。さらに捕獲や採取等の規制対象となる動植物の見直し、 <達成手段の目標> 国立公園等の保護地域に生息・生育する絶滅危機種等の動植物の保全を強化するとともに、利用調整を実施する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)> 自然環境及び個々の生物種の保護による生物多様性的保全や、人と自然との共生等に寄与する。</p>	210
(11) 日光国立公園「那須平成の森」管理運営体制構築事業(平成23年度)	45百万円 (39百万円)	33百万円 (34百万円)	33百万円 (33百万円)	33百万円	5	<p><達成手段の概要> 平成23年5月の一報用後への変化を継続的にモニタリングするとともに、有識者会議を開催し、自然環境の保全や利用のあり方、モニタリングの体制構築等について討議を行う。また、那須平成の森フィールドセンターや那須高原ビジターセンターを拠点として、ガイドツアーや自然体験プログラムの実施、施設内展示、解説等を行うことにより、国民に対して、所管後の趣旨に沿った利用環境を国民に提供する。</p> <p><達成手段の目標> 国民が自然を体験し、自然と人間の共生の在り方を学ぶための利用環境を確保するとともに、多様な生物種が確認される豊かな自然を引き続き保全し、国民が自然に直接ふれる場として活用するための体制を構築する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)> 豊かな自然の中で国民が自然を体験し、自然と人間の共生の在り方を学ぶための場所にふさわしい利用環境を環境省において確保・維持していくことで、自然との共生の推進に資することに寄与する。</p>	211
(12) 特定民有地買上事業費(平成17年度)	102百万円 (96百万円)	102百万円 (23百万円)	300百万円 (215百万円)	307百万円	5	<p><達成手段の概要> 国立公園等のうち自然環境保全上重要な地域であつて、民有地であるために当該土地を買い取らない限り私権との調整上厳正な保護管理を図ることができない地域を対象として、土地及びその上に所在する立木を含めて國が買上を行ふ事業である。</p> <p><達成手段の目標> 國立公園等のうち自然環境保全上重要な地域内に所在し、生物多様性保全の観点等から保護の必要性が高い民有地の買上を行い、これららの地域の保護管理の強化を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)> 國立公園等のうち自然環境保全上重要な地域内に所在し、生物多様性保全の観点等から保護の必要性が高い民有地の買上を行い、適切な保護管理を行うことにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に寄与する。</p>	212
(13) 調査費(平成18年度)	20百万円 (17百万円)	18百万円 (12百万円)	22百万円 (16百万円)	33百万円	5	<p><達成手段の概要> 各國立公園を管理計画区として地域区分し、多様な主体の連携による適切な公園管理を推進するための具体的な取扱方針等を定めた「管理運営計画」を作成するとともに、平成16年度に改定した「管理運営計画(測定指標)」の評価・検証を行ふため、モテル的な取組を全国へ達成手段の目標> 各國立公園において実施し、新たな公園管理システムの確立を目指す。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)> 自然公園法に基づき、各國立公園における地域の自然的・社会的条件を踏まえて、地域の合意形成を通じて「管理方針」及び「管理運営計画」をとりまとめる。目標(測定指標)への寄与の内容> 各國立公園において、地域の特性に応じた適切な管理方針を作成し、適切できめ細やか、かつ円滑な國立公園の管理運営が実施されることで、自然との共生の推進に寄与することに寄与する。</p>	215

(14) 国立公園等民間活動特別定 ンワーカー)事業費(平成 13年度)	276百万円 (245百万円)	278百万円 (272百万円)	281百万円	4	<達成手段の概要> 国立公園等(国立公園、国指定鳥獣保護区、自然環境保全地域及びこれらと密接な関係にある周辺地域)の貴重な自然環境を有する地域において、自然や社会状況を熟知した地元住民等を活用し、以下の①～④の事業を中心としたきめ細かな自然環境保全活動等を実施する。 ①野生生物の保護・保全、②環境美化、③登山道の整備、④情報の維持	216
(15) システム維持管理更新費 (平成15年度)	23百万円 (23百万円)	39百万円 (37百万円)	24百万円 (24百万円)	5	<達成手段の目標> 国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、当該地域の自然環境や社会状況を熟知した地元住民等によって構成される民間事業者等を活用し、国自然二ースを把握した上で、野生生物の保護や歩道の維持・修繕等の活動を最も効率的かつ効果的に実施し、 ④施設の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 生物多様性保全、国立公園等の管理やサービスのグレードアップが図られ、国民のニーズにも寄与する。	
(16) 山岳環境保全対策事業 (平成25年度)	85百万円 (85百万円)	67百万円 (65百万円)	32百万円 (29百万円)	4	<達成手段の概要> 国立公園に係る各種申請等に対して効率的な処理を確保するため、「電子政府構築計画」に基づき、国立公園業務管理システムの適切な維持及び必要な更新を実施する。 <達成手段の目標> 国立公園に係る申請届出手続のスピーディアップ、行政サービス及び業務効率の向上を図る。	201
(17) 放射線による自然生態系 への影響調査費 (平成28年度)	-	-	15百万円 (13百万円)	15百万円	<達成手段の目標> 公衆トイレとして利用できる山小屋トイレの整備を行うとともに、国立公園等の山岳地域の優れた自然環境の保全と適正利用を推進する。 <達成手段の目標> 当該事業に係る申請届出手續への寄与の内容> 当該事業を通じ、国立公園等をより魅力あるものとするとともに、観光地域として再生・活性化することに寄与する。	219
(18) 三陸復興国立公園再編成 等性進事業費 (平成28年度から一般会 計)	-	-	20百万円 (18百万円)	25百万円	<達成手段の概要> 東京電力福島第一原発発電所の事故により放出された放射線による自然生態系への影響を把握するため、野生動植物への放射線の影響を調査とともに、関係機関や専門家と連携しながら情報収集に努める。 <達成手段の目標> 放射線による自然生態系への影響を把握する。 <施設の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 野生動植物への放射線影響との連携や情報収集を実施することにより、放射線による自然生態系への影響を把握することができる、これにより生物多様性の保全のための必要な取組の一層の推進に寄与する。	205
(19) 鳥獣保護管理強化総合対 策事業費 (平成24年度) (関連:29-⑤)	709百万円 (581百万円)	768百万円 (665百万円)	758百万円	5	<達成手段の概要> シカ等の野生鳥獣による深刻な生態系被害を受けている国立公園等の保全地域又は、今後生態系被害が顕在化する可能性がある地域において、野生鳥獣の管理計画を策定するとともに、シャープショーティング等の先進的な捕獲法を導入し、捕獲を継続する。 <達成手段の目標> 生態系の現況把握、野生鳥獣による生態系の被害状況把握、対象種の生態特性把握、保全対象の優先度整理、捕獲体制の構築等を行 い、野生鳥獣の個体数密度を適正化するための基礎を構築する。また、並行して捕獲を進めてことで、生態系被害を与える野生鳥獣の生 息頭数を適正化し、被害を終息させる。 <施設の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 表が国の生物多様性保全上重要な国立公園等において、野生鳥獣の適切な保護管理を行うことにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に寄与する。	245 213

(20) 費 (平成29年度)	—	—	—	33百万円 5	<達成手段の概要> ①自然環境に関する各分野の専門家による調査団を組織し、総合学術調査を実施。あわせて、学術的な検討会を実施し、調査計画の作成や、調査結果に基づく当該地域の自然生態系の状況や学術的情報などについての分析・評価を行うとともに、モニタリング計画の策定を行つ。 ②保護担保措置の検討に当たつての基礎的調査として、当該地域の生態系を脅かすリスクの把握や、原生的な自然を維持できる条件を行つ。 ③保護担保措置や補助外の事例も含めた情報収集を行つ。 ④(1)、(2)をもとに、西之島の保護のあり方についての検討を行い、保護の方針を決定する(平成30年度予定)。 <達成手段の目標> 西之島の生態系の保護を図り、島嶼における進化の過程や生態系の形成過程を把握するためのモニタリングサイトとして監正に管理する。このことにより、生態系の形成過程を一から観測できる貴重な区域としての価値を保つことが可能となり、生態系の仕組みの解明等に資するとともに、自然再生、自然と共に存した国土の合理的利用といった観点の技術的進歩に貢献する。 <施設の運営すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 原生的な自然環境の生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理することにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に寄与する。
西ノ島総合学術調査事業	—	—	—	33百万円 5	新29-0024
国立公園満喫プロジェクト (平成28年度精正)	—	—	51百万円 (50百万円)	398百万円 5	<達成手段の概要> 政府の「明日の日本を支える観光ビジョン(平成28年3月)」に基づき、国立公園を世界水準の「ナショナル・パーク」としてブランド化するため、「国立公園満喫プロジェクト」として、まずは8箇所の国立公園で、保護すべきところは保護しつつも、利用の推進を図るために、先行的に、集中的に推進する。また、8公園の個々の事例やノウハウを他の公園に情報提供するなどして横展開する。 <達成手段の目標> 2015年に490万人であった訪日外国人国立公園利用者数を2020年に1000万人にする。 <施設の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国立公園の利用を促進し、利用による地域への経済的效果の波及に伴い、地域に観光資源としての自然環境の価値を認識してもらうことで、自然との共生の推進に寄与する。
施設の予算額・執行額	2466百万円 (2052百万円)	2696百万円 (2395百万円)	3061百万円 (2763百万円)	2,906百万円	施設に関係する内閣の重要政策 (施設の予算・実績等のうち主なもの)

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-24)

別紙1

施策名	担当部局名		作成責任者名 (※記入は任意)	課長 植田 明哉
	自然環境局 野生生物課	政策体系上の 位置付け		
5-3 野生生物の保護管理	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の新規指定、保護・増殖による種の保存、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止。		5.生物多様性の保全と自然との共生の推進	平成30年8月
達成すべき目標	測定指標	基準値 基準年度	目標値 目標年度	年度ごとの実績値 目標年度
			25年度 26年度 27年度 28年度 29年度 30年度 31年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
1 (～25年度) 絶滅危惧種の現状把握と 保護管理の進捗状況 (26年度～) 国内希少野生動植物種の 新規指定数 (平成26年度以降の累計)	- - -	300種 32年度	レッドデータ一 タブックの 作成 レッドデータ タブックの 作成	165種 75種 120種 210種 255種 119種
2 奄美大島におけるマン ケースの捕獲努力量あた りの捕獲数(1000畳日当た りの捕獲数)	- - -	奄美大島 0頭 平成34年度	- - -	- -
3 二ホンジカ・イノシシの生 息頭数の推定値(全国を 平成33年度で半減(イノ シシは50万頭) (推定は毎年新しいデータを追加 して実績過去に纏めて推定値が見 直されるため、過去の推定結果を変 動する)	推定の中央 値二ホンジ カ265万頭、平成23年度 イノシシ98 万頭 ※28年度に 算出	平成23年 度比で半 減 平成35年度	奄美大島 0.04頭 奄美大島 0.015頭 奄美大島 0.0089頭 集計中	集計中 集計中 集計中 集計中
4 侵略的外来種の状況	目標 目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
5 適切な野生生物保護管理 の推進に向けた対策の実 施状況	野生生物の適切な 保護管理	-	侵入経路が特定され、優先 度の高い種が制御され又は根絶 される。	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) 26年度 27年度 28年度	当初予算額 開支する 指標 29年度	外来種の情報収集を行い、対策の優先度の高い外来種を明らかにすることで、外来種による生態系への被害の防止を図るため。また、外来種の侵入経路の把握に努め、より効率的な対策を進めるため。	
	平成29年 行政事業レポート 事業番号		達成手段の概要等	

(1) 希少種保護推進費 (平成5年度)	649百万円 (637百万円 円)	611百万円 (596百万円 円)	656百万円 (620百万円 円)	662百万円 (620百万円 円)	1	<達成手段の概要> レッドリストの見直し、保護増殖事業の実施等の国内希少野生動植物種の保全に関する事業、国内希少野生動植物種の指定に向けた調査等を実施する。 <達成手段の目標> 絶滅危惧種の保全施策を実施する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)> 国内希少野生動植物種の新規指定、希少野生動植物の生息状況等の現状把握、保護増殖事業の実施等により種の保存に寄与する。	228
(2) トキ生息環境保護推進協 力費 (平成13年度)	17百万円 (11百万円 円)	16百万円 (15百万 円)	13百万円 (16百万円 円)	13百万円 (16百万円 円)	1	<達成手段の概要> 日本双方における、人工飼育個体群の拡大・野生復帰に向けた取組・トキ保護技術の調査研究などの日中のトキ保護協力に関する事業 <達成手段の目標> 絶滅危惧種の保全施策を実施する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)> 中国におけるトキの生息状況等の現状把握等により、日本のトキ野生復帰の取組等に寄与する。	226
(3) 野生生物保護センター等 整備・維持費 (平成4年度)	632百万円 (610百万 円)	45百万円 (428百万 円)	154百万円 (154百万 円)	329百万円 (329百万 円)	1	<達成手段の概要> 野生生物保護センター、水鳥・湿地センター、世界遺産センター等維持管理 <達成手段の目標> 国内希少野生動植物種の保護増殖及び渡り性水鳥の重要な生息地の保全等を推進するための拠点となる施設の整備・改修 <施設の適切な維持・運営を図る。 野生生物保護センター、絶滅危惧種の野生順化施設、水鳥・湿地センター、鳥獣保護区管理棟及び世界遺産センターの整備・増改築、施設等を実施する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)> 絶滅危惧種の調査や野生復帰、利用者への啓発により種の保存等に寄与する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)> 絶滅危惧種を含む野生生物及びそれらの生息地の保全に寄与する。	232
(4) 野生生物専門員活用事業 (平成19年度)	35百万円 (38百万円 円)	35百万円 (39百万 円)	40百万円 (42百万 円)	40百万円 (40百万 円)	1	<達成手段の概要> 絶滅危惧種の生息状況調査等を実施するための野生生物専門員を雇用 <達成手段の目標> 絶滅危惧種の保全施策を実施する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)>への寄与の内容 <施策の達成すべき目標(測定指標)>への寄与の内容 専門家が実施する絶滅危惧種の生息状況調査等により種の保存に寄与する。	237
(5) 国際希少野生動植物種流 通管理対策費 (昭和61年度)	89百万円 (79百万円 円)	27百万円 (27百万 円)	27百万円 (25百万 円)	36百万円 (36百万 円)	5	<達成手段の概要> ワシントン条約の科学当局としての任務(①野生動植物の国際取引に際し、その取引がその種の存続を脅かすことにならないかを判断し、管理当局に助言すること②標本の同定等条約の適正な実施に必要な科学的知識の収集提供等を行うこと)を遂行するため、条約対象に係る最新の生物学的・生態学的数据の整備や保全状況の把握等の業務を行う。 <達成手段の目標> ワシントン条約の科学当局としての任務を遂行する。 <施策の達成すべき目標への寄与の内容> ワシントン条約締約国としての責任を遂行し、国際的に絶滅のおそれのある野生動植物種の保存を図ることに寄与する。	225
(6) 外来生物対策費 (平成16年度)	66百万円 (74百万 円)	60百万円 (69百万 円)	91百万円 (84百万 円)	94百万円 4		<達成手段の概要> ①特定外来生物等の選定作業、②外来生物全般に係る侵入・生態及び流通実態等の調査(水際における定点モニタリング調査等を含む)、③「外来生物銅鑄等情報データベースシステム」の保守・点検・運用等を行う。 <達成手段の目標> 適切な規制や水際対策等を実施し、侵略的な外来生物による我が国の生態系等に係る被害を低減する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)> 特定外来生物等の選定は、外来生物法に基づく規制対象の追加に資する。外来生物全般に係る調査は、海外から我が国に侵略的な外来生物が導入されること等の阻止、今後の防除等の対策のための基礎的情報を提供する。外来生物銅鑄等情報をデータベースシステムの保守・点検・運用は、外来生物法に基づく規制されている特定外来生物の銅鑄等の規制を担保するために必要なシステムの維持に貢献する。	229

(7) 外来生物対策管理事業地 (平成18年度)	22百万円 (20百万円)	24百万円 (20百万円)	24百万円 (21百万円)	22百万円	4	
(8) 特定外来生物防除等推進 事業費 (平成18年度)	432百万円 (423百万円)	451百万円 (441百万円)	486百万円 (452百万円)	486百万円	2, 4	
(9) 遺伝子組換え生物対策費 (平成16年度)	24百万円 (19百万円)	21百万円 (13百万円)	21百万円 (14百万円)	21百万円	5	
(10) 指定管理鳥獣捕獲等事業 費(平成26年度)	1,418百万円 (946百万円)	1,440百万円 (799百万円)	800百万円	3		
鳥獣保護基盤整備費 (平成10年度、一部平成19 年度)	41百万円 (46百万円)	41百万円 (53百万円)	41百万円 (52百万円)	5		

<達成手段の概要>
①外来生物法に基づく申請・届出の審査、規制内容の申請者への周知及び防除の確認・認定の諸業務を実施するために必要な派遣職員を雇用する。②水際(税関)において任意放棄された特定外来生物等の個体並びに豪華及び地方公共団体から引渡された特定外来生物の個体について、引取及び処分等を行うほか、輸入業者・旅行者等への普及啓発を行う。

<達成手段の目標>
外来生物法の効力を確保する。

<施設の運営すべき目標(測定指標)>外来生物法の実施するため必要な派遣職員の雇用により、同法に基づく特定外来生物の飼養等の規制を担保する。また、任意放棄された特定外来生物の引取等により、特定外来生物の屋外における拡散や被害を防ぐ。

235

<達成手段の概要>
外来生物法第11条に基づいて、特定外来生物の防除を実施するもの。①生態系等への被害を防止するため、ラムサール条約湿地など我が国の生物多様性保全上特に重要な地域において定着が確認された特定外来生物の防除を行うとともに、②生息・生育地が限定的であり、侵略性の高い特定外来生物等について、緊急的に防除を行い、③さらに、全国的に分布・定着し広域で被害を発生させている特定外来生物について、各地の地方公共団体・民間団体及び地場住民が連携して効果的に防除を行えるよう、実施体制や防除手法の検討・地域間の連携や情報共有体制を構築するための事業を行い、特定外来生物の防除が円滑に推進されるよう支援を行う。

<達成手段の目標>
特定外来生物の防除の取組を推進し、特定外来生物による生物多様性への被害を軽減する。

<施設の運営すべき目標(測定指標)への寄与の内容>

①ラムサール条約湿地など我が国の生物多様性保全上特に重要な地域における特定外来生物の防除、また、②我が国で新たに定着が確認された、もしくは生息・生育地が限定的であり、侵略性の高い特定外来生物等の防除が円滑に推進されるよう支援を行う。

<達成手段の目標>

③生態系等への被害を防止する。④生態系等への被害を防止する。⑤生態系等への被害を防止する。

<達成手段の目標>

遺伝子組換え生物の使用等の適切な規制を行う。

<達成手段の目標>

遺伝子組換え生物の使用等の規制を行うとともに、最新の知見に基づく規制を実施するための情報収集や国民への情報提供を行い、我が国の生物多様性の確保に寄与する。

236

<達成手段の概要>
平成27年5月に施行された改正鳥獣法に基づき実施される都道府県による指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)の捕獲事業(指定管理鳥獣捕獲等事業)を支援するための交付金を交付する。

<達成手段の目標>

ニホンジカ・イノシシの個体数を、平成23年度の推定値を基準として、平成35年度までに半減する。

<達成手段の目標(測定指標)への寄与の内容>

都道府県による指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)の捕獲事業を支援することにより、指定管理鳥獣の管理の強化に寄与する。

231

<達成手段の概要>
科学的で計画的な鳥獣保護管理の基礎となる情報収集等を実施する。

<達成手段の目標>

情報収集等による鳥獣保護管理の基盤整備を行う。

<達成手段の目標(測定指標)への寄与の内容>

鳥獣保護管理の基盤を整備することにより、野生鳥獣の保護・管理の適正な推進に寄与する。

227

鳥獣保護管理強化総合対策事業費 (平成24年度)	709百万円 (581百万円) 768百万円 (665百万円)	168百万円 (684百万円)	738百万円	5	<達成手段の概要> 平成28年度に改訂した基本指針の見直し結果を踏まえ、鳥獣保護管理に係る担い手を確保するとともに、特定鳥獣及び指定管理鳥獣の保護・管理等を実施する。 <達成手段の目標> 改訂した基本指針を踏まえ、科学的・計画的な鳥獣保護管理計画の推進及び鳥獣保護管理に係る担い手の確保等を推進し、野生鳥獣の保護・管理等を総合的に強化する。 <達成手段の強化すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 改訂した基本指針を踏まえ、引き続き鳥獣の保護・管理の担い手の確保・育成、特定鳥獣及び広域分布型鳥獣の保護・管理等を総合的に推進することにより、野生鳥獣の保護・管理の強化に寄与する。	213
野生鳥獣感染症対策事業費 (平成17年度)	72百万円 (78百万円)	70百万円 (72百万円)	78百万円 (80百万円)	5	<達成手段の概要> 野鳥の禽病原性鳥インフルエンザ等の発生状況の監視、各種調査等の実施による危機管理体制の整備を行う。 <達成手段の目標> 通常時のサーベイランス等を適切に実施し、発生時に迅速な対応を行い、感染拡大を防止する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 野生鳥獣の感染症対策を実施することにより、国民の安全・安心な生活の確保とともに、適正な野生鳥獣の保護・管理の推進に寄与する。	230
国指定鳥獣保護区対策費 (昭和46年度、一部平成21 年度)	25百万円 (24百万円)	23百万円 (22百万円)	23百万円 (26百万円)	5	<達成手段の概要> 国指定鳥獣保護区における鳥獣の生息状況調査等、新規指定予定箇所の調査等を実施する。 <達成手段の目標> 国指定鳥獣保護区の適切な保護管理を推進することにより、野生鳥獣の保護管理の適正化を実現する。	234
希少野生動植物種生息地 (平成18年度)	8百万円 (8百万円)	8百万円 (8百万円)	8百万円 (8百万円)	1	<達成手段の概要> 生息地等保護区における対象とする国内希少野生動植物種の生息・生育状況調査等、新規指定予定箇所の調査等を実施する。 <達成手段の目標> 国指定鳥獣保護区における対象とする国内希少野生動植物種及びその生息・生育環境の適切な保護管理を推進する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 生息地等保護区の適切な保護管理を推進すること等により、国内希少野生動植物種の保存に寄与する。	216
国際分担金等経費 (昭和54年度) (関連:28-①、28-②)	254百万円 (254百万円)	261百万円 (258百万円)	256百万円 (255百万円)	5	<達成手段の概要> ・提出先である国際湿地保全連合により、湿地の保全、調査研究及び普及啓発等のための事業を実施する。 ・バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書を締約国が着実に履行するため、カルタヘナ議定書事務局に提出する。 ・アジア・オーストラリア地域の渡り性水鳥及びその生息地の保全に係る国際協力を強化するため、東アジア・オーストラリア地域フレイウェイパートナーシップ(EAAPP)に提出する。 <達成手段の目標> ・湿地の保全・調査研究及び普及啓発等を推進し、世界的湿地の保全及び湿地に依存する人々の生活の維持・向上に寄与する。 ・締約国がカルタヘナ議定書を履行できるようリスク評価等の能力開発を進めるため、各種会議の開催、情報共有、発信を目的としたウェブサイトの運営等の支援を実施し、カルタヘナ議定書の戦略路線図を達成する。 ・EAAPP参加国・団体間・渡り性水鳥の重要な生息地内間の連携強化によって、渡り性水鳥に係る保全活動や調査研究等が進展する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・国際的な湿地の保全及び湿地を生息地とする水鳥をはじめとする野生生物の保全に寄与する。 ・締約国の取組が促進され、国境を超えて移動する遺伝子組換え生物等が適切に管理されることにより、我が国の生物多様性の確保に寄与する。 ・アジア・オーストラリア地域の渡り性水鳥及びその生息地の保全に寄与する。	233
アジア太平洋地域生物多様性保全推進費 (昭和54年度) (関連:28-①)	63百万円 (54百万円)	63百万円 (54百万円)	66百万円 (60百万円)	5	<達成手段の概要> ラムサール条約、東アジア・オーストラリア地域フレイウェイ・パートナーシップ及び二国間渡り鳥保護条約・協定等の実施のための業務を行う。 <達成手段の目標> アジア太平洋地域において、関係する国、機関、地域住民等との協働による取組の推進を通じて、損失や劣化が著しい湿地生態系の保全及び持続可能な利用の推進、並びに国境を超えて移動する渡り鳥の保全を効果的に推進する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> アジア太平洋地域における湿地及び渡り鳥の保全に寄与する。	199
施策の予算額・執行額	3,38百万円 (2,956百万円)	4,062百万円 (3,386百万円)	4,194百万円 (3,386百万円)	3,724百万円	施策に關係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主な6)	

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-②)

別紙1

施策名	5-4.動物の愛護及び管理											
施策の概要	飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図る。											
達成すべき目標	自治体における犬及び猫の引取り数の75%減(平成16年度比)、犬及び猫の殺処分率の減少					目標設定の参考方 根拠	担当部局名	自然環境局総務課 動物愛護管理室	作成責任者名 (※記入は任意)	動物愛護管理室長 則久 雅司		
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
	基準年度	目標年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
1 自治体における犬及び猫の引取り数の75%減(平成16年度比)となる10万頭	418千頭	16年度	100千頭	35年度	-	-	-	-	-	-		
2 犬及び猫の殺処分率の減少	94%	16年度	減少傾向	35年度	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持		
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)	当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等								
26年度	27年度	28年度	29年度	<達成手段の概要> 普及啓発、動物愛護センサス、基本指針の点検などの総合的な施策を実施 <逸走した危険動物への対応、ペットコードの安全性等に関する情報の収集及び分析等 <達成手段の目標> 推進動物愛護管理施策の総合的な推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 動物の愛護と適正な管理(譲渡の向上を図るとともに、動物の取扱状況の実態等について継続的に調査及び評価を行うことで課題の着実な達成と更なる効果的な施策の展開につなげる。	平成29年 行政事業レコード 事業番号							
動物適正飼養推進・基盤強化事業等 (平成13年度～※総理府から らの移管前ににおいては昭和52年度から)	109百万円 (83百万円) 円	112百万円 (102百万 円)	116百万円 (179百万 円)	144百万円	1.2	<達成手段の概要> 改築・増築にかかる費用を補助するもの <達成手段の目標> 自治体に収容された犬猫の返還・譲渡への推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 1頭でも多くの犬及び猫を元の飼い主へ返還及び新たな飼い主へ譲渡することで、殺処分数の減少に寄与する。	239					
動物收容・譲渡対策施設整備費補助 (平成21年度)	69百万円 (59百万 円)	87百万円 (80百万 円)	95百万円 (90百万 円)	119百万円	2	<達成手段の概要> 自治体に引き取られた犬及び猫を返還・譲渡に結びつけることが重要であることから、動物の収容及び譲渡のためのスペースの新築・改築・増築にかかる費用を補助するもの <達成手段の目標> 自治体に収容された犬猫の返還・譲渡への推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 1頭でも多くの犬及び猫を元の飼い主へ返還及び新たな飼い主へ譲渡することで、殺処分数の減少に寄与する。	240					
施策の予算額・執行額	178百万円 (142百万 円)	199百万円 (182百万 円)	212百万円 (269百万 円)	263百万円	達成に關係する内閣の重要政策 施政方針演説等のうち主なるもの)							

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-26)

別紙1

温泉の保護及び安全・適正利用推進事業 (平成18年度)	17百万円 (16百万円) 19百万円 (18百万円) 24百万円 (15百万円) 25百万円 3	<達成手段の概要> 温泉の保護や可燃性天然ガスによる災害の防止、温泉の適正利用等、温泉法の適正な執行を図るために調査を行う。 <達成手段の目標> 温泉法に基づき都道府県等が行う許可の判断基準等に関連する事項を策定し、技術的助言を実施することにより、温泉の保護及び適正な利用を推進する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 当該事業を通じて、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止、温泉の適正利用を推進するとともに、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供に寄与する。	242
自然公園等利用ふれあい 推進事業 (平成19年度)	2百万円 (1百万円) 10百万円 (9百万円) 10百万円 (9百万円) 10百万円 1,4	<達成手段の概要> 国立公園等において、重点推進期間等における自然とのふれあい行事を実施するとともに、利用者指導等をおこなう自然公園指導員及び自然環境説明等をおこなう「パークボランティア」の技術向上のために研修等を実施する。 <達成手段の目標> 自然とのふれあいの機会・情報の提供等により、自然環境保全に関する理解の深化、各種取組への意欲の増進、適正利用の促進等を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自然とのふれあいの機会及び情報提供等は直接的に自然とのふれあいを推進することに寄与する。	244
国立公園におけるユニバーサルデザイン プロジェクト事業 (平成28年度)	- - - 40百万円 0 1,4	<達成手段の概要> ICTを活用した情報発信の充実や、ビジターセンター職員等に対する研修等の実施により国立公園のユニバーサルデザイン化を図る。 <達成手段の目標> 訪日外国人や高齢者及び障がい者など、誰もが快適に過ごせる国立公園となるよう、ソフト面でのユニバーサルデザイン化を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国立公園の魅力向上により、利用者数の増加をはじめ、地域の観光振興・活性化に寄与する。 施策の予算額・執行額	222
施策の予算額・執行額	9,667百万円 (8,919百万円) 8,479百万円 (8,140百万円) 8,075百万円 (7,612百万円) 8,174百万円 (施設方針演説等のうち主なもの)	施策に關係する内閣の重要な政策 生物多様性国家戦略2012-2020、日本再興戦略改訂2016、観光立国実現に向けたアクション・プログラム2016	

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29—⑦)

別紙1

施策名	5-6.東日本大震災への対応(自然環境の復旧・復興)						担当部局名	国立公園課 野生生物課 自然環境整備課	作成責任者名 (※記入は任意) 植田 明浩 自然環境整備課 吉田 一博	
施策の概要	地域の自然資源等を活用した三陸復興国立公園の拡張、被災した公園事業施設の復旧や復興のための整備に取り組む。						政策体系上の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進		
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・三陸復興国立公園の創設を始めとした様々な取組を通じて、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域の暮らしを後世に伝え、自然の恵みと智慧を学びつつ、それらを活用しながら復興する。 						目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定) ・「復興・創世期間」における東日本大震災からの復興の基本方針(平成28年3月11日閣議決定) ・三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン(平成24年5月7日 環境省) ・生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日閣議決定) ・自然公園法 		
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
1 三陸復興国立公園(平成23年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数(千人)	453	23年度	6,994	32年度	—	—	—	—	—	三陸復興国立公園の創設を始めとする様々な取組によって、当該公園を訪れる者が増加することは、観光拠点の復旧・復興が進んでいると考えられることから、測定指標として「三陸復興国立公園利用者数」を選定した。なお、目標値は、平成32年度における利用者数を震災以前の水準(6,994千人以上)に対することとしている。
2 用拠点(集団施設地区)の年間利用者数(千人)	2,975	17~21年	2,975	32年度	—	—	—	—	—	被災した既存施設の復旧や観光地の再生に資する復興を図るために、三陸復興国立公園内の利用拠点(集団施設地区)での震災前5年間の平均年間利用者数(2,975人)を目標値として評価する。
3 みちのく潮風トレイン路線認定証の発行数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	被災地を南北に繋ぎ交流を深めるため、総延長約700kmの長距離自然歩道「みちのく潮風トレイン」(以下、トレイン)の路線設定を進めており、トレインを歩く者が増えることは、地域内外の交流を生み、地域の活性化にも資すると考えられるため、測定指標として「踏破認定制度による認定証の発行数」を指標とした。なお、目標値は、3か年程度の発行数の推移を確認したうえで適切な目標値を設定する。※踏破認定制度は青森県八戸市～岩手県普代村の区間で複数箇所で実施する。平成26年度の累積値(本開始月の7月からの数値である。なお、数値は利用者数ではなく発行数を示したもの)
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
4 インシ-等の安全かつできる捕獲数(イノフタを除く)の減少	インシ-等の安全かつできる捕獲数(イノフタを除く)を軽減する生態密度に抑える	—	—	—	—	—	—	—	旧整備区域内等においてインシ-等の野生鳥獣を捕獲することにより鳥獣等の被害を軽減することは、帰還後の住民の生活環境を整備することに直結し、東日本大震災からの復興に寄与するため、インシ-等の生態密度の評価指標の一つであるCPUUE(一つのわなで捕獲できる捕獲数)を測定指標とする。	
達成手段	予算額(教育額)	当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等						
(開始年度)	26年度	27年度	28年度	29年度	—	—	—	—	—	
					平成29年 行政事業レポート 事業番号					

(1) 等進事業 (平成23年度から復興特 会→平成28年度)	522百万円 (455百万 円) 522百万円 (462百万 円)	—	—	1.3
放射線による自然生態系 への影響調査費 (平成25年度から復興特 会)	59百万円 (39百万 円) 83百万円 (70百万 円)	—	—	—
三陸復興国立公園等復興 事業 (平成24年度)	1,213百万 円 (1,035百万 円) 1,363百万 円 (924百万 円)	1,652百万 円 (1,393百万 円)	544百万円 2	<達成手段の概要> 東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射線による自然生態系への影響を把握するため、野生動植物への放射線の影響を調査するとともに、関係機関や専門家と連携しながら情報収集に努める。 <達成手段の目標> 放射線による自然生態系への影響把握 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 野生動植物への放射線影響に関する調査、関係機関等との連携や情報収集を実施することにより、放射線による自然生態系への影響を把握することができ、これにより復興に寄与する。
旧警戒区域内等における 鳥獣捕獲等緊急対策事業 (平成25年度)	72百万円 (70百万 円) 90百万円 (66百万 円) 102百万円 (78百万 円)	192百万円 5	<達成手段の概要> 旧警戒区域内等において、イノシシ等野生鳥獣の捕獲等を実施する。 <達成手段の目標> 旧警戒区域内等のイノシシ等野生鳥獣の生息状況を把握し、効率的かつ安全な方法で捕獲等を実施することにより、個体数の削減と被害の経済を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> イノシシ等野生鳥獣による農業被害や生活環境被害等の軽減を図ることによって、住民の帰還に向けた環境整備の円滑な実施に寄与する。	179(復興庁)
施策の予算額・執行額	1,866百万 円 (1,509百万 円) 2,058百万 円 (1,522百万 円)	1,844百万 円 (1,471百万 円) 736百万円	施策に關係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	169(復興庁)

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-⑧)

別紙1

施策名	目標6-1 環境リスクの評価										(環境省29-⑧)		
施策の概要											担当部局名	環境リスク評価室	作成責任者名 (※記入は任意)
達成すべき目標	<p>・化学物質による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価</p> <p>・化学物質の環境リスク初期評価調査を実施し、環境を経由した化学物質による影響の未然防止を図る。</p> <p>・子どもの健康と環境に関する全国調査を実施し、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。</p> <p>・一般環境中の化学物質の残留状況を調査し、基礎資料として各施策の策定に活用。</p> <p>・化学物質の内分泌系かく乱作用について調査研究を実施し、各化学物質が人の健康や生態系に及ぼす影響について明らかにし、リスク評価を実施する。</p>										政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進	
測定指標	基準値	目標値	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
1 環境リスク初期評価実施 物質数	-	9年度	14	-	14	14	14	14	12	-	過去の実績及び情報の収集・検討状況を踏まえ設定した。		
測定指標	基準値	目標値	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
2 子どもの健康と環境に関する全国調査の進捗状況	-	22年度	44年度	-	-	-	-	-	-	-	過去の実績及び情報の収集・検討状況を踏まえ設定した。		
測定指標	基準値	目標値	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
3 化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数	-	80	平成29年度	-	80	80	80	80	80	-	過去の実績及び情報の収集・検討状況を踏まえ設定した。		
測定指標	基準値	目標値	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
4 内分泌かく乱作用に關して、文献等を踏まえ評価対象として選定した物質数(累積)	132	27年度	200	32年度	114	132	155	80	100	120	80	200	*EXTEND2010において、文献や海外での知見を踏まえて、100物質程度を評価の対象として選定することを目指されており、EXTEND2016においても合計で200物質を選定する。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)		当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成29年 事業番号
	26年度	27年度				
化学物質環境リスク初期評価推進費(平成9年度)	81 (82)	81 (80)	81 (78)	1	<達成手段の概要> <環境リスク初期評価を実施する。 <達成手段の目標(29年度)> <環境リスク初期評価を実施し、12物質程度を目標に結果を取りまとめ、公表する。今年度の物質数が減少しているのは、例年の環境リスク初期評価のとりまとめに加えて、昨年度の中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会の講論を踏まえ、発がん性に関するリスク評価方法の検討を実施することとしているため。 <施策の達成すべき目標(測定指標への寄与の内容)> 中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会の議論も踏まえ、着実に環境リスク初期評価を実施することにより化学物質対策の推進に資する。	247
子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)(平成22年度)	6,982 (6,532)	5,818 (5,521)	5,764 (5,639)	2	<達成手段の概要> <10万組の親子を対象とし、13年間にわたり、質問票による追跡調査等を実施する。 <達成手段の目標(44年度)> 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)の実施により、全国10万人データの解析を行い、健康と環境の関連性を明らかにする。 <施策の達成すべき目標(測定指標への寄与の内容)> 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)の実施により、小児の発育に影響を与える環境要因を解明し、次世代育成に係る健やかな環境の実現に寄与する。	295、315
化学物質環境実態調査費(昭和49年度)	298 (275)	319 (282)	319 (286)	3	<達成手段の概要> ・一般環境中の化学物質による汚染状況を把握し、各種化学物質関連施策に活用するため、関係課室からの要望物質について全国規模の調査を実施する。 <達成手段の目標(29年度)> ・80調査物質・媒体数の分析を実施し公表する。 <施策の達成すべき目標(測定指標への寄与の内容)> 中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会の議論も踏まえ、着実に一般環境中の化学物質の残留状況調査を実施する。	297
環境汚染等健康影響基礎調査費(うち化学物質の内分沁がく乱作用に関すること)	190 (203)	216 (191)	170 (165)	4	<達成手段の概要> ・化学物質の複合影響についての知見の収集・分析を行うとともに、化学物質が及ぼす健康影響についての評価方法及びメカニズム解明方法等についての検討を行う。 <達成手段の目標(29年度)> ・化学物質の複合影響について評価検討を行なう ・必要な調査研究や試験法の開発、試験等を実施する。 <施策の達成すべき目標(測定指標への寄与の内容)> ・化学物質が及ぼす健康影響についての評価、メカニズム解明 ・各化学物質の内分沁がく乱作用を評価するための手法等を確立する。	296
施策の予算額・執行額	751 (7192)	6434 (6074)	6334 (6168)	5065	施策に関する内閣の重要な政策(施政方針演説等のうち主なもの)	

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-29)

別紙1

施策名		目標6-2 環境リスクの管理										
施策の概要		化審法に基づくリスク評価を実施し、化学物質のリスク評価の推進を図ることにより、PRTR制度を活用したりスクコミュニケーションの推進を図り、もって環境リスクを低減し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。また、化学物質の環境リスクに係る国民の理解を深める。										
達成すべき目標		化審法に基づくリスク評価を実施し、化学物質のリスク評価の推進を図ることにより、対象物質の排出状況及び化学物質の環境リスクに関する国民の理解を深める。										
測定指標		年度ごとの目標値										
基準値		目標値	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与した物質数(累積)		37物質	23年度	517物質	32年度	150	200	250	300	350	400	450
化審法の実施調査・検討		25年度	32年度	120	251	324	349					
測定指標		施策の進捗状況(目標)										
基準		目標	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
試験法の標準化のためのデータ提供		32年度	-	-	試験法案の作成	課題抽出、試験法案の提出	課題への対応、試験法案の改善	課題への対応、試験法案の改悪	課題への対応、試験法案の改悪	課題への対応、試験法案の改悪	課題への対応、試験法案の改悪	
「化学物質の人へのばく露量調査」の進捗状況		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
測定指標		施策の進捗状況(実績)										
基準		目標	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
「人へのばく露量調査」の実施・公表		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
「人へのばく露量調査」の実施・公表		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
「人へのばく露量調査」の実施・公表		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
「人へのばく露量調査」の実施・公表		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
「人へのばく露量調査」の実施・公表		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
「人へのばく露量調査」の実施・公表		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
「人へのばく露量調査」の実施・公表		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
「人へのばく露量調査」の実施・公表		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
測定指標		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠										
基準		目標	目標年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
化審法第一種指定化学物質の届出排出量(トン)		-	-	届出排出量を前年度以下とする	-	-	-	-	-	159,021	154,176	
化審法第一種指定化学物質の届出排出量(トン)		-	-	-	-	-	-	-	-	182,261	175,054	
化審法第一種指定化学物質の届出排出量(トン)		-	-	-	-	-	-	-	-	162,931	160,534	
化審法第一種指定化学物質の届出排出量(トン)		-	-	-	-	-	-	-	-	159,021	154,176	
測定指標		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠										
基準		目標	目標年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
化審法第一種指定化学物質の届出排出量(トン)		-	-	182,261	175,054	162,931	160,534	159,021	154,176			

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レポート 事業番号
	26年度	27年度	28年度	29年度				
(1) 等の規制に関する法律施行経費(平成16年度)	313 (297)	283 (272)	262 (252)	298	1		<p><達成手段の概要> 事業者から提出された製造・輸入数量や毒性試験データ等の資料に加え、届出物質・類似物質等による国内外の知見や生産影響に係る専門家の意見を踏まえて分析し、必要な資料を取りまとめて化審法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価を厚生労働省(人への毒性)及び経済産業省(製造・輸入数量)と共同で実施する。</p> <p><達成手段の目標(29年度)> 全ての一般化学物質等を対象に、化審法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価を実施する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 化審法に基づくスクリーニング評価の作業により、化学物質の有害性クラスが付与される。</p>	249
(2) 薩摩(平成25年度)	192 (178)	218 (201)	223 (222)	223	2		<p><達成手段の概要> 既存の試験法では有害性評価が困難な物質(難水溶性等)について試験法の検討・開発等により、化審法に基づくスクリーニング評価・リスク評価を加速化する。</p> <p><達成手段の目標(29年度)> 有害性評価が困難な物質の生態毒性試験法や評価手法等の検討を進める。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業により開発された試験法や評価手法等を用い、化審法のリスク評価を加速化するとともに、国際機関に対して試験法の標準化のためのデータを提供する。</p>	250
(3) 総合調査事業費(平成10年度)	105 (93)	105 (96)	94 (95)	94	3		<p><達成手段の概要> 人体中の化学物質モニタリング調査のデータを継続的に収集・解析する。</p> <p><達成手段の目標(29年度)> 過年度データの解析を実施するとともに、次期調査計画の見直しのための検討を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 化審法の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容 化学物質の日本人の体内中の蓄積状況を継続的に把握し、環境リスク評価及び化学物質管理のための基礎情報を得る。</p>	298
(4) PRTR制度運用・データ活用事業(平成11年度)	101 (99)	122 (124)	130 (127)	150	4.5		<p><達成手段の概要> 化審法第5条に基づき事業者から届け出られるPRTRデータの円滑な集計・公表を行い、環境リスクの理解に有用な情報を提供するほか、PRTRデータを環境リスクの管理やリスクコミュニケーションなどに幅広く活用する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業において、化審法見直しに必要な情報収集・整備を行う。また、本事業において化学物質アドバイザー制度を適切に実施する。</p>	248
施策の予算額・執行額	711 (667)	728 (693)	709 (696)	765			施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主要なもの)	

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-30)

四
卷一

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額 事業番号	実施する 指標	達成手段の概要等	平成25年 行政事業費 事業番号
	26年度	27年度	28年度	29年度				
POPs(残留性有機汚染物 (1) 質)条約対応関係事業 (平成13年度)	164 (151)	165 (158)	185 (173)	196	1		<達成手段の概要> POPs条約における新になった対象物質の追加等、条約の動向に対して我が国として適切に対応していくため、国内実施計画に基づき、環境中のPOPs残留状況を正確に把握していく。 <達成手段の目標> 全国で採取した試料(水質・底質・大気・生物)中のPOPs条約対象物質及び候補物質16物質群を分析 <施策の達成すべき目標(測定指標)> 得られたモニタリングデータは、POPs条約有効性評価のためのアジア太平洋地域モニタリング報告書として取りまとめ、POPs条約締約国会議に提出後、条約の有効性評価資料として使用される。	252
(2) 水銀に関する水俣条約実 施推進事業	176 (166)	237 (216)	260 (243)	297	2		<達成手段の概要> 我が国の水銀対策技術シーズと途上国側のニーズのマッチング等を通じ、我が国の水銀対策技術の国際展開に係る調査・検討を行うと共に、途上国との水銀条約締結に向けた支援を行つ。 <達成手段の目標(28年度)> 途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成し、支援した数(累積) <施策の達成すべき目標(測定指標)> 水俣条約の効果及び我が国の技術・知見の更なる普及を目指し、過去の調査における知見も活用しつつ、対象国調査を実施する。また、過去実施したニーズ調査に基づき、外部資金を活用した案件化を図る。	254
(3) 國際分担金等経費	22 (22)	26 (26)	62 (26)	87	1		<達成手段の概要> POPs条約締約国が義務的に負担するPOPs条約拠出金を提出する。また、化学物質の評価手法等の国際標準等を開発しているOECD環境保健安全プログラムに対し分担金の提出を行う。さらに、水銀による環境リスクの低減を図るために、水銀条約事務局に対し、分担金及び専門家派遣費用の提出を行う。 <達成手段の目標(27年度)> <達成手段すべき目標(測定指標)> <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> POPs、水銀による環境リスク削減	251
(4) 化学物質国際対応政策強 化事業費	16 (18)	22 (25)	19 (24)	24	3		<達成手段の概要> H24年度に策定されたSAICM国内実施計画の着実な進捗管理に向けた、進捗状況把握のための指標の検討を実施するとともに、国際機関等における議論へ発信し、国際的なSAICMの取組の推進に資する。また、化学物質と環境に関する政策対話を実施し、多様な主体による化学物質の環境安全に係る政策決定プロセスへの参加と円滑な議論の推進を図る。また、GHS(化学品の分類及び表示)に関する世界調和システム未分類の化学物質について分類を実施するとともに、分類済みの化学物質について新たに分類や国際動向を踏まえつつ、分類結果の見直しを行い、結果を公表する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)>への寄与の内容> 我が国の化学物質対策に係る国際協調の指標となるGHS分類については、本事業において着実に分類及び再分類を進める。	253
施策の予算額・執行額	373 (357)	450 (425)	526 (466)	604			施策に関する内閣の重要政策 (施設方針・議院等のうち主なもの)	

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-31)

別紙1

目標6-4 国内における毒ガス弾等対策		担当部局名	環境保健部環境安全課環境リスク評価室	作成責任者名 (※記入は任意)								
施策の概要	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図るとともに、有機ヒ素化合物症における症候及び病態の解明を図り、もって調査対象者の健康不安の解消等に資する。	政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進									
達成すべき目標	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図るとともに、有機ヒ素化合物症における症候及び病態の解明を図り、もって調査対象者の健康不安の解消等に資する。	年度ごとの目標値	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値									
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 施(A事業区域における環境調査等件数)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染への緊急対応策について」(平成15年6月6日閣議了結) 「国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について」(平成15年12月16日閣議決定)	政策評価実施予定期	平成30年8月
2 健康被害者対策の実施 (医療手帳交付件数)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	健康被害者対策の規模を示す指標として設定。 医療手帳は新規交付や返還を行うものではないため、目標値の設定は困難。		
達成手段 (開始年次)	予算額計(執行額)	当初予算額	当期予算額	履運する指標	達成手段の概要等					平成29年 行政事業登録 事業番号		
26年度	27年度	28年度	29年度		<達成手段の概要> 地下水調査、土壤調査、物理探査、土地改変時における安全確認調査等を実施する。 茨城県神栖市における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策(平成15年度) (1) 茨城県神栖市における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策(平成15年度)					255		
					<達成手段の概要> 地下水調査、土壤調査、物理探査、土地改変時における安全確認調査等を実施する。 <達成手段の目標> 茨城県神栖市における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策(平成15年度) 地権者からの要望に基づき、環境調査等を適切に実施する。 専門家からなる検討会での意見を踏まえ、緊急措置事業を適切に実施する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境調査等の実施により、有機ヒ素化合物汚染等による被害を未然に防止を図る 緊急措置事業の実施により、有機ヒ素化合物汚染等における症候及び病態の解明を図り、調査対象者の健康不安の解消等に資する。							
施策の予算額・執行額	672 (295)	551 (321)	531 (400)	481 1、2	施策に關係する内閣の重要政策 (概政方企画説等のうち主なもののうち主なもののうち主なもののうち主なもの)							

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-32)

別紙1

施策名	目標7-1 公害健康被害対策(補償・予防)							担当部局名	環境保健部 環境保健企画管理課	作成責任者名 (※記入は任意)	保健業務室長 倉持 露路			
施策の概要	公害に係る健康被害について、公害健康被害の補償等に関する法律(以下、「公健法」という。)に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに、公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の総合的監視等を行うことで、迅速かつ公正な補償並びに被害の予防及び健康の確保を図る。							政策体系上の位置付け	7. 環境保健対策の推進					
達成すべき目標	公健法に基づく公正な補償給付、健康被害予防事業、公害保健福祉事業を行い、さらに環境保健対策基礎調査を推進し、被害の未然防止及び健康の確保を図る。	目標設定の考え方・根拠	公害健康被害の補償等に関する法律	政策評価実施予定期	平成30年8月									
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠											
1 公健法に基づく補償等の進捗	-	-	事業活動等に伴って生ずる著しい大気汚染等の影響により健康被害に係る損害を填補するための補償等を行うことにより、健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保に資する。							測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
測定指標	基準 「基準年度」	目標 「目標年度」	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
環境保健対策基礎調査の着実な実施(調査対象者数及び調査対象者の同意率(3歳児調査))	-	-	24年度 60,000人 及び75%	25年度 60,000人 及び75%	26年度 60,000人 及び75%	27年度 60,000人 及び75%	28年度 60,000人 及び75%	29年度 60,000人 及び75%	30年度 60,000人 及び75%	中公害答申及び附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、総括的に観察し、何らかの傾向が認められる場合には、その原因を考察し、大気汚染との関係が認められる際には、必要な措置を講ずる。60,000人以上の調査対象者数を得る事及び75%以上の同意率を得ることで信頼性のある調査を実施する。				
環境保健対策基礎調査の着実な実施(調査対象者数及び調査対象者の同意率(6歳児調査))	-	-	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	中公害答申及び附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、総括的に観察し、何らかの傾向が認められる場合には、その原因を考察し、大気汚染との関係が認められる際には、必要な措置を講ずる。60,000人以上の調査対象者数を得る事及び75%以上の同意率を得ることで信頼性のある調査を実施する。				
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)	当初予算額	開遠する指標	達成手段の概要等							平成29年 行政事業レポート 事業番号			
26年度	27年度	28年度	29年度	<達成手段の概要> 公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)の被認定者(被認定者)の更新、制度難解状況等及び補償給付関係項目を更新整理し、公害認定(1) 計測調査 (平成7年度)							256			
公害健康被害補償基本統計 (2) 給事務費交付金 (昭和49年度)	5 (3)	5 (4)	5 (5)	1	<達成手段の目標> <達成手段の目標> 公害健康被害補償制度の今後の運営のため、被認定患者数及び補償費用の将来推計等を行い、認定患者の補償を行う。 <被認定者の被認定者への次年度の補償給付額確定、賄賂金所要額の算定根拠となり、公害健康被害補償制度の安定的な運営に寄与。 <達成手段の影響> 大気汚染等による健康被害に係る損害を補償するための補償。 <達成手段の目標> <被認定者の被認定者への寄与の内容> 被認定者の被認定者への寄与の内容> 公健法の被認定者への次年度の補償給付額確定、賄賂金所要額の算定根拠となり、公害健康被害補償制度の安定的な運営に寄与。 <達成手段の影響> 大気汚染等による健康被害に係る損害を補償するための補償。 <達成手段の目標> <被認定者の被認定者への寄与の内容> 被認定者の被認定者への寄与の内容> 公健法の被認定者への次年度の補償給付額確定、賄賂金所要額の算定根拠となり、公害健康被害補償制度の安定的な運営に寄与。							258		

(3) 公害健康被害補償基礎調査費 (昭和51年度)	14 (13)	14 (13)	14 (12)	11 1	<達成手段の概要> 都府県知事又は同法第4条第3項の政令で定める市の長が行う公害診療報酬の審査及び支払い状況について抽出集計し、収支を算出する。 <達成手段の目標> 不正請求の未然防止や早期発見に資する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 公害法に基づく公正な補償、円滑な制度運営に資する。	260
(4) 自立支援型公害健康被害 予防事業補助金 (平成20年度)	200 (200)	200 (200)	200 (200)	200 1	<達成手段の概要> 地域住民の大気汚染によるぜん息等の健康被害の予防や健康回復を図る。 <達成手段の目標> <被害者の適切な保護及び健康の確保> <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ぜん息患者等が日常生活の中において自立的にぜん息等の発症予防、健康回復等を行うことを支援するために補助金を交付。	261
(5) 公害保健福祉事業助成費 (昭和49年度)	42 (40)	42 (38)	44 (37)	43 1	<達成手段の概要> 大気汚染等の影響による健康被害者に対する保健施設の運営に必要な事業を行う。 <達成手段の目標> <被害者の適切な保護>	259
(6) 環境保健施設基礎調査 環境保健サービスライアンス 調査費(健康影響等調 査) (平成8年度)	175 (153)	176 (159)	192 (177)	187 2	<達成手段の概要> 地域住民の健康状態と大気汚染の関係について調査するもの。中公審答申及び公健法改正時の附帯決議により、定期的・継続的に観察実施することを求められている。 <達成手段の目標> 60,000人以上の調査対象人口数と5%以上の同意率を得ることで信頼性を確保した調査を適切に実施する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 確立された調査方法に基づいて当該調査を確実に実施し、地域住民の健康状態と大気汚染の関係について観察し、必要に応じて所用の措置を早期に講ずることにより、被害の未然防止に資する。	257
(7) イタイタイ病及び慢性力性 ミウム中毒に関する総合的 研究 (平成13年度)	34 (34)	34 (31)	34 (34)	1 34	<達成手段の概要> イタイタイ病の病態解明や慢性力ミウム中毒の健康影響に関する調査研究を行う。 <達成手段の目標> イタイタイ病や慢性力ミウム中毒に関する質の高い研究による科学的知見の充実。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ガドミウムによる健康影響を当該研究により解明し、イタイタイ病や慢性力ミウム中毒の特徴を把握することにより、被害の未然防止や健康確保に資する。	301
(8) イタイタイ病及び慢性力 性ミウム中毒住民健康 調査 (昭和47年度)	35 (27)	44 (31)	42 (37)	39 1	<達成手段の概要> ガドミウムや鉛素の汚染地帯住民の健康調査を通じたガドミウムや鉛素の健康影響の把握等を実施する。 <達成手段の目標> 汚染地帯住民の健康上の問題の把握、軽減。イタイタイ病に関する情報収集・発信。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 汚染地帯住民の健康影響を調査することにより汚染地帯住民の健康状態の適切な管理等を実施する。	302
(9) 自動車重量税財源公害健 康被害補償に係る納付金 財源交付 (昭和49年度)	8,347 (8,346)	8,052 (8,047)	7,815 (7,809)	7,616 1	<達成手段の概要> 大気汚染等の影響による健康被害に係る損害を補填するための補償。 <達成手段の目標> 健康被害に係る被害者の適切な保護及び健康の確保。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 公害健康被害の被認定者に係する補償給付等の費用に充てるための納付金のうち、大気の汚染の原因である物質を排出する自動車に係る分として自動車重量税の収入見込額の一部に相当する額を交付することで、公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。	262
施策の予算額・執行額	9,947 (9,911)	9,639 (9,595)	9,442 (9,406)	9,233 1	施策に關係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-33)

上卷

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29—34)

四
一

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-35)

別紙1

施策名	目標7-4 環境保健に関する調査研究													
施策の概要	<p>健康被害をもたらしている可能性が指摘され、国民的な関心は高いが因果関係は科学的に明確にされていない複数の環境因子について、調査研究を推進する。また、既に明らかになっている知見について、一般に分かりやすく情報提供を行い、必要な対応等を行うよう意識啓発を進める。</p> <p>①花粉症や黄砂の健康影響についての実態を明らかにし、必要に応じて適切な対応を検討する。 ②熱中症の健康影響について一般に普及啓発を行う。</p>													
達成すべき目標	<p>花粉症、黄砂の健康影響、熱中症の健康影響について調査研究を進めるとともに、一般に普及啓発を行ふ。 花粉症、黄砂の健康影響、熱中症の健康影響について一般に普及啓発を行う。</p>													
測定指標	基準値 ：基準年度	目標値 ：目標年度	年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度					
1 黄砂や花粉等の普及啓発資料の改訂回数	1回	25年度	—	—	2	2	1	1	—	黄砂や花粉症等の普及啓発資料について毎年1種類以上を改訂する。				
2 热中症の普及啓発の進捗度(熱中症啓発資料の配布数)	1,343干部	24年度	—	—	—	—	—	—	—	環境省が発行している熱中症対策の普及啓発資料に対する自治体からの希望数を指標することで、全国の自治体がどの程度関心をもって対策を行おうとしているかが把握できる。				
3 热中症の普及啓発の進捗度(アンケートにおいて署くなる前から熱中症対策を行つたと回答した自治体の割合)	89.8%	25年度	89.8%	28年度	—	—	—	89.8%	—	自治体に対して、署くなる前からの熱中症対策を実際にどの程度行っているかを指標にすることで、環境省が自治体等に対して行っている啓蒙活動の定着が把握できる。平成29年度においては、アンケート実施開始年度(25年度)以上を目標とする。				
測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標年度) 施策の進捗状況(実績)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠						
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)	当初予算額	達成手段の概要等					平成29年 行政事業レポート 事業番号						
26年度 ：27年度	27年度	28年度	関連する指標					平成29年 行政事業レポート 事業番号						
(1)の健康影響に関する基礎調査	25 (25)	23 (21)	22 (20)	21	1	—	—	<達成手段の概要> 花粉の飛散や黄砂の健康影響についての調査・研究を実施する。 <達成手段の目標> 花粉の飛散や黄砂の健康影響の有無等について調査・研究を通じて、国としてどのような対応が必要が検討が進む。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 調査研究の有効性や信頼性が上昇させる。			266			
(2)熱中症対策推進事業	45 (38)	60 (54)	80 (75)	64	2.3	—	—	<達成手段の概要> 熱中症対策に関するマニュアルやリーフレット等の作成・配布、講習会の実施等を通じて、自治体等で熱中症対策を早期から開始してもうる達成手段の目標> 全ての自治体が署くなる前から市民に向けた熱中症対策を継続して実施する <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 必要な者及び啓発資料の作成や配布、なるべく早い時期に講習会を開催すること等を通じて、自治体の取組を支援する。			503			
施策の予算額・執行額	70 (63)	83 (75)	102 (95)	85	—	—	—	施策に關係する内閣の重要政策 (施策方針・議決等のうち主要なもの)						

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29—⑬)

別紙1

施策名	目標B—1 経済のグリーン化の推進						担当部局名	大臣官房 環境経済課 大臣官房 環境計画課	(環境省作成責任者名 (※記入は任意))	環境経済課長 奥山祐夫 環境計画課課長 藤原之		
施策の概要	市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、暮らしや活動の中で自ずから環境保全の取組が続いたられる社会を目指す。						政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上				
達成すべき目標	規制・補助等のあらゆる政策手法を通じ、環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。	目標設定の考え方・根拠	・国等による環境物品等の調達の推進等に關する法律 ・環境情報の提供の促進等による特定事業等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 ・国等における温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の推進に関する法律									
測定指標	基準値	目標値	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
1 環境産業の市場規模(兆円)	約91	18年度 の維持	—	—	—	—	—	—	—	—		
2 環境産業の雇用規模(万人)	約216	18年度 の維持	増加傾向	—	—	—	—	—	—	—		
3 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率(%)	—	—	別紙のとおり						各主体のグリーン購入実施率が向上することによって、環境に配慮した製品・サービス等の市場が拡大され、環境ビジネスが促進されることとなるため。			
環境報告書公表企業割合(%)	約30/約12、 (%)	13年度	80/30	80/30	80/30	80/30	80/30	80/30	—	—		
4 上場企業/非上場企業登録	6,000	13年度	694/25.5	65.4/28.0	59.9/26.2	調査中	—	—	—	—		
5 小企業等に対する環境マネジメントシステム	7,241	23年度	9,030	30年度	8,500	8,500	8,500	9,000	—	中堅・中小企業における環境経営取組の幅広い拡大は、経済のグリーン化に有効であるため。		
6 向けた金融機関数(金融機関数)	177%	23年度	250	30年度	200	205	230	240	250	—		
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)	当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等						平成29年 行政事業レポート 事業番号		
国等におけるグリーン購入 (平成14年度)	45 (38)	60 (44)	60 (52)	54	3	<達成手段の概要> クリーン購入法に定められた基本方針等の改定検討を行う。また、グリーン購入法に関するブロックごとの説明会を行う。 <達成手段の目標> 国等を始め、地方公共団体等のグリーン購入の理解の醸成を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地方公共団体の環境物品等の調達に対する共通的理解を醸成することによって、地方公共団体のグリーン購入実施率の向上に寄与する。						267

(2) 製品対策推進経費 (平成13年度)	31 (27)	28 (27)	25 (21)	22	3	<達成手段の概要> 事業者、消費者にとって相互に有効な環境ラベル等の環境情報や環境保全型製品・サービスに関する情報提供を行うとともに、 全国各地でのグリーン購入地域ネットワークの構築を促進する。 <達成手段の目標> グリーン購入の普及へ寄与する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 事業者、消費者に環境情報や環境保全型製品・サービスに関する情報提供を行うことによって、民間におけるグリーン購入実施率の向上に寄与する。	268
(3) 納等推進経費 (平成20年度)	23 (23)	22 (22)	24 (20)	22	3	<達成手段の概要> 環境配慮契約法に定められる基本方針等の改定検討を行う。また、環境配慮契約に関するブロックごとの説明会を行う。 <達成手段の目標> 国等を始め、地方公共団体等の環境配慮契約の普及・促進を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国等や地方公共団体の環境配慮契約の取組に対する共通の理解を醸成することによって、地方公共団体の環境配慮契約実施率の向上に寄与する。	269
(4) 税制全体のグリーン化推進検討経費 (平成14年度)	27 (24)	26 (31)	25 (34)	26	1.2	<達成手段の概要> 地球温暖化対策のための税の導入によるCO2削減効果等に関する分析、更なる税制全体のグリーン化に向けた検討等、税制全体のグリーン化の推進に必要な調査会議を行つ。 <達成手段の目標> 税制全体のグリーン化を推進する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 税制という政策手法を通じ、環境負荷の抑制に向けた経済的インセンティブを働かせることで、環境に配慮した事業活動を推進する。	270
(5) 企業行動推進費(平成14年) (74)	83 (98)	101 (98)	98 (96)	135	1,24,5,6	<達成手段の概要> エコアクション21を活用した中堅・中小企業による環境経営の普及・促進、環境金融に關心がある金融機関が活動のコミットを行う「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」の普及・促進及び地域金融機関への環境金融の普及・促進を行う。また、ICTを活用した環境情報開示基盤の整備や環境コミュニケーション促進のための各種事業の推進等を行う。 <達成手段の目標> 企業の環境配慮が促進される仕組みを構築し、環境負荷の低減と経済発展の両立を實現する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容 環境経営・環境金融・環境報告書を社会の仕組みとして根付かせることにより、企業や金融機関の自主的な環境配慮行動を後押しする。	271
(6) 現場金融の拡大に向けた利子補給事業 (平成19年度)	1,200 (1,200)	2,224 (1,382)	2,070 (1,422)	2,070 1.2		<達成手段の概要> ・環境配慮型利子補給事業 ・金融機関が行う環境配慮型融資のうち、環境温化対策のための設備投資への融資について、融資を受けた年から3年以内にCO2排出量3%（又は5年以内に5%）以上削減することを条件として、年利1%を限度として利子補給を行う。 ・環境温化対策融資利子補給事業 ・金融機関が行う環境リース融資のうち、低炭素ヒューリックへの融資について、CO2排出量削減・抑制状況をモニタリングすることを条件として、年利1.5%を限度として利子補給を行う。 <達成手段の目標> 環境配慮型融資及び環境リース融資の普及・拡大を図るとともに、環境温化対策を促進していく。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 年利1%未満は1.5%を上限とする利子補給により、その何十倍もの温化対策投資を誘発することができ、環境産業の市場及び雇用規模の拡大に寄与する。	015 【再掲】
(7) エコリース促進事業(平成23年度)	1,800 (1,745)	1,860 (1,787)	1,800 (1,761)	1,900 1.2.6		<達成手段の概要> 中小企業等が低炭素機器をリースにより導入した際に、リース料総額の3%から5%（東北三県及び熊本県に係るリース案件については10%）を指定リース事業者に助成を行い、機器利用者の負担するリース料を低減させる。 <達成手段の目標> 低炭素機器を取り扱うリース事業者の増加及び低炭素機器の普及を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 低炭素機器の導入を促進、CO2排出量削減を加速させる、補助事業者の業務費を除く予算額18.3億円に対し、低炭素機器導入のリース料に対する例年の平均補助率は約4.9%であることから、低炭素機器の設備投資額約370億円の効果があると見込む。	009 【再掲】

(8) クリーン経済の実現に向けた政策研究と環境ビジネス情報収集・発信事業(平成21年度)	199 (194)	199 (177)	199 (191)	1.2 183
<達成手段の概要> 政策ニーズを踏まえた「環境経済の政策研究」を機動的に実施することにより、環境政策の企画・立案に活用できる経済・社会効果を有するため、環境ビジネス分析手法等に関する研究を実施とともに、経済・社会のクリーン化を支える環境産業の動向を把握するため、環境政策の実現に向けた「環境経済調査(環境監視)、環境産業の市場規模・雇用規模調査及び企業の成功要因等の調査・分析等を実施する。 <達成手段の目標> グローバル化などの経済・社会動向の変化の中で、我が国の持続可能な発展に貢献する経済・社会効果を明らかにし、環境政策の企画立案に資する。 <達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境政策の企画・立案に活用できる経済・社会効果分析手法等に関する研究を実施するとともに、環境ビジネス市場の景況感・市場規模・雇用規模調査及び企業の成功要因等の調査・分析を実施する。	292			
<達成手段の概要> 一定の採算性・収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトを「出資」により支援する。 <達成手段の目標> <達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 民間資金による低炭素投資融資の促進することで、地域での資金循環を円滑化すること。 <達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 低炭素化プロジェクトを「出資」により支援することで、環境産業の市場及び雇用規模の拡大に寄与する。	014 1.2.6			
施策の予算額 執行額	8,008 (7,325)	9,060 (8,168)	10,302 (9,597)	9,212
施策に関係する内閣の主要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-			

別紙

3 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率	基準値 基準年度	目標値 目標年度	年度ごとの目標値					
			年度ごとの実績値					
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
地方公共団体	-	100% H27年度	-	-	-	-	100.0	100.0 100.0
上場企業	-	50% H27年度	82.5	69.0※	68.4	67.3	80.0	80.0 80.0
非上場企業	-	30% H27年度	-	-	-	-	60.0	60.0 60.0

※平成26年度より地方公共団体におけるグリーン購入実施率の定義を変更している。

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28—⑦)

別紙1

施策名	目標8—2 環境に配慮した地域づくりの推進							担当部局名	大臣官房 環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意) 堺 廉之	環境計画課長
施策の概要								政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上		
達成すべき目標	法定義務のある地方公共団体において地方公共団体実行計画を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を促進するとともに、具体的な対策の実施の支援等を通じて低炭素な地域づくりを推進する。また、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。							目標設定の考え方・根拠	地球温暖化対策推進法に基づき、地方公共団体実行計画を策定することとされている。	政策評価実施予定期	平成30年8月
測定指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	目標年度 自継年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	42年度	測定指標の達成理由及び目標値(水準・目標年度)の既定の根拠
地方公団体実行計画 (区域施設業編)の策定義務 を有する地方公共団体に おける計画の策定率 ※指揮区域内の数値は、地球 温暖化対策計画の策定前 の国の方針に即した地方 施設業編の策定率	-	100%	42年度	-	-	-	-	-	-	100%	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、都道府県、指定都市、中核市(施行特例市含む。)は、国が定める地球温暖化対策計画(区域施設業編)の策定をするものと定められているため
地方公団体実行計画 (事業業編)の地方公共 団体における策定率 ※指揮区域内の数値は、地球 温暖化対策計画の策定前 の国の方針に即した地方 公共団体実行計画(事業 事業編)の策定率	-	100%	42年度	-	-	-	-	-	-	100%	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、全ての地方公共団体は、国が定める地球温暖化対策計画(事業業編)の策定をするものと定められているため
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)	当初予算額	開催する 指標	当初予算額 開催する 指標	達成手段の概要等	達成手段の概要等	達成手段の概要等	達成手段の概要等	達成手段の概要等	達成手段の概要等	平成29年 事業番号
28年度	27年度	28年度	29年度	開催する 指標	<達成手段の概要> ・地方公共団体における実行計画の策定状況等を調査・分析・フィードバックを行う。 ・実行計画における温室効果ガス排出量推計に関する情報収集・分析し、実態に即した推計手法等を検討する。 ・実行計画のPDCAに係る支援モドリードバックを行ふ。 ・実行計画における温室効果ガス排出量推計等を収集・分析し、実態に即した推計手法等を検討する。 <達成手段の目標> ・実行計画の目標(実施マニュアル説明会等の開催や同マニュアルに追加する別冊等の作成)を検討する。 ・実行計画の目標(実施マニュアル説明会等の開催や同マニュアルに追加する別冊等の作成)を検討する。 <達成手段の根拠> ・実行計画の目標(実施マニュアル説明会等の開催や同マニュアルに追加する別冊等の作成)を検討する。 ・実行計画の目標(実施マニュアル説明会等の開催や同マニュアルに追加する別冊等の作成)を検討する。 ・実行計画の目標(実施マニュアル説明会等の開催や同マニュアルに追加する別冊等の作成)を検討する。 ・実行計画の目標(実施マニュアル説明会等の開催や同マニュアルに追加する別冊等の作成)を検討する。 ・実行計画の目標(実施マニュアル説明会等の開催や同マニュアルに追加する別冊等の作成)を検討する。	0016 【再掲】					
(1) 既設施設業 (平成28年度)	82 (59)	82 (25)	110 (85)	332	1.2	<達成手段の概要> ・実行計画の目標(実施マニュアル説明会等の開催や同マニュアルに追加する別冊等の作成)を検討する。 ・実行計画の目標(実施マニュアル説明会等の開催や同マニュアルに追加する別冊等の作成)を検討する。 ・実行計画の目標(実施マニュアル説明会等の開催や同マニュアルに追加する別冊等の作成)を検討する。 ・実行計画の目標(実施マニュアル説明会等の開催や同マニュアルに追加する別冊等の作成)を検討する。 ・実行計画の目標(実施マニュアル説明会等の開催や同マニュアルに追加する別冊等の作成)を検討する。	<達成手段の目標> ・実行計画の目標(実施マニュアル説明会等の開催や同マニュアルに追加する別冊等の作成)を検討する。 ・実行計画の目標(実施マニュアル説明会等の開催や同マニュアルに追加する別冊等の作成)を検討する。 ・実行計画の目標(実施マニュアル説明会等の開催や同マニュアルに追加する別冊等の作成)を検討する。	0016 【再掲】			
(2) 新設施設業 (平成28年度)	-	-	6,000 (2,199)	8,000	2	<達成手段の概要> ・再生可能エネルギー・電気・熱自立的普及促進事業の実施。 <達成手段の目標>の実施。 <達成手段の根拠>の実施。	<達成手段の目標> ・再生可能エネルギー・電気・熱自立的普及促進事業の実施。 <達成手段の根拠>の実施。	0058 【再掲】			

(3)ネジメント強化事業 (平成28年度)	-	-	5,000 (1,032)	3,200	2	<達成手段の概要> 地方公共団体を対象とし、国の地球温暖化対策計画に則した高い目標を掲げる地方公共団体実行計画(事業事業編)の策定・見直し等を行うことにより、調査・検討支援や、先進的・モデル的である全般的な力一ボン・マネジメントの取組を踏まえた省エネ設備の導入に対する補助を行うことにより実施。 <達成手段の目標> 国 地球温暖化対策計画に則した高い目標を掲げる地方公共団体実行計画(事業事業編)の策定率の向上及びPDCAを組み込んだ取組の強化・統合並びに地方公共団体実行計画(事業事業編)に基づく率先的な公共施設の低炭素化の推進。 <施策の達成すべき目標(測定指標への寄与の内容)> 地方公共団体実行計画(事業事業編)の策定率の向上。	【再掲】 0059
(4)モデル事業事業 を両立するモニタリング事業 (平成29年度)	-	-	100	100	1	<達成手段の概要> 都市機能の集約とレジリエンス強化を両立させる取組のモデル事例を構築することを目的として、当該取組を実施しようとする地方公共団体へ委託し、当該取組を実現するための事業計画の策定や実現可能性調査を実施するもの。 <達成手段の目標> 地球温暖化対策計画に則した地域の低炭素化と気候変動による影響を加味した防災・減災等が、都市機能の集約の拠点形成や土地利用の在り方の見直しとともに一体的に進められ、長期的な温室効果ガスの排出に係るロックインを回避できる低炭素かつレジリエントな都市地域の達成すべき目標(測定指標への寄与の内容)> 事業期間(平成29年度～31年度)に低炭素かつレジリエントな都市・地域づくりのモデル事例を各年度3件程度形成する。	新29-0002 【再掲】
(5)公害防止計画策定期費 (昭和45年度)	2 (1)	2 (1)	2 (1)	1	-	<達成手段の概要> 公害防止計画策定期について、公害防止計画の実施状況を把握するため、環境質の改善状況や公害防止対策事業の進捗状況の現況調査等を実施。 <達成手段の目標> 公害防止計画制度の効果的運用が図られ、公害防止計画と公害防止対策事業の推進により、著しい公害が改善されることを目的としており、公害防止計画策定期における公害防止対策事業の実施状況等を的確に把握する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)の内容> 各年度の公害防止計画の実施状況を把握する等により、平成26年4月現在公害防止対策事業計画が策定されている21地域、117市町村において公害防止計画制度の効果的運用と公害防止対策事業の推進が図られ、環境に配慮した持続可能な地域づくりの促進を図ることができると見込んでいる。	0272
施策の予算額 執行額	6,184 (3,460)	6,534 (5,365)	14,374 (6,208)	11,633		施策に關係する内閣の重要政策 地球温暖化対策計画 第3章第1節2、「地方公共団体の基本的役割」第3章第3節「公的機關における取組」の「○地方公共団体の方針・運営等のうち主なもの」 地球温暖化対策計画 第3章第1節2、「地方公共団体の基本的役割」第3章第3節「公的機關における取組」の「○地方公共団体の率先的取組と国による促進」、第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」	

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-⑩)

別紙1

施策名	（環境省29-⑩）											
施策の概要	担当部局名	大臣官房 民間活動支援室	作成責任者名 ※記入は任意) 佐藤 遼史	民間活動支援室長								
目標B-3 環境パートナーシップの形成 互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換、提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。	第4次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章(注))による環境保全の取組の促進に関する法律(第3章(注)) 8. 環境・経済・社会の総合的向上											
達成すべき目標 各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換、提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。	目標設定の参考元・根拠 ・第4次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章(注))による環境保全の取組の促進に関する法律(第3章(注))	政策評価実施予定期 平成30年8月										
測定指標	基準値	目標値	目標年度 目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
1 協働取組の実施数	15	25年度 90	25年度 29	17	34	51	67	90	-	-		
			当期予算額	15	29	46	62					
達成手段 (開始年度)	26年度	27年度	28年度	29年度	開拓する 開拓する	達成手段の概要等	達成手段の概要等	達成手段の概要等	達成手段の概要等	達成手段の概要等		
地域活性性に向けた協働取組 の加速化事業(平成25年度)	82 (81)	83 (82)	72 (72)	69 1		<達成手段の概要> 地域における環境解決等に向けた協働取組事業を公募して行うことにより、中間支援組織や各主体による協力・連携体制の強化を図る。 <達成手段の目標> 各地方パートナーシップオフィスが担当する地域において各事業・地域を限定しない取組を(または2事業(平成27年度で終了)を実施し、 協働取組の主力事例としてガイドラインへの寄与の内容)へ、 施策の達成すべき目標(開拓指標への寄与の内容)へ、 地方3プロックで2つ程度の協働取組事業を公募により実施することを通じて、各主体による協力・連携体制を構築する。						
(2) 地域環境パートナーシップ 運営(平成8年度)	74 (87)	96 (92)	72 (90)	71 -		<達成手段の概要> 「環境教育等促進法」第19条に基づく掲点として地域環境パートナーシップの運営を通じて、広く国民、民間団体に対して環境教育や環境保全活動、協働取組等に関する情報提供、助言、交流等の場の提供を行う。 <達成手段の目標> 地域環境パートナーシップオフィスの運営を通じて、環境NPO等による環境保全活動の促進を支援する。 <施策の達成すべき目標(開拓指標への寄与の内容)> 地域環境パートナーシップオフィスを通じて、行政・NGO/NPO、企業等の各主体間のネットワークの構築、情報や意見の交換の場の提供、ホームページ等を通じた情報発信等を行うことにより、環境パートナーシップの形成を促進する。						
(3) オフィス推進費(平成18年度)	151 (150)	171 (171)	128 (126)	128 -		<達成手段の概要> 環境教育等促進法第19条に基づく掲点として地方環境パートナーシップオフィスの活動を通じて、広く国民、民間団体に対して環境教育や環境保全活動、協働取組等に関する情報提供、助言、交流等の場の提供を行う。 <達成手段の目標> 地方環境パートナーシップオフィスの活動を通じて、地域における環境NPO等による環境保全活動の促進を支援する。 <施策の達成すべき目標(開拓指標への寄与の内容)> 地方環境パートナーシップオフィスを通じて、地域における行政・NGO/NPO、企業等の各主体間の協働取組への支援、情報や意見の交換の場の提供、ホームページ等を通じた情報発信等を行うことにより、環境パートナーシップの形成を促進する。						
施策の予算額 執行額	307 (318)	350 (345)	272 (288)	268 -	施策に関する内閣の重要政策 ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(第3章他)							

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-39)

別紙1

施策名	目標8-4 環境教育・環境学習の推進						担当部局名	大臣官房 環境教育推進室	作成責任者名 (又記入は任意)	環境教育推進室長 永見 靖	
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の様々な主体による環境教育・環境保全活動を通して、学校、家庭、地域等において生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供していくため、ESDの視点を取り入れた環境教育・環境学習に関する各種施策を総合的に推進していく。						政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上			
達成すべき目標	様々な主体を対象に、環境教育・環境保全活動への直接的・間接的な参画を促進し、これらの取組の活性化を図ることで、生涯にわたる質の高い環境教育の機会の提供を実現し、持続可能な社会づくりの担い手を育成する。	目標設定の考え方・根拠	・第4次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章他) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(第3章他) ・我が国における「持続可能な開発のための教育(ESD)」に関するグローバル・アクション・プログラム実施計画								
測定指標	基準値 [基準年度]	目標値 [目標年度]	年度ごとの目標値 [目標年度]	年度ごとの実績値 [目標年度]	年度ごとの目標値 [目標年度]	年度ごとの実績値 [目標年度]	年度ごとの目標値 [目標年度]	年度ごとの実績値 [目標年度]	年度ごとの目標値 [目標年度]	年度ごとの実績値 [目標年度]	
教職員・環境活動リーダー等の参加者数	-	-	150 毎年度	150 125	150 223	150 186	150 221	150 150	150 150	150 150	
環境人材コンソーシアムが実施する企業研修会向けセミナーの参加者数	-	-	200 毎年度	- -	- 500	- 500	- 580	- 200	- 200	- 200	
環境教育推進室HPアクセス数	276,471 24	400,000 400,000	400,000 222,739	400,000 345,375	400,000 337,968	400,000 348,718	400,000 348,718	400,000 348,718	400,000 348,718	400,000 348,718	
ESD関連フォーラム参加人数	-	750 毎年度	- -	- 126	- 136	- 146	- 156	- 166	- 176	- 190	
5 RCE認定登録の増加	-	-	190 平成31年度	- 129	- 137	- 146	- 154	- 154	- 154	- 154	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)	当初予算額	超過する指標	平成24年6月(2012年)のリポートにおいて「環境省イニシアティブ」を国連事務局に提出。国連事務局が実施するESDプログラムに予算を割り出すことにより、持続可能な開発のための教育に関する地域換点(RCE)のネットワーク化等国際協力を推進することとしており指標として適切と考えた。目標値の設定については、平成31年度までに約190の国・地域にそれぞれ少なくとも1箇所認定(平成24年度末116箇所が認定)すること目標とした。						平成29年 事業費号	
達成手段 (開始年度)	26年度 27年度 28年度 29年度	予算額計(執行額)	当初予算額	超過する指標	平成24年6月(2012年)のリポートにおいて「環境省イニシアティブ」を国連事務局に提出。国連事務局が実施するESDプログラムのネットワーク化等国際協力を推進することとしており指標として適切と考えた。目標値の設定については、平成31年度までに約190の国・地域にそれぞれ少なくとも1箇所認定(平成24年度末116箇所が認定)すること目標とした。						平成29年 事業費号
(1) 環境教育強化総合対策事業	245 (190)	252 (216)	80 (69)	69 1.2.3	<達成手段の概要> 学校、家庭、職場等で環境教育等の自発的な取組を促進するため、地域で先導的な役割を担う人材を育成するとともに、参考となる教材等の情報提供を行なう。 <達成手段の目標> 国民、民間団体等における環境教育等の自発的な取組の促進 <達成すべき目標の内容> 環境教育・環境学習に関する総合的な施策の推進を通じて、持続可能な社会づくりの担い手育成の加速化に資する。						0275

(2)「国連ESDの10年」後の環境教育推進費	—	37 (37)	218 (176)	227 3.4
(3)環境教育推進事業	6 (5)	5 (6)	5 (5)	3
(4)国連大学拠出金	160 (160)	160 (160)	160 (160)	160 5
施策の予算額 執行額	411 (35)	454 (419)	463 (410)	461

<達成手段の概要>
複数化した地域の環境課題に対応すべく、ESDの観点から多様な主体が参画する場作りを進めていく。
<達成手段の目標>
多様な主体が参画する場(開拓指標)への寄与の内容>
<施策の達成すべき目標(開拓指標への寄与の内容)>
多様な主体が参画する場づくりを進めることで、持続可能な社会づくりの担い手育成の加速化に資する。

<達成手段の概要>
環境力ワンセラーに対して環境分野の最新の情報や技術に関する研修を実施し、その活動を支援する。
<達成手段の目標>
環境力ワンセラーによる市民活動や事業者に対する環境保全活動等に対する適切な助言活動等の支援を通じて、地域の環境保全活動の促進を図る。
<施策の達成すべき目標(開拓指標への寄与の内容)>
施策の達成すべき目標への寄与の内容>
環境力ワンセラーの活動支援を通じて、地域の環境教育・環境保全活動の促進に資する。

<達成手段の概要>
国連大学が進めるRCE事業やProSPER.Netの強化事業に対して提出協力する。
<達成手段の目標>
世界規模でのESD推進を図り、国際社会への貢献を果たす。
<施策の達成すべき目標(開拓指標への寄与の内容)>
RCE事業やProSPER.Netへの提出協力を通じて世界規模でのESD推進を図ることで、持続可能な社会づくりの担い手育成の加速化に資する。

<第4次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章他)
・環境教育等による環境保全の取組の促進(に關する法律(第3章他)
・我が国における「持続可能な開発のための教育(ESD)」に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-⑩)

別紙1

施策名	目標9-1 環境基本計画の効果的実施		担当部局名	大臣官房 環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意) 松本 啓朗	環境計画課長		
施策の概要	各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した普及啓発を行うなど、環境基本計画の効果的な実施により、環境保全に関する施策の効果的な実施を図る。			政策体系上の位置付け	9. 環境政策の基礎整備			
達成すべき目標	環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進		目標設定の考え方・根拠	環境基本法第4条第3項、第12条及び第15条	政策評価実施予定時期	平成30年8月		
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠					
1 第五次環境基本計画の閣議決定	第五次環境基本計画の閣議決定	29年度	・平成29年度に第四次環境基本計画の見直しを行い、年度末を目途に第五次環境基本計画の閣議決定を目指しているため。					
2 環境白書、英語版白書:年1回発行	環境白書、英語版白書:年1回発行	29年度	・環境基本法第12条の規定に基づき、環境行政年次報告書(環境白書)を作成し、毎年国会報告を行うこととされているため。					
3 見積りの方針の調整を行った結果を資料取りまとめ、国会等への説明等に取りまとめ、国会等への説明する。	見積りの方針の調整を行った結果を資料を取りまとめ、国会等に説明する。	29年度	・環境省設置法第4条第3号に基づき、環境保全経費の見積り方針の調整を行うこととされているため。					
達成手段 (開始年度)	予算総額(執行額)	当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成29年 行政事業化 事業番号			
	26年度	27年度	28年度	<達成手段の概要> 環境基本法第12条の規定による環境行政年次報告書を作成し国会報告を行うとともに、白書を用いた環境施策に関する普及啓発を行う。 <達成手段の目標> (1) 等経費 (昭和43年度)	30 (23) (24) (15)	30 35 2	<達成手段の目標> 環境白書、英語版白書:年1回発行(環境省ホームページで公表している環境白書へのアクセス数:149,000件) <施策の達成すべき目標(測定指標)への答との内容> <達成手段を実施することにより、環境基本法第12条に定められた環境行政年次報告書(環境白書)の作成、毎年の国会報告を着実に実施することができる。	279
				<達成手段の概要> 環境省設置法第4条第3号に基づく環境保全経費の取りまとめ及び国会等への説明を行う。 <達成手段の目標> (2) 環境保全経費見積調整費 (昭和46年度)	3 (2) (3)	3 3 3	<達成手段の目標> 環境保全経費見積調整費(予算要求における事項等):1,300事項(概算要求における計数の取りまとめ期間:60日) <施策の達成すべき目標(測定指標)への答との内容> <達成手段を実施することにより、環境省設置法第4条第3号に定められた環境保全経費の見積り方針の調整を着実に実施することができる。	280

(3) (平成7年度) 環境基本計画推進事業費	22 (21)	23 (23)	39 (41)	34	1 282
(4) グッドライフ総合推進事業 (平成26年度)	21 (20)	21 (19)	20 (20)	-	283
施策の予算額・執行額	86 (73)	88 (77)	103 (87)	104	施策に關係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-④)

別紙1

施策名	目標9-2 環境アセスメント制度の適切な運用と改善						担当部局名	大臣官房 環境影響評価課	作成責任者名 (※記入は任意)	環境影響評価課長 水島 敏也		
施策の概要	環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において環境影響評価制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。						政策体系上の位置付け	9. 環境政策の基盤整備				
達成すべき目標	環境影響評価法に係る技術手法の向上を図りながら、環境影響評価に関する情報をインターネット等を活用して提供するなど、環境保全上の適切な配慮を確保する。						目標設定の考え方・根拠	環境影響評価法	政策評価実施予定期	平成30年8月		
測定指標	基準値	目標値	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数(金乗中から法に基づく手続に乗り換えたものの内数)【件】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を選定指標として選定。	
環境影響評価法に係る環境大臣意見の提出累積回数【回】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。	
風力発電の迅速化による審査短縮日数(累積平均)【日】	0	-	105	-	-	-	-	-	-	141	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を選定指標として選定。	
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)	当初予算額	開運する指標	達成手段の概要等						平成29年 行政事業化ユ ニティ番号		
26年度	27年度	28年度	29年度	<達成手段の概要> 最近の動きを踏まえ、その円滑かつ効果的な施行のために必要な事項について調査・検討を行うとともに、環境影響評価制度の周知徹底を図るために説明会等の充実を図る。 <達成手段の目標> 環境影響評価法の適正な施行のため、制度の円滑な実施に向けた課題の検討等を実施する。 <達成すべき目標> 環境影響評価法の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> <達成すべき目標> 環境影響評価法の確実かつ円滑な実施のために必要な調査・検討、情報整備及び研修等を行うとともに、上位計画段階や政策段階における戦略的環境アセスメント制度について調査・検討を進めてことで、最適な環境影響評価制度の運用及び今後のより良い環境影響評価制度実現に資する。						0283		
(1) 環境影響評価制度高度化 経費(昭和55年度)	45 (52)	45 (46)	51 (46)	49	1.2							
(2) 環境アセスメント技術調査 費 (昭和55年度)	25 (25)	38 (34)	38 (34)	36	1.2						0284	

(3) 環境影響評価制度合理化・最適化経費(平成22年度)	65 (151)	60 (62)	60 (52)	73	1.2.3 環境影響評価制度の概要 環境影響評価法対象規模未満の小規模火力発電所について適切な環境配慮を促し、また災害復旧・復興時の環境影響評価について情報収集を行うなど必要な検討を行う。また、アジア各国が抱える課題の解決に向けて、各國や国際機関等のネットワークの維持・發展による、環境影響評価制度とその実施の強化に取組を推進する。 <達成手段の目標> 環境影響評価が懸念される事業について、対象事業の追加の必要性を判断するなど環境影響評価制度全体の合理化・最適化のための検討を行う。また、日本が環境影響評価法制度の施行において長年培ってきた経験、技術をアジアに展開し、日本が実現してきた環境保全と経済成長の両立に積極的に協力・貢献する。
(4) 環境影響評価審査体制強化費(平成23年度)	36 (24)	33 (31)	41 (28)	45	1.2.3 <達成手段の概要> 事業種ごとに、環境大臣意見を述べる際に必要な知見を収集、整理し、改正法に対応した審査の円滑化に資する。この他、学識経験者の意見聴取が必要と判断される個別事業については、専門家の意見を聽取する。 <達成手段の目標> 環境影響評価法の改正により、審査業務等が大幅に増加していることに対応し、環境省として改正法の施行及び円滑な審査を行うために、審査体制の強化を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境影響評価法改正による環境大臣意見の意見提出機会の増加等に対応するため、有識者会合の開催や事業種ごとに必要な知見の収集・整理を行うことで、審査の適正化等が見込まれる。
(5) 地方環境事務所における環境影響評価審査体制強化費(平成20年度)	21 (19)	25 (23)	27 (25)	32	1.2.3 <達成手段の概要> 地域特性を踏まえた環境影響評価審査ガイドラインの作成や現地調査により、適切な環境影響審査を行う。また、環境影響評価手続終了後のフォローアップを進めるため、事後調査報告書の収集等を行う。 <達成手段の目標> 環境影響審査を行つ際には、地域の特性を踏まえた適切な環境影響評価が確実に実施されるように、地方環境事務所において、環境大臣意見の達成の基礎となる情報収集・現地調査等を実施できる審査体制の強化を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境影響評価が予定される案件の情報収集・整理、現地調査、専門家ヒアリング、地方環境事務所における審査手続マニュアルの作成等を行い、地域特性に応じた審査を実施するための体制強化を図る。これら地方環境事務所の審査体制の強化により、環境影響評価法改正に伴う審査業務の増加等に対応し、地域特性に応じた環境影響審査の円滑かつ効果的な実能が図られる。
(6) 風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築事業(平成27年度)	- (120)	158 (402)	341 (402)	290	1.2.3 <達成手段の概要> 風力発電所等の適地抽出における事業特性・地域特性ごとの制約、ステークホルダー・地域住民との調整手法、各種規制手続の事前調整・環境影響評価手続の進め方等について優良事例等を踏まえて整理し、手続の合理化・期間短縮に資する地域主導による適地抽出の手法に関するガイドを取りまとめる(風力発電は平成28年度に取りまとめており、平成29年度は地熱発電の取りまとめを予定)。また、平成28年度に追加選定した3地域において、適地抽出を実践し、得られた知見を手法構築の検討に反映させ、ガイドの汎用性を高める。

【再掲】

0047

0285

(7) 風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モニタリング事業 (平成29年度)	-	-	-	300
1.2.3	<達成手段の概要> (1)風力発電等に係るゾーニングの手法検討 地域(都道府県、市町村の単位を想定。)において、その地域特性を考慮しつつ、環境面に加え経済面・社会面も統合的に評価して再生可能エネルギー導入を促進すべきエリア、環境保全を優先すべきエリア等の設定を行うゾーニングの手法について検討し、マニュアルを策定する。 (2)モデル地域における実験 実際にゾーニングを実践するモデル地域を地方公共団体から公募し、モデル地域において環境情報の収集・整理やゾーニングの基本的考え方の検討・関係者・関係機関等の調整等を実施し、ゾーニングマップの策定検討を実施し、得られた知見を(1)の検討に反映する。	<達成手段の目標> 風力発電については、条件の良い立地適地をめぐって事業計画の集中が見られる等、環境影響の重なり(いわゆる累積的影響)の考慮の必要性などが指摘されるようになってきている。こうしたなか、地域において、環境面だけでなく経済面・社会面も統合的に評価し、再生可能エネルギー導入を促進すべきエリア、環境保全を優先すべきエリア等の設定を行うゾーニングの手法について検討する。 <施策の達成すべき目標(測定指標への寄与の内容)> 再生可能エネルギー導入を促進すべきエリア、環境保全を優先すべきエリア等の設定を行ラゾーニングにより、環境保全や地元理解を確保した風力発電の導入を促進する。	新29-0003 【再掲】	
施策の予算額:執行額	1622 (1302)	1532 (1355)	1446 (877)	825
				施策に關係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)
				地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)、エネルギー基本計画(平成26年4月11日閣議決定)、規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(環境省29-②)

施策名	目標9-3 環境問題に関する調査・研究・技術開発									
施策の概要	環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の機構や環境影響の解明・予測、環境と経済の相互関係に関する分析、対策技術の開発など各種の調査研究・研究開発を実施するとともに、研究開発のための基礎的設備、成果の普及により環境分野の研究・技術開発を推進し、環境問題の解決や持続可能な社会の構築の基礎とする。									
達成すべき目標	環境技術の研究開発を進め、環境と経済の統合された社会の実現に寄与する。									
測定指標	目標設定の考え方・根拠				第5期科学技術基本計画					
基準値	目標値(目標年度)				政策評価実施予定期					
基準年度	目標値	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
環境研究総合推進費の事後評価(5段階で上位2段階を獲得した課題数(上位2段階の課題数／全評価対象課題数))	-	-	60%以上	各年度	60%以上	60%以上	60%以上	-	-	-
環境技術実証事業における実証技術数(単位:件)	87件	20年度	内訳技術分野数×4	各年度	90 (対象技術分野数×10) 36 (対象技術分野数×4) 32 (対象技術分野数×4) 36 (対象技術分野数×2 件+6件)	20 (テークアップ以外の技術分野数×2) - -	27/42 (57.3%) (52.0%) (52.7%) (64.3%)	27/42 (57.3%) (52.0%) (52.7%) (64.3%)	27/42 (57.3%) (52.0%) (52.7%) (64.3%)	27/42 (57.3%) (52.0%) (52.7%) (64.3%)
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)	当初予算額	超過する指標	達成手段の概要等				平成29年 行政事業化 事業番号		
環境研究総合推進費(環境技術開発推進費は平成13年度から開始)	26年度 27年度 28年度 29年度			<達成手段の概要> 環境改質競争型の競争的研究所資金により、地球温暖化の防止、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全環境確保など、持続可能な社会構築のための環境政策の推進に、 て不可欠な科学的・知識の蓄積及び技術開発を促進する。 ※1 平成22年度に「環境改質競争型の競争的研究所資金」と「環境技術開発推進費」を統合し、更に、平成23年度より「環境改質競争型社会形成推進費」を新設。平成24年度より「環境改質社会形成推進費」を新設。平成25年度より「循環型社会形成推進費」を新設。平成26年度より「循環型社会形成推進費」を新設。平成27年度より「循環型社会形成推進費」を新設。平成28年度より「循環型社会形成推進費」を新設。平成29年度より「循環型社会形成推進費」を新設。平成30年度より「循環型社会形成推進費」を新設。平成31年度より「循環型社会形成推進費」を新設。				294、314		
(1) 本事業の配分・契約等の業務は、平成29年度より(独立)環境再生保全機構に移管。	5,387 (5,301)	5,300 (5,228)	5,100 (5,040)	5,203 1	<達成手段の概要> 環境改質競争型の競争的研究所資金により、地球温暖化の防止、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全環境確保など、持続可能な社会構築のための環境政策の推進に、 て不可欠な科学的・知識の蓄積及び技術開発を促進する。 ※1 平成22年度に「環境改質競争型の競争的研究所資金」と「環境技術開発推進費」を統合し、更に、平成23年度より「環境改質競争型社会形成推進費」を新設。平成24年度より「環境改質社会形成推進費」を新設。平成25年度より「循環型社会形成推進費」を新設。平成26年度より「循環型社会形成推進費」を新設。平成27年度より「循環型社会形成推進費」を新設。平成28年度より「循環型社会形成推進費」を新設。平成29年度より「循環型社会形成推進費」を新設。平成30年度より「循環型社会形成推進費」を新設。平成31年度より「循環型社会形成推進費」を新設。				294、314	

(2) 環境研究・技術開発等推進 事業(平成18年度)	19 (16)	18 (14)	11 (11)	90 -	<達成手段の概要> ①環境省の競争的研究所資金制度を統括し評価及び管理を行うプログラムディレクター(PD)を配置する。 ②「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」J(平成27年8月中環審答申)のフォローアップを行う。 ③環境省競争的資金の、終了後3~4年が経過した課題に係る成果の実用化・普及等に係る追跡評価を行う。 <達成手段の目標> 環境省が実施している研究・技術開発制度の管理及び評価を適切に行うとともに、社会動向に適した研究課題の探査に資する情報整理を目指す。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境省が実施している研究・技術開発の適切な推進に資する。	291
(3) 環境技術審証事業 (平成15年度)	102 (93)	102 (99)	92 (89)	103 2	<達成手段の概要> 環境保全効果等について客観的評価がない先進的環境技術について、第三者機関が実証し、その結果を公表する。 <達成手段の目標> 実証試験結果を環境省ウェブサイト等で公表し、環境技術の普及を支援する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境省が実施している研究・技術開発の適切な推進に資する。 <達成手段の概要> 環境技術を普及させることで、環境保全に資する。	293
(4) 化学物質環境実態調査費 (昭和49年度)	298 (275)	319 (282)	319 (286)	319 -	<達成手段の概要> 一般環境中の化学物質による汚染状況を把握し、施策に活用するため、関係機関からの要望物質について全国規模の調査を実施する。 <達成手段の目標> 実証試験結果を環境省ウェブサイト等で公表し、環境技術の普及を支援する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 中央環境審議会環境保護部会化学物質評価専門委員会の議論も踏まえ、着実に一般環境中の化学物質の残留状況調査を実施する。	297 【再掲】
(5) 熱中症対策推進事業 (平成24年度)	45 (38)	45 (40)	80 (75)	64 -	<達成手段の概要> ・熱中症対策に関するマニュアルやリーフレット等の作成・配布、講習会の実施等を通じて、自治体等で熱中症対策を早期から開始してもらう。 ・暑熱環境中における熱中症患者の発生リスクを把握するとともに、外国人に対する効果的な普及啓発活動を検討する。 <達成手段の目標> ・全ての自治体が署ぐなる前から市民に向けた熱中症対策を継続して実施する ・平成21年度に作成した「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」を更新し、関係機関と共有するとともに、内閣官房等と連携して外国人に対する普及啓発活動を行う。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・施設の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容 ・必要な監視及啓発資料の作成や配布、なるべく早い時期に講習会を開催すること等を通じて、自治体の取組を支援する。 ・関係機関と連携して夏期の大規模イベントにおける暑熱環境の計測を実施する。	303 【再掲】
(6) 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査) (平成22年度)	6,982 (6,632)	5,818 (5,521)	5,764 (5,639)	4,494 -	<達成手段の概要> 10万組の親子を対象とし、13年間にわたり、質問票による追跡調査等を実施する。 <達成手段の目標> 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)の実施により、全国10万人データの解析を行い、健康と環境の関連性を明らかにする。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 施設の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)の実施により、小児の発育に影響を与える環境要因を解明し、次世代育成に係る懸念やかな環境の実現に寄与する。	295, 315 【再掲】
(7) 化学物質の人へのばく露 総合調査事業費 (平成10年度)	105 (93)	105 (96)	94 (95)	94 -	<達成手段の概要> 人体中の化学物質モニタリング調査のデータを統統的に収集・解析する。 <達成手段の目標> 過年度データの解析を実施するとともに、次期調査計画の見直しのための検討を行う。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 化学物質の日本人の体内中の蓄積状況を総統的に把握し、環境リスク評価及び化学物質管理のための基礎情報を得る。	298 【再掲】

(8) 水俣病に関する総合的研究(昭和48年度)(再掲: 27-32)	35 (32)	37 (36)	40 (37)	40	-	<達成手段の概要> 水俣病やメチル水銀の健康影響に関する調査研究を行う。 <達成手段の目標> 訴訟に必要な科学的知見、社会学的知見の収集・数値化困難 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 認定審査の促進、紛争の解決を図る。	299
(9) イタイイタイ病及び慢性力 ドミウム中毒に関する総合 的研究(昭和47年 (平成13年度)	34 (34)	34 (31)	34 (34)	34	1	<達成手段の概要> イタイイタイ病の発症解明や慢性力ドミウム中毒の健康影響に関する調査研究を行う。 <達成手段の目標> イタイイタイ病や慢性力ドミウム中毒に関する質の高い研究による科学的知見の充実。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容 がドミウムによる健康影響を当該研究により解明し、イタイイタイ病や慢性力ドミウム中毒の特徴を把握することにより、被害の未然防止や健康確保に資する。	30 ² [再掲]
(10) イタイイタイ病及び慢性力 ドミウム中毒に関する総合 的研究(昭和47年 (度)	35 (27)	44 (31)	42 (37)	39	1	<達成手段の概要> ガドミウムや砒素の汚染地域住民の健康調査を通じたガドミウムや砒素の健康影響の把握等を実施する。 <達成手段の目標> 汚染地域住民の健康上の問題の把握・経済・イタイイタイ病に関する情報収集・発信。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 汚染地域住民の健康影響を調査することにより汚染地域住民の健康状態の適切な管理等を実施する。	30 ² [再掲]
(11) 国立水俣病総合研究セン タ(昭和53年度)	372 (353)	532 (465)	625 (592)	562	-	<達成手段の概要> 水俣病に関する総合的な調査、研究並びに水俣病、水銀等に関する国内外の情報の収集、整理、提供を行うこと及びこれらに関連する研究の実施。 <達成手段の目標> 国内外で過去に水銀汚染によって引き起こされた健康被害・環境汚染の解決及び将来的な発生防止・数値化困難 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 水俣病発生地域に対する化学的アプローチによる情報発信、及び途上国支援を中心とする水銀管理技術の移転による国際貢献。	300
(12) 環境汚染等健康影響基礎 調査費(うち化学物質の内 分泌かく乱作用に関する二 つ)(平成19年度)	190 (203)	216 (191)	200 (178)	170	-	<達成手段の概要> 化学物質の内分泌かく乱作用等推進するため、必要な調査研究や試験法の開発、試験等を実施する。 <達成手段の目標(平成18年度)> 必要な調査研究や試験法の開発等の進展 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各化学物質の内分泌かく乱作用を評価するための手法等を確立する。	29 ⁶ [再掲]
(13) 環境汚染等健康影響基礎 調査費(うち水銀に関する二 つ)(平成19年度)	176 (166)	237 (216)	250 (243)	297	-	<達成手段の概要> 我が国の水銀対策技術シーズと途上国側のニーズのマッチング等を通じ、我が国の水銀対策技術の国際展開に係る調査・検討を行うと共に、途上国の水俣条約締結に向けた支援を行う。 <達成手段の目標(平成18年度)> 途上国との水俣条約締結に向けた支援を実施した累積国数 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 水銀条約の効果及び我が国の技術・知見の更なる普及を目指し、過去の調査における知見も活用しつつ、対象国の調査を実施する。 また、過去実施したニーズ調査に基づき、外部資金を利用した案件化を図る。	254 [再掲]

(14) 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」による地球環境観測事業(平成18年度)	4,210 (4,168)	1,037 (1,923)	254 (252)	64 1
(15) 農業健康・環境影響対策費(平成19年度)	109 (103)	106 (96)	111 (104)	97 -
(16) 大気汚染物質による曝露影響研究費(平成23年度組替)	296 (292)	273 (226)	245 (193)	221 -

<達成手段の概要> 温室効果ガス観測は、全球の温室効果ガスの濃度や分布の観測に極めて有効であり、「いぶき」は、平成21年の衛星による宇宙からの温室効果ガス観測を続ける。衛星搭載センサの経年劣化や大気・雲の状態により、データは日々特徴が変化するため、品質を管理し育むデータを提供し続けるためには、地上観測等によるデータを用いた校正・検証と後継衛星による継続的な観測体制が重要である。本業務では、校正・検証された8年分の「いぶき」データを用いた研究成果や新しい知識を情報発信し利用促進を進めるとともに、気候変動に関する政策の立案・実施に貢献するものである。また、「いぶき」シリーズによる継続的な全球観測体制を構築するため、3号機について文部科学省のGCOM-W後継ミッションとの相乗りによる実現を目指し、開発に向けて調査・検討を実施する。

4,210
(4,168)

1,037
(1,923)

254
(252)

64
1

0305

290

289

温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」による地球環境観測事業(平成18年度)

(14)

4,210
(4,168)

1,037
(1,923)

254
(252)

64
1

<達成手段の目標>
・「いぶき」観測データの継続的な精度維持
・「いぶき」観測データから得られる研究成果による全球農業環境の理解と気候変動に関する政策への貢献
・「いぶき」シリーズによる継続的な全球観測体制の構築

<達成手段の概要>
・「いぶき」観測データの公表による、データの利用促進と気候変動に関する政策への貢献
・「いぶき」シリーズによる継続的な全球観測体制の構築
<農業の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容>
「いぶき」観測データに対し、地上や航空鑑測から得たデータを用いた校正・検証を施すことで、8年以上にわたるデータの精度維持管
理を行う。これらのデータを用いた研究成果は、世界全球レベルでの気候変動把握に有用であるとともに、得られた知見を広く発信する
ことで気候変動に関する施策の立案・実施に貢献する。
また、3号機の開発に向けて調査・検討を行い、「いぶき」シリーズによる継続的な全球観測体制の確実な構築に寄与する。

農業健康・環境影響対策費(平成19年度)

(15)

109
(103)

106
(96)

111
(104)

97
-

<達成手段の目標>
・無人ヘリコプターが散布した農薬の大気經由の健康被害未然防止のため、リスク評価・管理手法を開発。
・種の感受性分布等を活用した我が国における水環境生態系への新たな影響評価手法の開発。
<達成手段の目標>
・農薬による影響が懸念される生物種について生態系での調査等を行い、それを踏まえてリスク評価・管理手法を開発。
<達成手段の目標>
・無人ヘリコプター散布農薬による人への健康リスク評価については、経気道ばく露を想定し、毒性評価値の算出方法を決定。
・感受性の種間差を考慮した毒性評価の基本的要素を決定するとともに、感受性の種間差を考慮すべき農業系統を明確化。
<農業による影響が懸念される生物種の実態調査・毒性試験等を実施し、リスク評価の必要性や手法等を明確化。
<施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容>
・農業の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容
<農業の使用に伴う人の健康及び生態系へのリスクを低減。

<達成手段の概要>
・微小粒子状物質及び光化学オキシダント等の大気汚染物質による疫学調査等の実施
・大気汚染物質への曝露状況を把握するため、微小粒子状物質等の濃度等を全国で測定。
・光化学オキシダント等の大気汚染物質に関する国内外の文献を収集・整理。
<達成手段の目標(平成19年度)>
・大気汚染物質の曝露と健康影響に関する知見の蓄積
<施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容>
・大気汚染物質曝露と健康影響との関連性を明らかにする。

大気汚染物質による曝露影響研究費(平成23年度組替)

(16)

296
(292)

273
(226)

245
(193)

221
-

(17) (IPCC)評議報告書作成支援 気候変動に関する政府間パネル (IPCC)評議報告書作成支援	82 (50) 43 (18) 38 (34)	38 1	<達成手段の概要> IPCCの各種報告書のための執筆者会合や専門家会合への我が国専門家の派遣等を通して、日本人執筆者を育成、支援し、IPCCの各種報告書に貢献することによって、我が国がIPCCにおけるプレゼンスを向上させる。	0304 【再掲】
施策の予算額・執行額	18,478 (17,876)	14,266 (13,613)	13,309 (12,939)	<達成手段の目標> 我が国の科学的知見を適切にインプットし、IPCCにおける我が国のプレゼンスを向上させる。 <達成手段の内容> IPCC報告書に我が国の科学的知見を適切にインプットし、その作成に貢献する必要があるIPCC報告書の執筆に参加するため、その活動を国として支援することで、我が国の知見のインプットが結果的に増すことが期待できる。
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第5期科学技術基本計画「第1章(3)、(4)」(平成28年1月22日閣議決定) 宇宙基本計画「4.(1)② i、(2)① ii」(平成28年4月1日閣議決定) 未来投資戦略2017「中短期工程表1.6.」(平成29年6月9日閣議決定)			

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-④)

別紙1

施策名	目標9-4 環境情報の整備と提供 広報の充実						担当部局名	大臣官房環境計画課 (※記入は任意)	作成責任者名 (※記入は任意)	松本 啓朗
施策の概要	環境保全施策を科学的、総合的に推進するため、環境問題に関する情報を体系的に整備し、利用を図るとともに、様々なニーズに対応した情報を整備し、各主体への正確かつ適切な提供に努める。また、地域環境問題から身近な環境問題までの現状と取組について、各種媒体を通じた広報活動を行う。						政策体系上の位置付け	9. 環境政策の基礎整備		
達成すべき目標	環境情報を体系的に整備するとともに、国民等への提供を行い、環境行政の各種施策を推進する基盤とする。						目標設定の考え方・根拠	第四次環境基本計画(閣議決定)	政策評価実施予定期	平成30年8月
測定指標	基準	目標	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1 研修実施回数	研修計画書に基づく研修の実施	—	50	49	50	49	50	56	—	—
予算額計(執行額)	当初予算額	関連する指標	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
環境統計・環境情報の総合的な整備推進費(平成22年度)	10 (7)	11 (8)	9 (9)	12	—	—	—	—	—	—
(2) 環境調査研修所	86 (81)	86 (77)	100 (98)	98	1	—	—	—	—	—
情報基盤の強化対策費(平成7年度)	1,286 (1,148)	1,316 (1,116)	1,858 (1,689)	1,724	—	—	—	—	—	—

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

毎年度、環境調査研修所研修規則第二条に基づき研修計画書を策定しており、これに基づき環境行政に携わる体系的かつ専門的な人材の養成を目的とした研修を国や地方公共団体職員等に対して実施しているため。

平成29年 行政事業レポート
事業番号

達成手段の概要等

<達成手段の概要>
第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)及び公的統計の整備に関する基本的な計画(平成26年3月25日閣議決定)に基づき、経済活動と環境負荷との間の関係性を定量的に明らかにすること等を目的として、公的な環境分野分析用産業連関表(以下「環境IO」という。)を作成する。
<達成手段の目標>
平成23年産業連関表に基づき、平成23年版環境IOを作成し、平成29年度中に公表する。
<施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容>
環境統計の整備を通じて、環境問題に関する情報への満足度向上に寄与する。

280
296

<達成手段の概要>
環境行政の動向及び前年度に実施された研修の評価等を踏まえて研修計画を策定し、これに基づいて国や地方公共団体職員等に対する研修を実施する。
<達成手段の目標(29年度)>
<策定した研修計画に基づき、行政研修23回、分析研修33回及び職員研修10回の、全56回の研修を実施する。
<達成手段の目標(測定指標)への寄与の内容>
国や地方公共団体職員等の能力の開発、資質の向上を図り、環境行政の基盤の強化に資する。

<達成手段の概要>
新たな情報通信技術戦略を推進するため、利用者本位で透明性が高く安全な行政サービスの提供及び行政内部の業務・システムの最適化を図り、また、情報セキュリティ対策の確保を図る。
<達成手段の目標(測定指標)への寄与の内容>
環境省ネットワークシステムの稼働率
<施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容>
環境省ネットワークシステムの安定的な運用を通じて、環境情報基盤の強化に資する。

306

(4) 環境保全普及推進費 (平成2年度)	81 (76)	81 (77)	80 (71)	81 -
諸外国における環境法制 に共通的に存在する基本 問題の収集分析 (平成23年度)	5 (4)	5 (8)	4 (6)	5 -
施策の予算額・執行額	1,468 (1,316)	1,499 (1,286)	2,052 (1,383)	1,920 - 施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-44)

別紙1

施策名	目標10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理										担当部局名	環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 放射性物質汚染廃棄物対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	放射性物質汚染廃棄物対策室長			
	政策体系上の位置付け						10 放射性物質による環境の汚染への対処										
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。						対策地域内廃棄物を撤去し、仮置場への搬入を完了する。最終的には、放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理する。						対策地域内廃棄物処理計画	政策評価実施予定期	平成30年8月		
達成すべき目標	対策地域内廃棄物を撤去し、仮置場への搬入を完了する。最終的には、放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理する。						年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
測定指標	基準値	目標値	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度							
1 対策地域内廃棄物の仮置場への搬入が完了した市町村数	1市町村	27年度	7市町村	28年度	—	—	1市町村	3市町村	7市町村	10市町村	—	・対策地域内廃棄物処理計画(平成25年12月一部改定)に基づく、避難指示解除準備区域及び居住制限区域の災害廃棄物等(対策地域内廃棄物)の処理のスケジュールを参考にしつつ、公表資料「国直轄による福島県(対策地域内)における災害廃棄物等の処理進捗状況」で記載している各市町村の進捗状況を踏まえて記載。					
2 仮置場の確保・仮設処理施設の設置数	0か所	23年度	40か所	29年度	—	36か所	36か所	38か所	40か所	—	—	・仮置場の確保及び仮設処理施設の整備により、対策地域内廃棄物と指定廃棄物の処理が進んでいるため、設置された仮置場及び仮設焼却施設の合計数を目標値や実績値として設定。					
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等						平成29年 事業番号	行政事業レポート 事業番号				
26年度	27年度	28年度	29年度			放射性物質汚染対処特措法に基づき、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減することを目的として、対策地域に關係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						復219					
放射性物質汚染廃棄物処理事業 (平成23年度)	145,913 (40,071)	149,867 (88,438)	214,021	185,123	1・2	放射性物質汚染対処特措法に基づき、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減することを目的として、対策地域に關係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)											
施策の予算額・執行額	145,913 (40,071)	149,867 (88,438)	214,021														

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-⑯)

別紙1

施策名		担当部局名	環境再生事業担当 参事官室 環境再生施設整備 担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	神谷洋(環境再生事業担当参事官) 西村治彦(環境再生施設整備担当参事官)		
施策の概要		放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等を迅速に実施する。					
達成すべき目標		東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。					
測定指標		目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準 目標年度)の設定の根拠			
1	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上の地域	当該地域を段階的かつ迅速に縮小するため、線量が高い地域(ただし、線量が高い地域は長期の取組が必要)	各自治体の特別地域内除染実施計画に定めるとおり	・今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的な考え方について ・放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針 ・各市町村毎の特別地域内除染実施計画 ・「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的な考え方について」等	政策評価実施予定期限 参考方・根拠 平成30年8月		
2	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、年間追加被ばく線量	総合的・重層的な放射線防護措置により個人が受けれる年間追加被ばく線量(1ミリシーベルト以下を目指す)	長期的な目標	今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的な考え方について(原子力安全委員会)、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針等			
3	中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入の推進	中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入	長期的な目標	放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針、輸送実施計画等			
達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)	当初予算額	達成手段の概要等			
		26年度	27年度	28年度	29年度		
(1)	除去土壌等の適正管理・搬出等の実施 (平成23年度)	393,726 (382,929)	539,568 (531,239)	823,608 (784,427)	285,464 1.2	放射性物質汚染対処特措法の内容を迅速に実施し、いち早く事故による汚染を除去するため、除染特別地域における国による除染等の措置等、汚染状況重点調査地域における地方公共団体による除染等の措置等の支援等を行う。	平成28年 行政事業費 事業番号
(2)	中間貯蔵施設の整備等 (平成23年度)	212,511 (156,379)	121,581 (17,003)	75,340 (68,385)	187,561 3	除染に伴って大量に発生する除去土壌等を、安全に集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設の整備に向けて、用地交渉、中間貯蔵施設の建設を行うとともに、除去土壌等の搬入を実施する。	216 217
施策の予算額・執行額		606,237 (539,308)	661,149 (548,242)	898,949 (852,812)	473,025 (施政方針演説等のうち主なもの)	・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針(平成28年3月閣議決定) ・原子力災害からの福島復興の加速化のための基本措置(2016年12月閣議決定) ・施政方針演説「今年度中に、帰還困難区域の解消、賠償等を実施することと併せ、2020年には身近な場所から仮置きをなくせるよう、中間貯蔵施設の建設を急ぎます。」(2017年1月・板井)	

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(環境省29-⑭)

施策名	目標10-3 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策												
	今般の東京電力福島第一原発事故を受け、福島県が創設した「福島県民健康基金」に交付金を支付するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中心長期的に実施する体制整備を図る。さらに、原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県が基金を実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等、国として実施すべき事業を行う。					政策体系上の位置付け		政策評価実施予定期間		担当部局名			
施策の概要	達成すべき目標					目標設定の基準方針		作成責任者名 (※記入は任意)		放射線健康管理担当 官室			
	原子力被災者の健康確保、健康不安の解消					福島復興再生特別措置法及び同法に基づく 福島復興再生基本方針		平成30年8月					
測定指標													
研究の採択等件数 (被ばく線量評価、健康影響等に関する調査研究)	基準値		目標値		年度ごとの実績値		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						
	基準年度	目標年度	目標年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
1 (被ばく線量評価、健康影響等に関する調査研究)	15	24年度	20	—	10	20	20	20	20	20	20		
2 (保健医療福祉等関係者研修会、住民セミナー平均)	92%	26年度	80%	—	15	20	22	20	23	—	—		
3 (相談員支援センターにおける専門家派遣件数)	11	26年度	72	—	—	—	—	—	—	—	—		
測定指標													
福島県「県民健康調査」の着実な実施	基準		目標		年度ごとの実績状況(目標)		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠						
	基準年度	目標年度	目標年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
福島県「県民健康調査」の円滑な実施のための支援	—	24年度	福島県「県民健康調査」の円滑な実施のための支援	—	「県民健康調査」の円滑な実施のための支援								
4 進歩													
達成手段													
(開始年度)	予算額(執行額)		当初予算額		達成手段の概要等		行政事業レポート 事業番号						
	26年度	27年度	28年度	29年度	関連する指標								
原原子力被災者に対する健 康管理・健康調査 (平成23年度)	2,309 (1,331)	2,256 (1,425)	2,151 (1,233)	2,194 1.2.3.4	福島県民の健康管理及び健康不安の解消のため、健康管理を実施する県民健康管理調査費用を補助するとともに、放射線による健康影響に関する調査研究、安心・リスクコミュニケーション事業を行う。								
施策の予算額・執行額	2,309 (1,331)	2,256 (1,425)	2,151 (1,233)	2,194	311	平成23年 行政事業レポート 事業番号							